

山梨県南巨摩郡増穂町

權現堂遺跡

1989・11

増穂町教育委員会

序

増穂町は甲府盆地の南に位置し、町の東を流れる富士川と、南アルプスの前衛をなす櫛形山にはさまれた、利根川と戸川の複合扇状地に発展してきた町です。

町の歴史は古く、平林地区や増穂地区からは約4500年前の縄文時代の石器や土器が出土しています。奈良時代には最勝寺・明王寺などの古刹が開創され、さらに時代を下ると甲州と駿州を結ぶ重要ルートの一拠点として、また江戸時代に入ると富士川水運の要所として発展してきました。このように増穂町は古くから嶺南地方の宗教・文化・経済の中心としての役割をはたしてきました。

この本町の春米地区の山中で発見された権現堂遺跡は、6次におよぶ綿密な学術発掘調査によって平安時代後期に泥塔を焼いた全国的にもめずらしい跡であることが明らかにされました。

そこで、この権現堂遺跡の発見を本町の歴史の中に正しく位置付けるとともに、地域の方々、あるいは全国の皆さんにひろく理解していただきたく、このような冊子を刊行するはこびとなりました。今後この報告書が、平安時代後期の仏教史を解明するための手がかりとなることを期待しています。

発掘調査から整理および報告書作成までの間、ご指導ご協力を賜わった関係機関各位の方々、並びにお忙しい中をご寄稿いただいた先生方に改めて厚く御礼申しあげます。

増穂町長 田 中 隼 人

序

権現堂遺跡の発見は、今から30年前にさかのぼります。昭和34年9月の伊勢湾台風による集中豪雨によって遺跡の脇を通る古道が洗い流された際、道端に不思議な形をした焼き物が露出しました。これを地元の深沢清氏が偶然収集し、多くの方々の目に触れたのですが、関心がよせられないままに長い月日が経過しました。

4年前、それが宝塔をかたどった泥塔であることが判明し、発掘調査の機会がもたれることになりました。その後計6回にわたる学術調査の結果、権現堂遺跡は泥塔供養の場であることが確かめられたのです。

増穂町一帯をはじめとする南巨摩地方には、泥塔がつくられた平安時代末期ごろにこの地方を拠り所としたといわれる有力豪族の加賀美氏、秋山氏、一条氏に関する伝承が多く伝わっています。中央との交流をもち、最新文化の導入者でもあった彼らのなかに、当時天皇や貴族階級の間で流行した造塔供養を、この甲斐国に持ち込んだ人物がいたと推定することができないでしょうか。

私どもは今後、この先人の築きあげた貴重な遺産を、現代社会の中に生かし末長く保護してゆきたいと考えています。そのためにもこの冊子を通して、研究者をはじめ一般の方々が権現堂遺跡の重要性について理解を深めていただければと願っています。

最後に、この調査・発掘にご尽力いただきました方々、及び忙しい中原稿をお寄せいただきました方に、心より感謝申しあげます。

増穂町教育委員会

教育長 井 上 幹 也

例 言

1 本書は、増穂町教育委員会が実施した山梨県南巨摩郡増穂町大字春米字南山に所在する権現堂遺跡の発掘調査報告書である。発掘調査から整理作業、報告書作成の各段階において帝京大学山梨文化財研究所の協力を得た。

2 発掘調査は、権現堂遺跡学術発掘調査会及び調査団を組織し、次の6次に分けて実施した。

第1次 昭和60年4月13日～16日

第2次 昭和60年12月6日～12月15日

第3次 昭和61年3月29日～4月6日

第4次 昭和61年9月13日～21日

第5次 昭和62年3月27日～4月5日

第6次 昭和63年3月4日～5月8日

3 整理作業は帝京大学山梨文化財研究所において、昭和63年5月9日から6月16日までおこなった。

4 調査組織（第2次～第6次）、及び発掘調査参加者、整理作業参加者は次のとおりである。

（調査会）

会長 川口通輔（第2次～第5次）、田中隼人（第6次）

副会長 大久保正信（第2次～第5次）、矢崎 厚（第6次）、中込太四郎

理事 磯貝正義、佐藤八郎、植松又次、野沢昌康、清雲俊元、谷口一夫（第6次）、萩原三雄、畑 大介、櫛原功一（第6次）、莊司存良、種口 忠（第2次～第5次）、龍沢正雄（第6次）、深沢道直（第2次、第3次）、深沢 映（第4次、第5次）、中込長徳（第6次）、長沢次雄、塙原一幸（第2次～第5次）、大塙 進（第6次）

参与 田代 孝、秋山 敬、末木 錠

事務局長 田中隼人（第2次～第5次）、井上幹也（第6次）

（調査団）

団長 田中隼人（第2次～第5次）、井上幹也（第6次）

副団長 莊司存良

主任調査員 萩原三雄

副主任調査員 八巻与志夫

調査員 畑 大介、中山千恵、櫛原功一（第6次）、種口 忠（第2次～第5次）、龍沢正雄（第6次）、長沢次雄、深沢 映（第4次、第5次）

事務局 長沢 徹（第2次、第3次）、井上幹也（第4次、第5次）、大久保俊彦（第6次）、長沢 季（第2次～第5次）、志村広文（第6次）、井上 稔（第1次～第3次、第6次）

（発掘調査参加者、調査団員以外）

望月武美、深沢 清、井上 誠、井上昭二、手塚一郎、神田信一、深沢サイ、中沢久江、井上君子、塙沢かね子、加賀美ひさ子、伊藤晴美、伊藤祥子、宮川

昌彦、小林森雄、久保寺春雄、小池正藏、金丸平甫、菊島静男、三井健一、武藤しげこ、依田和子、松林 宏、井上利男、井上昌子、山下孝司、數野雅彦、信藤祐仁、広瀬千江美、原 教正、原 正人、岡本範之、田村和幸、小沢健次郎、保坂裕史、井上有史、白鳥伸和、末 創一

(整理作業参加者、調査団員以外)

奥山裕子、萩原知子、相川直江、保坂裕史、広瀬千江美、佐野靖子、矢房静江、矢崎照政

- 5 本書の執筆は、第Ⅰ章第1節、第2節を長沢孝、第Ⅰ章第3節を莊司存良、第Ⅰ章第4節、第Ⅱ章第2節～第4節、第Ⅲ章第2節を櫛原功一、第Ⅰ章第5節1、3を中山千恵、第Ⅰ章第5節2、第6節3を畠大介、第Ⅰ章第6節1、2を田代孝、第Ⅰ章第6節4、第Ⅲ章第1節を萩原三雄、第Ⅱ章第1節を志村広文、第Ⅲ章第3節を清雲俊元、第Ⅲ章第4節を原正人が担当し、編集は萩原、畠、櫛原があたった。
- 6 遺物のX線透過撮影は帝京大学山梨文化財研究所の鈴木稔氏に、石質鑑定は同所の河西学氏にお願いした。
- 7 発掘調査の様子は、望月武美氏と町教育委員会によりビデオ撮影され、そのビデオテープは増穂町教育委員会に保管されている。
- 8 権現堂遺跡は昭和60年5月31日、町の文化財に指定され、現地に全面保存されている。
- 9 発掘調査から報告書作成までの過程で、次の方々からご指導、ご助言をいただいた。記して謝意を表したい(敬称略)。
三宅敏之、千々和 到、木下密運、石村喜英、西山要一、藤沼邦彦、倉本堯慧、松村恵司、羽中田壮雄、小野正文、室伏 徹、川口純一、齊藤孝正

目 次

序	
例言	
第I章 権現堂遺跡の調査	
第1節 調査に至る経過	1
第2節 調査経過	1
第3節 遺跡周辺の地理的・歴史的環境	3
第4節 遺構	7
第5節 遺物	
1 土器	16
2 泥塔	22
3 その他	32
第6節 成果と課題	
1 遺構について	32
2 土器について	34
3 泥塔について	36
4 まとめ	39
第II章 権現堂遺跡周辺の調査	
第1節 調査に至る経過	41
第2節 調査経過	41
第3節 調査結果	
1 A地点	44
2 B地点	46
3 C地点	47
4 D地点	48
5 E地点	49
第4節 まとめ	52
第III章 付論	
第1節 泥塔研究の流れ	・萩原三雄 54
第2節 泥塔製作技法の復元	・櫛原功一 58
第3節 権現堂周辺の寺院	・清雲俊元 61
第4節 文獻にみえる泥塔供養	・原 正人 70

挿 図 目 次

第1図	権現堂遺跡周辺図（1/50,000）	4
第2図	権現堂周辺（明王寺境内全図 第1号より）	6
第3図	権現堂遺跡平面図及び断面図	9、10
第4図	下面焼成部	12
第5図	遺物の分布・接合図及び断面図	13、14
第6図	土器(1)	17
第7図	土器(2)	18
第8図	土器の分類	21
第9図	土器の法量分布図	22
第10図	泥塔の部分名称等	23
第11図	泥塔(1) I類（1/2）	24
第12図	泥塔(2) IIa類（1/2）	25
第13図	泥塔(3) IIb類（1/2）	26
第14図	泥塔(4) IIb類（1/2）	27
第15図	泥塔(5) IIb類（1/2）	28
第16図	泥塔(6)（1/2）	29
第17図	分類のための測定部位	31
第18図	測定値分布図（I類・II類）	31
第19図	測定値分布図（IIa類・IIb類）	31
第20図	鉄製品	33
第21図	灰釉陶器	33
第22図	類別泥塔分布図及び断面図	37、38
第23図	権現堂遺跡とその周辺（1/10,000）	43
第24図	周辺地点の位置図	43
第25図	神輿台拓影（1/6）	43
第26図	A地点	45
第27図	B地点	47
第28図	C地点	48
第29図	土器	49
第30図	権現堂遺跡及びD地点	49
第31図	E地点	50
第32図	E地点 1号トレンチ	51
第33図	E地点 2号トレンチ	51
第34図	明王寺境内全図 第1号	64
第35図	明王寺境内全図 第2号	65
第36図	明王寺境内全図 第3号	66

第Ⅰ章 権現堂遺跡の調査

第1節 調査に至る経過

最初にこの遺跡が人の目にふれたのは、昭和34年9月の伊勢湾台風の直後であった。集中豪雨のため遺跡の脇を通る古道が流路となり、そのため露出した泥塔の破片を地元在住の深沢清氏が偶然発見したのに始まる。しかし、その時はそれが何であるか追索されず、それから長い年月が経過した。

昭和60年1月、町文化財審議委員の莊司存良氏から「春米南山(通称権現堂山)から土偶のようなものが出土した」という連絡が町教育委員会に入った。この連絡が発掘調査の直接的なきっかけとなつたのである。そこで関係者らとともに現地へ赴き、現地でさらに数点の遺物を表探した。その後、各方面に黙会するなかで、それらは「泥塔」と呼ばれ、出土例も少なく特殊な遺物であることが判明した。しかも泥塔はすべて破片で、遺跡の立地もまったく類例をみない山の中腹ということで、遺跡の性格についての関心はさらに高まった。

第2節 調査経過

権現堂遺跡発掘調査は昭和60年4月に始まり、以後63年5月に至るまで計6回に及ぶ学術調査を積み重ねていくが、この調査は県内はもとより全国的にも類例を見ない貴重な発掘へと発展していった。具体的には、平安末を中心に支配層により進められた泥塔供養の一環と考えられる泥塔焼成に係わる遺構が検出されたもので、多数造塔信仰の一端がこの小さな遺跡に秘められていたのである。以下、調査経過の概略を追ってみたい。

1 調査区の設定と第1次発掘調査

昭和60年3月23日と24日の両日、発掘調査に先がけ、現地にトレント設定用の杭を打った。4月13日、この杭を基に泥塔発見地点周辺に5m×2mのトレントを2箇所設定し、発掘を始めた。開始直後、両トレントにおいて泥塔破片の集中部分が認められ、さらにその部分にサブトレントを入れ、その泥塔を含む層が約30cm堆積していることを確認した。この泥塔集中部分は、後に下段部の灰原の南端として位置づけられるのであるが、この段階においては、さらに集中部分は北側に広がる点、泥塔はすべて破損品である点、泥塔が含まれる土層には多量の炭化物粒子と焼土粒子が含まれる点等の所見を得た程度で、遺構の性格など多くの疑問を残したまま、第1次調査は4月16日に終了した。この調査において泥塔片に伴って土器片が出土し、その形態からこの遺跡は平安後期に造営され、泥塔供養の盛行期とも一致することが確認された。

2 遺跡の町文化財指定と第2次発掘調査

第1次調査後、町文化財審議会(中込太四郎会長)と町教育委員会(田中隼人教育長)から町当局に第1次調査の成果報告と、今後の継続調査の必要性が改めて提言された。また、地元春米区からも教育委員会並びに町に対して調査拡大の申し入れがされ、9月補正で発掘調査の継続予算が盛り込まれるという理解が示された。これと並行し5月31日、権現堂遺跡緊急保存対策会議が開

かれ、同遺跡の緊急町文化財指定が決まり、遺跡に対する保存気運が一層高まるに至った。11月29日、調査体制の充実を図るため、権現堂遺跡学術発掘調査会が正式に発足し(人員等は例言を参照)、同発会式が開かれた。この会議では以後の発掘調査、現地説明会の日程と、発掘面積の拡張等の調査方針が話し合われ、遺跡の性格及び遺跡造営の時期の解明などを重点として進めることを決定した。

12月6日、第2次発掘調査が開始された。新たに北側、西側、北西側にトレントを増設し、発掘を進めていったところ、第1次調査で検出された泥塔集中域(灰原)はさらに北側へと続き、その泥塔集中域の西側には一段高まって平らな焼土面が広がり(上段部上面焼成部)、その面に泥塔破片が点在していることが確認された。第2次調査に入る段階では、護摩壇的なもの、あるいは泥塔を納めた場所等の性格付けが考えられていたが、出土した泥塔はすべて破損している点、焼土面と灰原的な様相を示す泥塔集中域が検出された点等により、泥塔を焼成した遺構とする見方が支配的となつた。12月8日には現地見学会が開催され、山道を20分も登る山中にもかかわらず熱心な見学者約100名が参加した。第2次調査では遺構の上面が確認され、全貌が把握できる状況まで進み、調査は12月15日に終了したが、泥塔焼成遺構とする見解はさらに深められ、このころ「全国初の泥塔窯址」として広く報じられた。

年が明け昭和61年2月15日、町民会館において関係者を集め中間報告会が開かれ、さらに下層を発掘調査し全容を解明する必要があることなどが指摘された。

3 第3次～第5次発掘調査

第3次調査は遺構の精査を目的として昭和61年3月29日に始められた。調査地点の中央に十字に設定されたベルトを取りはずす作業から進められ、上段部の焼土面を中心に精査を行なつた。その結果、上段部の焼土面上からは泥塔片がブロック状にかたまって出土し、泥塔以外にも炭化材、土器片、金属製品も検出され、4月6日に調査は終了した。

9月13日から21日にかけて実施した第4次発掘調査においては、雨天により思うように作業が進まなかつたが、さらに各部分の精査を行なつた。

第5次発掘調査は翌昭和62年3月27日より開始された。上段部においては平坦面の範囲を確認するため、北側と西側にサブトレントを設けた。また上段部、下段部とも精査を行なう一方、泥塔ほかの遺物の取り上げを進め、4月5日に終了した。

4 第6次発掘調査と泥塔シンポジウム

昭和63年3月4日から5月8日にかけて実施された第6次発掘調査は、権現堂遺跡の最終調査と同遺跡周辺の発掘調査を兼ねたものであるが、その詳細については第II章第2節を参照されたい。

この第6次調査のさなか、3月5日「権現堂遺跡とその歴史性」と題したシンポジウムが開催された。これは、権現堂遺跡の性格を検討し、さらに泥塔研究の問題点と今後の方向を探ろうとするもので、泥塔についてのシンポジウムとしては全国初であった。個別発表のあと討議が行なわれ、権現堂遺跡を泥塔焼成場所として位置づける一方、「真言系一辺倒で考えやすい泥塔供養であるが、天台系との係わりも十分に検討すべき」等の興味ある見解も示された。

第3節 遺跡周辺の地理的・歴史的環境

1 地理的環境の概観

遺跡の公簿上所在地は、増穂町大字春米(つきよね)字南山(みなみやま)である。

増穂町は、甲府盆地の南端部に位置し、富士川に臨んでいる。その富士川の西岸に平野部が広がり、これらの平野部は、戸川・利根川などが東流して作った扇状地である。

利根川に沿う扇頂部に春米の集落があり、山間部はこの川を境にして、北を北山、南を南山と呼ぶ。これらの山の西部は櫛形山で、さらに西は南アルプスの連峰である。

さて、南山は江戸時代に権現堂山と呼ばれた。熊野権現を祀る聖山の謂われであったであろう。或いは中世もそのように呼んだかも知れない。地元では今も、「権現山」と通称している。

この山は往時、「里方十二ヶ村入会山」であり、農耕生活に切り離せない重要な役割を持っていた。さらに、平林(増穂町)や奈良田(早川町)など山村に往々交う生活道路が通り、あらゆる意味で人々に最も親しまれた山といえる。

現在の県道平林線は、利根川に寄り沿って左岸を走るが、旧道は川久保という小集落を登山口として、権現堂の社地を繞りながら尾根道を辿る。

遺跡は、この権現堂社地の北方約100mほどの地にあり、今の杣道が大きく北へ湾曲した辺りで、利根川に直立する崖上に位置し、しかも勝地である。

標高はほぼ390mで、付近に湧水地があり、かつて「ゆや」という古地名であったとされ、明治時代に温泉発掘を試みた者があるという。

2 周辺の密教系諸寺(第1図参照)

(1) 麻明楽寺

鎌倉に於いて、頼朝に謀殺された一条忠頼の菩提を弔う為に、創建されたと伝えられる寺。川久保の集落南端にあり、旧真言宗系、後に曹洞宗南明寺派となり、江戸時代後期に廃される。

(2) 麻尾寺

今の平林水室神社の前身。宝亀元(770)年に、儀丹行円が創建したと伝える。本寺明王寺について真言宗となったのは、弘仁・天長(820年代)の頃か。明治初年の神仏混淆禁止により、麻尾寺は明王寺と合し、鎮守を残して神社となる。通称は南高尾といい、北高尾庵見神社と対する。

(3) 麻金胎寺

小室山妙法寺の前身で、役小角により開創されたと伝えるから、山岳信仰の拠点であったであろう。大同年中(806~809)に真言宗に転じたとされる。今の寺号は、山伏の法印肥前坊が日蓮に帰依して改宗されてからであり、文永11(1274)年以後のことである。

(4) 最勝寺

天平20(748)年、聖武天皇の勅願により建てられたという。旧三論宗、弘仁10(819)年に今のが真言宗に転じたとされる。武田大井氏の初祖信明が、父信武の命によりこの地の荘園を押領したのは康永一貞和(1342~1349)の頃とされ、牌所をこの寺に置いた。

(5) 明王寺

宝亀元年、儀丹行円の開創由縁は麻尾寺に同じ。光仁帝から小井川荘のうちの荘田を賜わり、



第1図 植現堂遺跡周辺図(1/50,000)

4km

今はその地を布施というと寺伝に記す。

弘仁の頃真言宗となり、後小松帝に勅額を賜わって勅願寺に列せられ、武田信玄から武運長久祈願所に定められ、真言古談林七箇寺のうちとなった。

3 周辺支配に影響を与えた豪族たちと權現堂跡口

(1) 加賀美氏

加賀美氏の祖遠光は、逸見冠者義清の四男である義定の弟とされている。この兄とは九才違いで、三才の時に父を失ったという。そこで長兄清光は子として育てることとなり、その後、兄義定を遠光の弟として加え、ここに通称する武田太郎信義・加賀美二郎遠光・安田三郎義定の序列が定まったとされる。

遠光の母は、新羅三郎義光の長子進士判官義業の子とされているから、義清には姪となる。遠光はその母と共に加賀美館(若草町)にて成長し、加賀美庄を拠点として八田庄・大井庄・南部牧・於曾庄などの各地に、勢力を扶植していくものであろう。

大井庄のうち、秋山(甲西町)に拠った長男の光朝は、庄田開発の遅れていた根方を主にその勢力を強めていった。

二男の長清は、八田庄に拠って小笠原枚を経営し、三男光行は南部牧の経営に当り、強大な騎馬武士団の形成に努めた。四男光経は加賀美にあり、肥沃な穀倉地帯に勢を張り、隣の稻積庄の大半も手中に収めた。五男光俊は於曾に庄城を拡張していった。

(2) 秋山氏

光朝は、父遠光や弟長清らと、禁中守衛の任に当って京にあったとき、平重盛の六女を妻に迎えたといふ。

文治元(1185)年正月の頼朝書状に、「甲斐の殿原の中には、いさわ殿・かぐみ殿ことにいとをしく申させ給べく候。かぐみ太郎殿は二郎殿の兄にて御座候へ共、平家に付、又木曾殿に付て心ふぜんにつかひたりし人にて候へば云云……」とあり、石糸五郎信光やかがみ二郎(小笠原二郎長清)については、頼朝の厚い信頼が窺えるが、かがみ太郎(秋山太郎光朝)については批難を加えている。そしてその年10月11日、兩鳴城に攻められた光朝は、自刃して果てたといふ。

光朝の長子光定は、やがて秋山氏・高林氏・上田氏などを伝え、二男光重は下山氏を、三男光季は常葉氏などの支流を伝える。

〈略年表〉

西暦 年号

1168	仁安3	高倉帝
71	承安元	帝が遠光に不動像下賜
80	治承4	令旨頼朝に任せ
84	元暦元	6.16忠頼謀殺
85	文治元	10.11光朝自刃
97	建久8	10.11秋山尾に経筒を埋む
1201	建仁元	光経没
21	承久3	5.25承久の乱
24	貞応3	2.15中尾權現跡口
	元仁元	9.19遠光没

〈秋山氏系図〉



(3) 一条氏

武田信義に四子あって、一条忠頼・板垣兼信・逸見有義・石禾信光という。忠頼は一条庄(甲府市)に拠って、周辺の諸郷を私領化し、南下して八田・大井などの各庄の一部を領した。

大井庄のうち、春米(当時は高林と呼んでいた)を所領したと考えられ、川久保の明楽寺、中村の道場等を、治承4(1180)年以前に建てたものとされる(『増穂町誌』)。

しかし、元暦元(1184)年に鎌倉で謀殺された忠頼の首を、密かに持ち帰って埋めたその地に、明楽寺を建てて菩提を弔ったとも考えられ、中村の道場は八幡社となったと村文書は伝えている。その社地に、今は宝林寺が建つ。

(4) 権現堂跡口

今は明王寺に伝える権現堂跡口は、県内最古のもので国指定重要文化財である。その銘文は次のように記している。

〈外帶 右〉

「貞應三年二月十五日甲斐國西郡高林内中

尾権現宮之全願主阿闍梨長慶(花押)」

〈外帶 左〉

「仰願三所権現<sub>天祐土子
四所前神</sub>弟子等願所生死之果報心期所臨終正念往生極樂乃至法界衆生平等利益為也」

中尾権現社は、遺跡の南方約100メートルの地にあり、この社を造営した勢力と、泥塔供養の主体者とは何らかの強い結びつきを思わせる。因みに権現社は三所権現であって、熊野三所権現の謂われであり、今は単に熊野神社(春米の村中に本社を遷宮し、産土となる)と称される。

補註

加賀美莊は、延暦寺山門領であった(網野善彦氏ら論証)とされることから窺うに、甲斐に於ける天台仏教の盛行と、加賀美氏流の強い影響力との因果関係を意識せざるを得ない。

それらの因果を結ぶ一線上に、泥塔法儀及び供養主が解明されるものと期待される。



第2図 権現堂周辺(明王寺境内全國第1号より)

第4節 遺構

権現堂遺跡は、増穂町大字春米字南山2457番地他に所在し、標高652mの南山東側の通称「権現堂山」中腹に位置する。標高は約390mである。東向きのやや急な傾斜地に立地しており、調査地区的西端と南端では地表面で約3mの比高を測る。調査地区的西側は、急な立ち上がりを見せて傾斜し、調査地区的付近でやや緩やかとなり、東側は再び急な傾斜地となる。北側は、約8m先が利根川に向かって大規模に崩落した急崖となっている。崖の縁辺部には湧水地点があり、掘り窪められた穴は絶えず水を湛え、付近の農作業等に利用されている。

調査地区は春米から平林に通ずる山道の屈曲部に隣接し、山道入口から徒歩で約20分登りつめた地点にある。降雨時の流水によって調査区南側の山道は深くえぐられ、その影響で泥塔が地表面に露出し、それが深沢清氏によって偶然発見された。なお、調査面積は約70m²である。

層序は次の通りである。

- 1層—表土層(しまり・粘性はやや弱く、1~5cm大の礫をやや多く含む。腐植土層を含む。厚さ約25cm。)
- 2層—黄褐色土層(しまり・粘性が強く、1~4cm大の礫、炭化物を少量含む。風化粒子は少ない。厚さ20~70cm。)
- 3層—黒褐色土層(炭化物・灰を多く含み、焼土粒子を少量含む。遺物は認められない。)
- 4層—褐色土層(黄色風化粒子を多く含み、6層より黄味が強い。炭化物がみられる。)
- 5層—黄褐色土層(黄色風化粒子を含む。炭化物を微量混入する。)
- 6層—暗褐色土層(中位から下位において1~30cm大の礫を多く含み、しまりはやや弱い。粒子は粗く、炭化物を含む。無遺物層である。厚さ20~60cm。)
- 7層—黄褐色焼土混合土層(0.5~1.5cm大の焼土塊、焼土粒子を主体とし、泥塔片を多く含む遺物包含層である。炭化物を多量に含む。しまり・粘性が強い。)
- 8層—黄褐色土層(黄色風化粒子、0.1~0.5cm大の焼土粒子、0.5~1cm大の炭化物を多く含む。無遺物層である。)
- 9層—黒色炭化物層(炭化物・灰を非常に多く含む。炭化物は大きなもので幅5cm、長さ7cmを測る。焼土粒子もみられる。上位に遺物を包含し、下位には少ない。)
- 10層—赤褐色焼土層(9層中位の東側のみにみられる焼土層。)
- 11層—赤褐色焼土層(床面直上の薄い焼土層。)
- 12層—暗褐色土層(黒味がかった層。風化粒子をやや多く含む。炭化物の小片、焼土粒子を少量含む。無遺物層である。)
- 13層—黄褐色土層(ロームを主体とした地山。黄色風化礫、黄色風化粒子を多く含む。しまり・粘性が強い。遺物、炭化物は皆無である。)

この中で、調査地区全体に普遍的にみられる層は、1・2・6・13層である。これらを基本層序と考えたい。3~5層については、土層の堆積順序によれば泥塔の包含層よりも新しい時期の所産である。したがって調査地区西側斜面に、焼土・炭化物層を伴う何らかの遺構の存在が想定されよう。7・9~11層は泥塔の焼成遺構に伴う堆積層である。8層については、下面の焼成遺

構を埋める層であるが、西側斜面とは不連続であるため、焼成遺構廃絶後の人工的な整地層である可能性が強い。

検出された遺構は、石列を伴う整地面に設けられた泥塔焼成遺構2面と灰原状を呈した泥塔集中部である。それらを上段部・石列・上面焼成部・下面焼成部・下段部（灰原）に分けて説明を行ないたい。

上段部

上段部は、急傾斜面寄りの約5m四方の段状を呈した平坦な整地面で、斜面を削平・盛り土して構築したものである。東端部では約60cmの比高を測り、土留のためと思われる石列を伴う。セクション観察をもとに上段部の構築状況を推定するならば、まず13層の地山を削平し、12層を盛り、下面焼成部を構築し、下面焼成部廃棄後8層によって整地し、上面焼成部を構築したものであり、無遺物層である8層を間層として2時期にわたって焼成部を構築している点に特徴がある。この点については、上面焼成部を構築する際に再び斜面を削平していることが、南北セクション（第3図D-D'）における、13層へ削り込んだ6層端と8層端のズレによって想定される削平時期差から推定可能である。

なお上段部中央の東西セクション（第3図B-B'）によれば、12層は勾配7°のなだらかな傾斜面となっており、「下面焼成部構築時点では明確な段状形成は認め難い。つまり12層直上部に石列があり、石列部までが焼土がほぼ水平に堆積した段状を呈す整地面となっている。したがって、上面焼成部を構築する段階で段状地形を形成したのではないだろうか。

上段部の規模については、南東部は明らかであるが北西部は不明であり、調査地区よりも更に1m以上広がりそうである。また南部に関しても山道によって削り取られていることは明らかである。

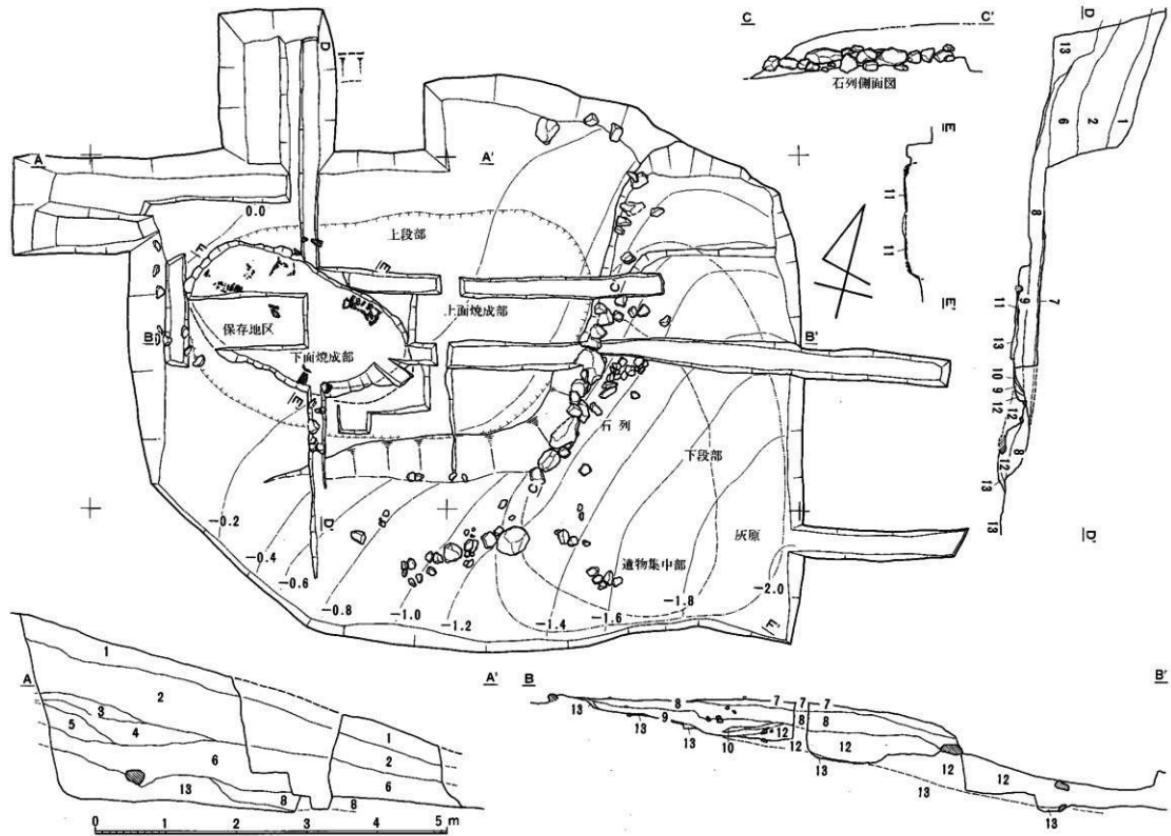
石列

石列は上段部東端の12層直上に構築されており、既に述べたように上段部構築の際の土留としての役割が考えられる。10~50cm大の17個程度の礫を用い、長さ2.7mにわたってほぼ直線的に並べている。主軸方向はN-5°-Wで、斜面の傾斜方向に対して直行する。礫は、主に堺灰角砾岩の自然石で、遺跡周辺に普遍的にみられるものである。基本的には1段のみの石列であるが、部分的に2段に積まれている箇所がある（第3図 石列側面図参照）。石列の北側・南側には礫が散在しており、山道で削られた南側に関しては、石列が更に延びていた可能性がある。

上面焼成部

上面焼成部は上段部に設けられた焼成遺構で、7層の焼土の広がりをさす。下面焼成部を埋めて、水平に整地した面を利用している。焼土の分布は、5m×3mの広範囲に不整円形形状に広がり、全体的に非常に堅緻である。石列に接した上段端部から中央部にかけた上段部のほぼ全域に及ぶが、焼成部の周縁では直径10~20cm程度のブロック状の焼土が散在する。特に、西側では遺物分布範囲を取り巻くように5箇所以上のやや硬化した焼土ブロックが検出された。焼土面はほぼ水平であり、その直上に焼土の分布と殆ど一致するように泥塔を中心とした遺物を検出した。

遺物の分布を詳細にみた場合、上段部のはば中央、2m×3mの範囲に環状に集中している。更に遺物の種別ごとにみると、泥塔は133点出土し環状に分布するが、特に南西側に密度が高く、



第3図 植観堂造跡平面図及び断面図

北側は練である。完形品は皆無で、すべて破損品である。その内訳は、相輪部23点、笠部58点、塔身部52点である。土器類は23点出土し、主に北側の径1.5mの範囲内に集中する。小皿・小碗・高台付杯等の破片のみで完形品ではなく、また供膳形態のみである点に特徴がある。器種的に下段部(灰原)との違いはない。鉄製品3点(鉄釘・針金状鉄製品)は北側のみである。出土遺物の種別によって分布に差がある点については、後に接合関係と合わせて触れる。

そのほか炭化物は、遺物が集中した範囲内に特に原形を留めた炭化材が多く、最大10cm×15cmの薪状のものがみられた。炭化粒子は焼土に混じってやや多くみられたが、下面焼成部のような炭化物層としての存在は認められなかった。また、特に灰原に分布の主体をもつ焼成粘土塊が上面焼成部の石列付近から少量出土したが、遺物の集中範囲内からはほとんど出土していない。その特徴については後述するように、窯の壁体片である可能性が考えられる。

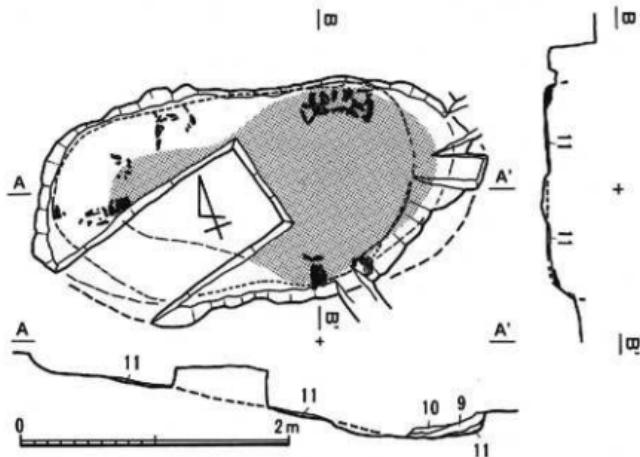
以上の発掘所見をもとに上面焼成遺構の構造について復元する場合、手がかりとなるのは平坦面を構築している点と、掘り込みをもたない点、壁体と考えられる焼成粘土塊が出土している点である。また焼土ブロックが数箇所検出された点、泥塔を中心とした遺物が環状に検出された点を勘案すると、平坦面において構造窯を用いた焼成方法を想定することができよう。下面焼成部のように炭化物層を伴わないのは掘り込みがないためで、焼成時毎に絶えず炭化物や灰、破損した泥塔を段状部下の灰原へ落としていたのではないかろうか。この考え方方に立つと、上面焼成部から検出された泥塔の多くは、最終段階か、最終段階に近い時点での製品ということになる。

下面焼成部

下面焼成部は、既に述べたように緩やかな傾斜を利用した掘り込みをもつ土坑状の焼成遺構である。平面形は小判形の梢円形で3.2m×1.6m、深さ約20cmを測る。主軸方向はN-72°-Wで、斜面の傾斜方向にはほぼ一致する。また土坑底面は7°の勾配をもち、土坑の構築面である12層の傾斜とも一致する。土坑は9層の炭化物層を覆土とし、その下部からは押しつぶされた形で多量の炭化材が検出された。炭化材は土坑内床面直上のはば全面に遺存していたが、特に壁際には大形の炭化材が壁に対して斜めに寄り掛かって密集する箇所が3箇所程みられた。焼土は土坑内東側では9層中に間層として存在したほか、東側を中心に西側にかけた床面直上が焼土化し堅緻であった。また東南部壁面にも焼土化した部分が認められた。

遺物は、南側壁面付近の9層中から泥塔6点、土器1点が検出された。泥塔は全て破片で、内訳は相輪部2点、笠部4点である。また土器は杯形土器で、下面焼成部外の北西側、8層中からの出土土器と接合した。したがって下面焼成部内の遺物は、焼成部廃棄後に行なわれたと推定される8層の整地段階で混入した遺物であろうと考えられる。なお床面直上に遺存した遺物はない。また焼成粘土塊は全く検出されなかった。

以上の点から下面焼成部についてまとめると、傾斜地を利用した土坑状の焼成遺構で、整体状の焼成粘土塊が検出されていない点に着目すれば、上部構造をもつ構造窯の可能性は弱い。なお床面東側の焼土範囲が広く、焼土層が厚い点によって、焼成部内東側は主に燃料の燃焼部として利用されたであろう。また9層中の焼土層(10層)の介在により、複数回の使用が考えられる。



第4図 下面焼成部

灰原(下段部)

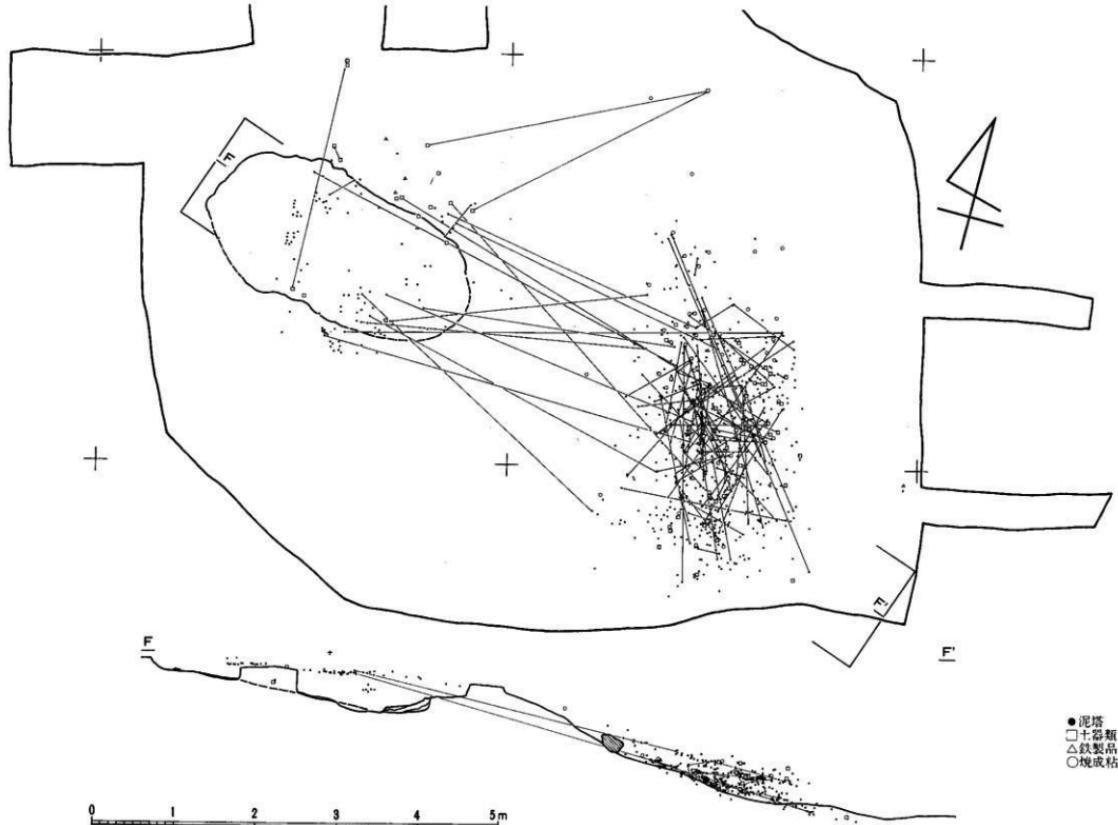
灰原(下段部)は、上段部東の石列付近からその東側にかけて堆積した炭化物・焼土を多く含んだ土層で、泥塔を主体とした遺物の集中部分が含まれる。上・下両面焼成部の斜面下方に位置し、層の厚さは25cm~50cmであり、その広がりは5m×3mに及ぶ。また遺物の集中部分は南北方向に長い橢円形を呈し、3.5m×2mを測る。出土した遺物は泥塔1,059点、土器類81点、灰釉陶器1点、鉄製品3点、焼成粘土塊約100点である。

泥塔は完形品が皆無であるとともに、各部位が隣どうし接合したまま発見された例は僅か5点のみである。その内訳は相輪部78点、笠部424点、塔身部538点、笠部+塔身部3点、相輪部+笠部2点、位置不明14点で、部位による偏在傾向は認められなかった。層位的には、出土位置を一定の幅で縦断面に投影してみたところ、上下2層に分かれそうである(第5図参照)。これが二面の焼成部と関連することも考えられる。接合関係を確かめたうえで改めて検討したい。ただ調査時点では、遺物包含層中に間層を見いだすことはできず、比較的短期間で、継続的に堆積したような様相を呈していた。

土器類は小壺・小皿を主体としたもので、上・下両焼成遺構と同様に供膳形態のみである点が大きな特徴である。破片が殆どであるが、完形品が1点、完形に近いものが3点ある。出土位置は泥塔とほぼ同じで、灰原の上部、下部を問わずに出土している。灰釉陶器は壺の胴部片で、灰原中央の中位から出土している。

鉄製品は鉄釘2点、針金状鉄製品1点である。

焼成粘土塊は、遺物集中部北側から石列付近に多く、上面焼成部で石列付近から出土したものと位置的に関連がありそうである。ここで、上面焼成部から出土した焼成粘土塊も合わせてその特徴について説明したい。



第5図 遺物の分布・接合図及び断面図

焼成粘土塊の総数は約130点あり、2～5cmのものが主体をなす。最大例は10cm×10cm、厚さ4cmである。形態は一、二面の凹部もしくは平面を部分的にもち、凹部・平面部以外は破損部となっている点が大きな特徴である。また突出した「受け」状の張出部をもつものや、円孔状部分かと思われる破片が数点あるほか、大型例を中心とした10点程度の資料には、白色の石灰あるいは漆喰状のやや厚い付着物をもつ一面の平面もしくは凹面があり注意される。胎土は外見上泥塔とはほぼ同じであり、凝灰角礫岩の小礫を非常に多く含む。但し、大きく異なるのは、スサ状圧痕が外面から内面の一部に認められることである。とくに平坦面には棒状を呈したスサ状圧痕が顯著である。色調はほぼ全面が明褐色を呈す例が多い。以上の諸特徴により、これらの焼成粘土塊は窯体の破片であろうと考えられる。窯の構造については明らかではないが、仮に窯体片であるならば、スサ入り粘土によって形成された円筒形の窯が想定される。その内面は白色に化粧されているのではないか。焼成粘土塊の凹面部によって円筒部の復原径を想定することが可能かもしれない。また、上面焼成部で検出された焼土ブロックは窯の焼成室の支柱的な構造に関わるものである可能性もある。

最後に遺物の接合関係についてまとめておきたい。まず泥塔は総数1,198点中、接合例は105例を数えた。そのうち(1)灰原内どうしでの接合数は97と最も多く、(2)上面焼成部どうしは3、(3)上面焼成部と灰原は5である。但し、保存のため現場に残した泥塔18点については接合関係は不明である。また、下面焼成部では接合例は確認されていない。

接合関係についてさらに詳しく迫ってみよう。まず(1)の接合関係には様々な方向がみられ、一定の方向性は見いだすことができない。距離は最短10cm未満、最長4m45cmのものがみられるが、全体的には50cm～1m前後の短距離のものが多い。(2)では、泥塔数が少なく灰原どうしとは比較が困難であるが、最短距離3cm、最長距離50cmで短距離といえる。接合方向の傾向については明らかでない。(3)は、最短距離3m15cm、最長距離5mで、全て3m以上の長距離間での接合例である。これは、灰原どうしの接合例が短距離であるとの対照的である。それらの接合例には方向性が看取できる。つまり上面焼成部から出土した泥塔のうち、主に北側と南側の2箇所の泥塔が灰原と接合関係をもち、その2地点からそれぞれ灰原に向けた方向性があることである。

以上の点を整理すると、灰原における比較的短距離間での移動頻度の高さと移動方向の多様性、上面焼成部と灰原接合例の長距離間での一定の方向性を指摘することができよう。この対照的な両者の比較によると、前者の移動については、遺跡周辺の環境等に鑑みて自然の営力の影響を考慮する必要があろうが、後者については、上面焼成部から灰原に移動する過程における人為的な行動の関与を想定することが可能であろう。すなわち上面焼成部での、泥塔焼成後の破損品についての「片付け」行為を意味するものとして捉えられようか。

次に土器類は、総数104点中、接合したのは9例である。そのうち(1)灰原どうしが3、(2)上面焼成部どうしが3、(3)上面焼成部と灰原が2、(4)下面焼成部と上段部中が1である。

これらの土器の接合方向、接合距離をみると、(1)では最短距離15cm、最長距離50cmで方向性はないと思われる。(2)では最短距離30cm、最長距離3m50cmで方向性については不明である。それらに対し(3)では4m90cm、5m25cmで泥塔と同じく長距離であり、しかも方向は両者ともほぼ同じである。(4)は2m90cmを測る。

土器類については後で詳述するが、胎土が泥塔と大きく異なるため、遺跡外からの搬入品であろうと考えられる。したがって本遺構で焼かれたものではなく、何らかの目的で使用・廃棄されたものであろう。そこで上面焼成部に土器類の集中部があり、その地点と灰原が接合関係をもつことを重視したい。つまり土器集中部付近で使用された後、廃棄が行なわれたのではないかと考えられるのである。また土器類が供膳形態のみであること、上器集中部が鉄製品の出土地点とはほぼ重なる点を考えあわせると(第5図参照)、上面焼成部北側の土器集中部付近は、土器等を用いた宗教的な行為を行なう場所として使用されたのではなかろうかと思われる。しかも泥塔と土器の出土層位に差異は認められないことからすれば、泥塔と同一時期の廃棄であることはほぼ確実であろう。したがって泥塔焼成の一連の行為として土器を用いた宗教行為が存在したものと考えておきたい。

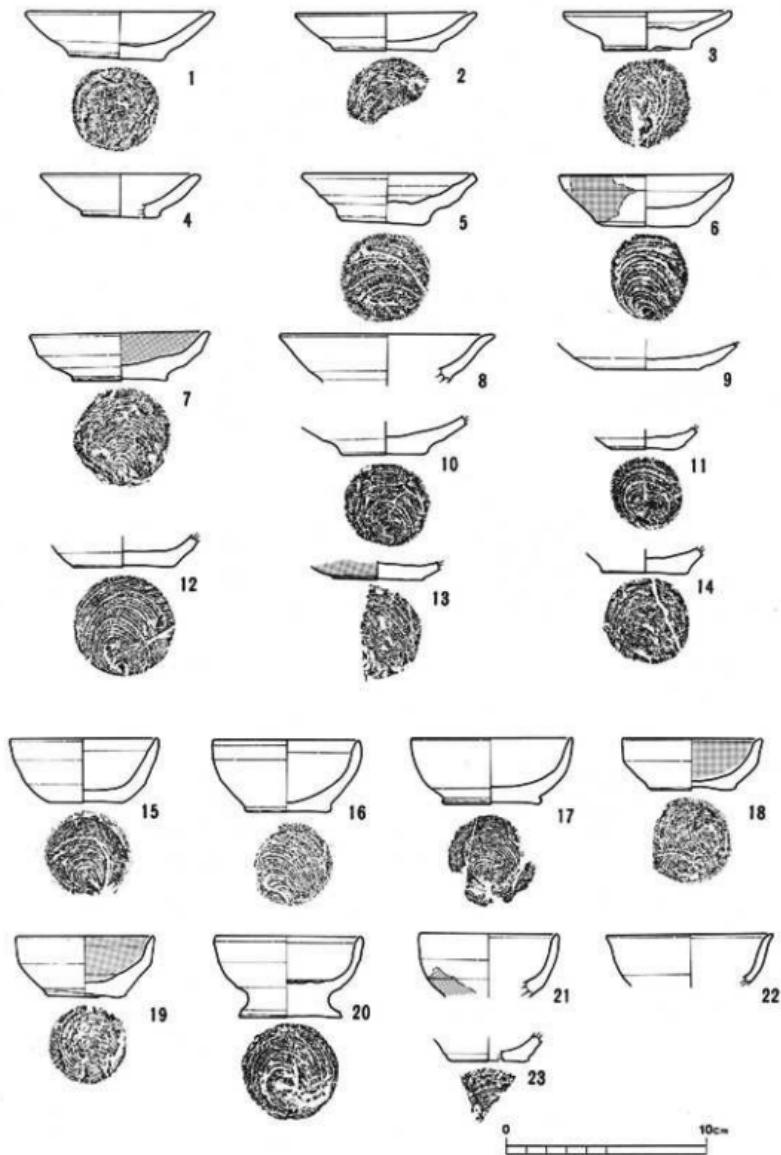
以上によって本遺構を、宗教行為を伴う泥塔焼成遺構(泥塔窯)とその灰原として性格付けることができよう。

第5節 遺物

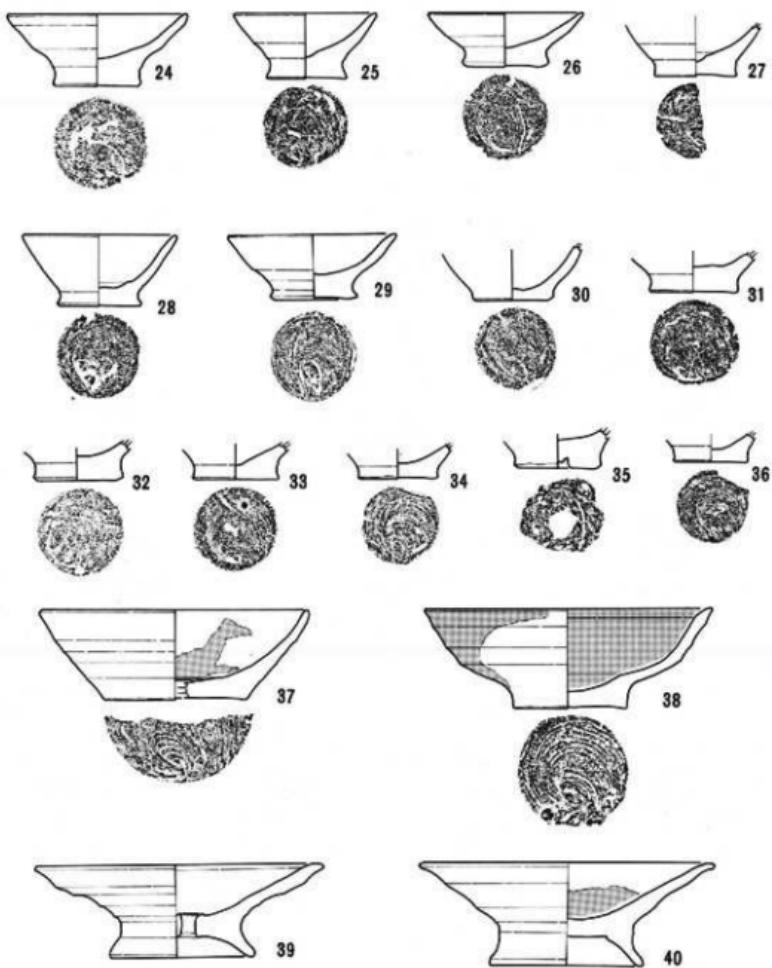
1 土器(第6・7図)

権現堂遺跡からは、泥塔に混在して土師質土器が多く出土した。出土総量は104点で、上段部及び焼成遺構中から23点、灰原から81点であるが、小破片が多く完形のものは少ない。器種は壺・皿・碗の3種類のみである点が大きな特徴である。煮沸形態の土器類が欠如し、供膳形態のみであることからして、泥塔供養に関連したものであろうと考えられる。いずれもロクロ成形・横ナデで、底部に回転糸切り痕を残し、高台付や足高高台付のものを含む。また灰原から灰釉陶器の小破片が1点出土していることによって、これらの土師質土器を11世紀代に位置付けることが可能かと思われる。以下、残存度が高く器形を推定しうる資料のみについて説明を加えたい。

1. 灰原出土の小皿。口径9.4cm、器高2.4cm、底径2.4cm。胎土は粗く、多量の長石、石英、雲母を含む。焼成は不良で赤褐色を呈す。
2. 灰原出土の小皿。推定口径9.1cm、器高1.9cm、底径5cm。胎土には長石、石英を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。
3. 灰原出土の小皿。推定口径8.4cm、器高1.9cm、底径4.4cm。胎土には極めて多量の雲母を含む。焼成は良好で暗褐色を呈す。
4. 灰原出土の小皿。推定口径8cm、器高2.2cm、推定底径4cm。胎土には長石、石英を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。
5. 灰原出土の小皿。口径8cm、器高2.5cm、底径4.5cm。胎土には多量の雲母を含む。焼成は良好で暗褐色を呈す。
6. 上段部出土の小皿。口径8.6cm、器高2.6cm、底径4.2cm。胎土には長石、石英、多量の雲母を含む。焼成は良好で茶褐色を呈す。器面の一部に黒色タールが付着する。
7. 上段部上面焼成部出土の小皿。推定口径9cm、器高2.4cm、底径4.8cm。胎土は緻密で、長石、石英、雲母を含む。焼成は良好で黒褐色を呈す。内面に黒色処理を施す。
8. 灰原出土の小皿。推定口径13cm。胎土には長石、石英、赤色粒子を含む。焼成は良好で黄茶褐色を呈す。
9. 灰原出土。推定底径5cm。胎土には長石、石英、微量の雲母を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。底部の磨耗が激しく、糸切痕は不明である。
10. 底径4cm。胎土には、長石、石英を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。
11. 上段部上面焼成部出土。胎土には、長石、



第6図 土器(1)



0 10cm

第7図 土器(2)

石英、微量の赤色粒子を含む。焼成は軟質で黄褐色を呈す。12. 灰原南端出土。底径 5 cm。胎土には極めて多量の雲母、長石を含む。焼成は良好で黄褐色を呈す。13. 灰原出土。推定底径 4.6cm。胎土には多量の雲母、長石を含む。焼成は良好で外面は黒色、内面は灰褐色を呈す。14. 灰原出土。底径 4.2cm。胎土には長石、石英、赤色粒子を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。15. 灰原出土の小塊。口径 7.4cm、器高 3.2cm、底径 3.8cm。胎土は緻密で多量の雲母、長石を含む。焼成は良好で黄褐色を呈す。内面口唇部に削りを施す。16. 灰原出土の小塊。推定口径 7.6cm、器高 3.6cm、底径 4.1cm。胎土には長石、石英、多量の雲母を含む。焼成は良好で黄褐色を呈す。17. 灰原南端出土の小塊。推定口径 8 cm、器高 3.3cm、底径 4.9cm。胎土には長石、石英、多量の雲母を含む。焼成は良好で黄褐色を呈す。18. 灰原出土の小塊。推定口径 8 cm、器高 2.6cm、底径 4.2cm。胎土には長石、石英、多量の雲母を含む。焼成は良好で茶褐色を呈す。19. 上段部上面焼成部出土の小塊。口径 7 cm、器高 3 cm、底径 3.8cm。胎土には長石、石英と多量の雲母を含む。焼成は良好で茶褐色を呈す。内面は黒色処理を施す。20. 灰原出土の高台付小塊。推定口径 7.2cm、器高 4.1cm、底径 5 cm。胎土には長石、石英、多量の雲母を含む。焼成は良好で黄褐色を呈す。21. 上段部出土。推定口径 6.8cm。胎土には長石、石英、多量の雲母を含む。焼成は良好で褐色を呈す。外面に黒斑が見られる。22. 上段部上面焼成部出土。推定口径 8.2cm。胎土には長石、石英、及び多量の雲母を含む。焼成は良好で褐色を呈す。23. 灰原出土。推定底径 4 cm。胎土には長石、石英を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。24. 灰原出土の高台付杯。推定口径 9 cm、器高 3.6cm、底径 4.4cm。胎土には長石、石英を少量含む。焼成は良好で茶褐色を呈す。25. 灰原出土の高台付杯。推定口径 7.2cm、器高 3.4cm、底径 4.2cm。胎土には長石、石英を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。26. 上段部出土の高台付杯。推定口径 7.7cm、器高 2.7cm、底径 4.3cm。胎土には長石、石英を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。27. 灰原出土の高台付杯。底径 4.2cm。胎土は緻密で、長石、石英、雲母を含む。焼成は良好で黒褐色を呈す。内面が剥離する。28. 灰原出土の高台付杯。推定口径 7.7cm、器高 3.6cm、底径 2.2cm。胎土には長石、石英、雲母を含む。焼成は良好で赤褐色を呈す。29. 灰原出土の高台付杯。推定口径 8.4cm、器高 3.3cm、底径 3.8cm。胎土は緻密で、多量の雲母を含む。焼成は良好で褐色を呈す。30. 灰原出土の高台付杯。底径 3.6cm。胎土には長石、石英、赤色粒子を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。31. 灰原出土。底径 4.4cm。胎土には長石、石英を多量に含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。32. 灰原出土。底径 4 cm。胎土には長石、石英、赤色粒子を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。33. 灰原出土。底径 4.4cm。胎土には多量の長石、石英、赤色粒子を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。34. 灰原出土。底径 4 cm。胎土には長石、石英、赤色粒子を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。35. 灰原出土。底径 4 cm。胎土には長石、石英、雲母を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。36. 灰原出土。底径 3.8cm。胎土には長石、石英を含む。焼成は軟質で茶褐色を呈す。37. 灰原出土の杯。推定口径 13.4cm、器高 4.6cm、推定底径 7 cm。胎土には長石、石英、雲母を含む。焼成は良好で色調は黄褐色を呈す。内面が一部黒変する。38. 上段部下面焼成部出土の杯。推定口径 14.1cm、器高 5 cm、底径 5.6cm。胎土には長石、石英、多量の雲母を含む。焼成は良好で黒褐色を呈す。内面は黒色処理を施す。39. 上段部上面焼成部及び灰原出土の足高高台付杯。口径 14.2cm、器高 4.7cm、底径 7.2cm。胎土には長石、石英、多量の雲母を含む。底部には焼成前の穿孔を外側から行なう。焼成は良好で黄白色

を呈す。40. 上段部上面焼成部出土の足高高台付坏。推定口径14.8cm、器高5.3cm、底径7.8cm。胎土には長石、石英、多量の雲母を含む。焼成は良好で黄褐色を呈す。内面の底部には黒斑が認められる。

これらを器種別に分類すると以下の通りである。

A 血形土器(1~14)

小皿(A形式)

底部がやや肥厚する小型の皿形土器。口縁部の形態により4類に細別される。

a類(1~4) 口縁部が丸みをもつ皿形土器。

b類(5) 口唇部にナデ調整による外傾した面をもつ。内外面にロクロ成形痕を明瞭に残す。

c類(6) 口唇端部が尖る。

d類(7) 口唇部がやや丸く、体部が内湾する。外面にロクロ成形痕を明瞭に残す。内面に黑色処理を施す。

B 埃形土器(15~23)

小塊(B 1 形式)(15~19)

口縁部がほぼ直立する小型の塊形土器。底部及び体部の形態により3類に細別される。

a類(15) 体部外面の底部付近を丸く整形する。口唇部内側に削りによる一条の稜をもつ。

b類(16・17) 底部がやや肥厚して高台状を呈す。

c類(18・19) 口縁部がくの字状に屈折して直立し、体部中央が稜をなす。口唇部内側と体部外面の稜が磨耗する。内面に黑色処理を施す。

高台付小塊(B 2 形式)(20)

高台部の底面が広がり、塊部との接合部がくびれる。塊部の法量は小塊とはほぼ同じである。

C 坏形土器(24~40)

高台付坏(C 1 形式)(24~36)

小型の坏で、体部は直線的に外反し、底部に高台を有する。

坏(C 2 形式)(37, 38)

やや大型の坏形土器。底部の形態により2類に細別される。

a類(37) 底部から口縁に向って直線的に外反する。口唇部は丸みをもち、底部がやや肥厚する。

b類(38) 底部が高台状に肥厚し、体部は内湾する。口唇部はやや尖る。内面に黑色処理を施す。

足高高台付坏(C 3 形式)(39, 40)

外面に横方向のロクロ成形痕を明瞭に残す足高高台付坏。底部の孔の有無によって2類に細別される。

a類(39) 焼成前に底部外側より穿たれた孔をもつ。

b類(40) 孔はない。

この中でB 1・B 2・C 1 形式は本遺跡に特徴的な形式である。とりわけB 1 形式は管見では類例を知らない。

A 盆形土器		B 塚形土器		C 坎形土器	
皿	a 類	小	a 類	高台付 杯	
	b 類		b 類		
	c 類		c 類		
	d 類		高台付小塚		
					a 類
					b 類
					a 類
					b 類

第8図 土器の分類

以上の分類に従って、口径・器高による法量分布を示したのが第9図である。これによると、小皿は口径8cm～9.5cm、器高2.5cm付近に、小塚は口径7cm～9cm、器高2.5～3.5cm付近に、高台付杯は口径7cm～8cm、器高2.5～3cm付近に、杯と足高高台付杯は口径14cm、器高5cm付近に分布する。つまりそれぞれの形式の法量分布に独自性が認められる点から、それぞれの形式が分化した法量をもっていると考えてよかろう。

各形式ごとの出土量は、小破片を考慮するために器形を判断しうる口縁部で集計した場合、総数35点中小皿11点、小塚8点(高台付小塚を含む可能性がある)、高台付小塚1点、高台付杯11点、杯2点、足高高台付杯2点である。推定総量は他の部位に着目した場合口縁部とは多少異なるであろうが、口縁部・底部片等、全資料の個体識別を行なうことが非常に困難な現時点では、この結果からおおよその傾向をつかむことは可能であろう。これによれば、本遺跡の土師質土器は口径10cm未満の小皿・小塚・高台付杯を主体としていることが明らかである。また小皿・小塚・高台付杯の出土量が同程度であり、ほぼ同じ頻度で使用・破損し、廃棄されたのであろうかと思われる。

土師質土器の胎土に着目した場合、大きく分けて2種類に分類できる。すなわち、

I類(3・5・7・12・13・15~22・

28・29・38~40) 胎土中に大型の雲母を極めて多く含む。

II類(1・2・4・8~11・14・23~27・

30~37) 胎土中に小型の雲母を微量含む。

各形式ごとに検討すると、同一形式で胎土が異なる小皿・高台付坏・坏と、

胎土がほぼ同じと考えられる小塊、足高高台付坏がある。後者の2形式はともにI類である点が注意される。

なおここでは、土師質土器の全てに雲母を含んでいるのに対し、泥塔に雲母を含むものはないことを指摘したい。つまり泥塔は、肉眼観察によれば本遺跡周辺の粘土を使用し、本遺跡で焼成されたと考えられるが、土師質土器の全てに本遺跡の土層中・泥塔の胎土中にはほとんど認められない雲母が含まれていることから、上師質土器は本遺跡で焼成されたものではなく、全て輸入品であるといえよう。また土師質土器が含有する雲母の形状・量を手がかりとして、その製作地を少なくとも2箇所以上想定することが可能であろう。

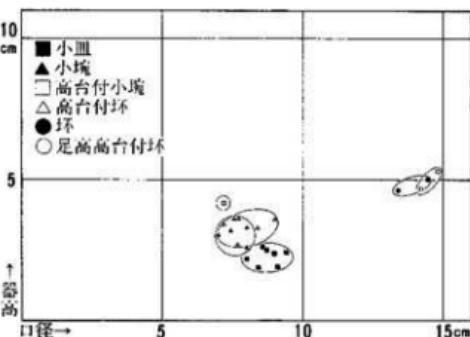
これらの土師質土器は、発掘所見によって泥塔の共伴遺物と考えられ、泥塔作法に伴うきわめて短期間の廃棄によるものであろうと推定される。したがって、これらの資料をほぼ同時期の所産と仮定し、その編年的位置付けについて考えてみたい。まず出土資料のなかで、年代を示唆する資料として小皿・坏・足高高台付坏・灰釉陶器をあげることができる。本遺跡ではこれらが併出したと考えてよからう。このうち小皿は坂本美夫氏のいう「柱状高台皿 I a類」に類似する。坂本氏は I a類には足高高台付坏と灰釉陶器が併出する例の多いことを指摘し、11世紀第1四半期から第3四半期に位置付けているが、本遺跡はまさにその指摘に合致する。なお本遺跡では小皿に典型的な柱状高台である「柱状高台II類」を全く含んでいない。また坏の底部が高台状を呈すものの12世紀代に位置付けられる柱状高台ではない。以上を総合して、11世紀代の所産として考えておきたい。

なお、興味深いのは小碗に観察される磨耗である。磨耗は、口唇部内側と体部外面の縁に顕著であるところから、同一器種を積み重ねた際の使用痕であろう。つまり、土器の使用は一回性のものではなく、長期にわたって使用・片付け(積み重ね)を繰り返したことが想像されるのである。

2 泥塔(第11~16図)

泥塔の大半は灰原内及び上面焼成部直上より出土しているが、地点ごとの特徴はみられないため分けずに報告していきたい。

出土した泥塔はすべて宝塔形をなし、その多くのものが塔身部と笠部の間、笠部と相輪部の間で割れている。そしてそれらの各部分においてもさらに破損を受けているものが大半である。



第9図 土器の法量分布図

数と形態

発掘された泥塔の破片数は1198点に及ぶ。その内訳は塔身部と笠部が接続していたもの3点、笠部と相輪部が接続していたもの2点、塔身部破片590点、笠部破片486点、相輪部破片103点、部位不明14点である。そして接合作業後の総数は1088点となった。その結果破損していなかったものも含めると、塔身部・笠部・相輪部が接続したものは3点、塔身部・笠部が接続したものは103点、笠部・相輪部が接続したものは5点となった。また塔身部の破片で半分以上のものは467点、相輪部破片で同じく半分以上のものは496点であるため、これらの破片が最終的にすべて接合すると500基前後になると思われる。

泥塔の高さについては完形のものがない、確実なことはいえないが、11~12 cm のものが主である。以下形態について下位の部分から説明を加えていく。

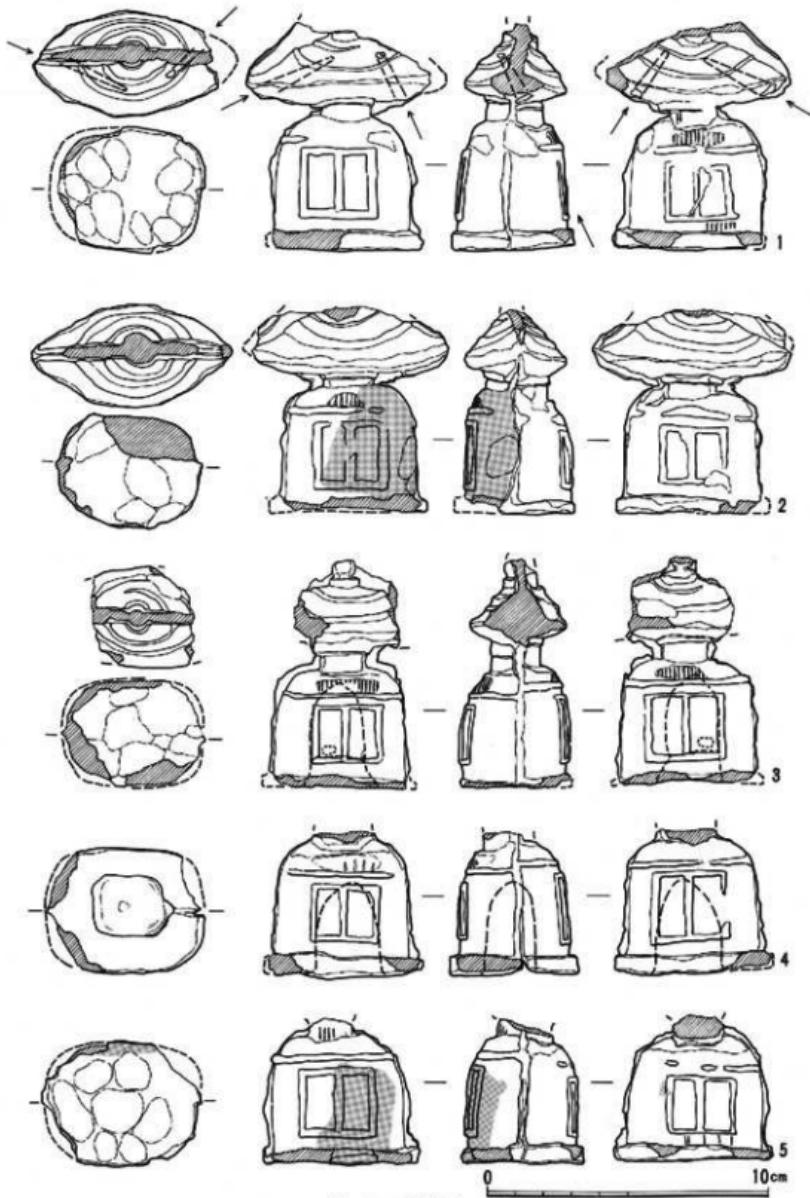
まず底部についてであるが、隅丸方形、あるいは梢円形に近い形を呈する。多くのものには指頭圧痕が付けられ、なかには指紋が確認できるものもある。これらは型作りの際、親指でおされた跡と思われる。

この底部に孔が施されているものは合計17点にのぼる。そのうちの1つは、1個体に2つの孔（孔口部の長径9 mm、短径6 mm、深さ35 mmと孔口部長径7 mm、短径3 mm、深さ37 mm）を有するが（図版13-46）、他はいずれも1個体に1つ孔が施されているのみである。これら底部の孔は、手法・法量等により大きく次の①から③に分類することができる。①は孔口部において長辺25 mm、短辺20 mmほどの隅丸方形を呈し、深さ約30 mmを測るもので、指をさし込んで形作ったものと思われる（図版13-43）。この種のものは第11図の4など3点にのぼるが、同図の3のような塔身部中に空洞があるタイプ（X線撮影により確認され、7点にのぼる）と同じものとも考えられる。このタイプの孔を有するもの、及び空洞となっているものは、いずれも後述するところのⅠ類に属するものである。②のタイプは、先の尖った棒状工具であけられたもので、孔口部の直径は9 mmから3 mm、深さは25 mmから10 mmを測り、合計10点にのぼる（図版13-44~46）。③は孔の部分に交わるように底部の長軸に対して平行に溝をつけたもので合計4点みられる（図版13-47）。このタイプの孔は、②のタイプと同じ程度のものである。

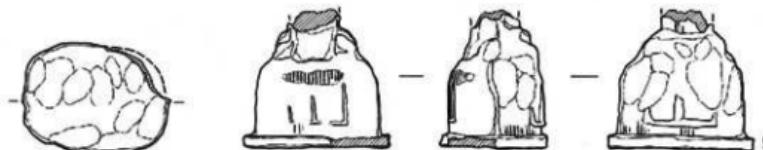
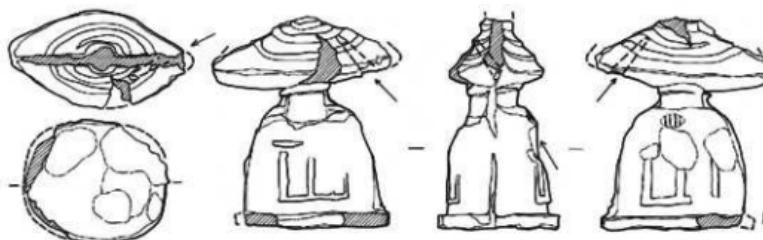
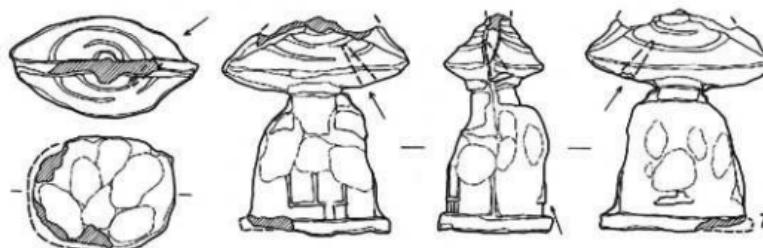
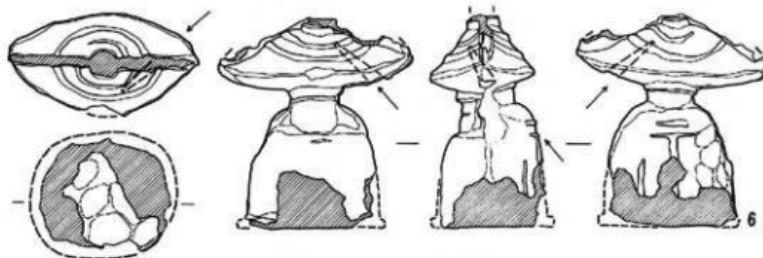
これらの孔の位置は底部の中心付近が多いが、中心部の石をかけて、角にあけられているものも見られ、孔の方向が垂直ではなく斜めにあけられているものもある。また孔ではないが、底部の中心部分がへこんでいるものも10点ほど見られる。底部の孔は一般に陀羅尼経納入のためとされているが、当該遺跡の泥塔の底部孔にも後述の笠の孔にも陀羅尼経等が納められているものではなく、軸部が空洞になっているものにも納入されているものはみられない（X線撮影によると納入物の痕跡はなく、1点について切開したところ納入物はみられなかった）。



第10図 泥塔の部分名称等

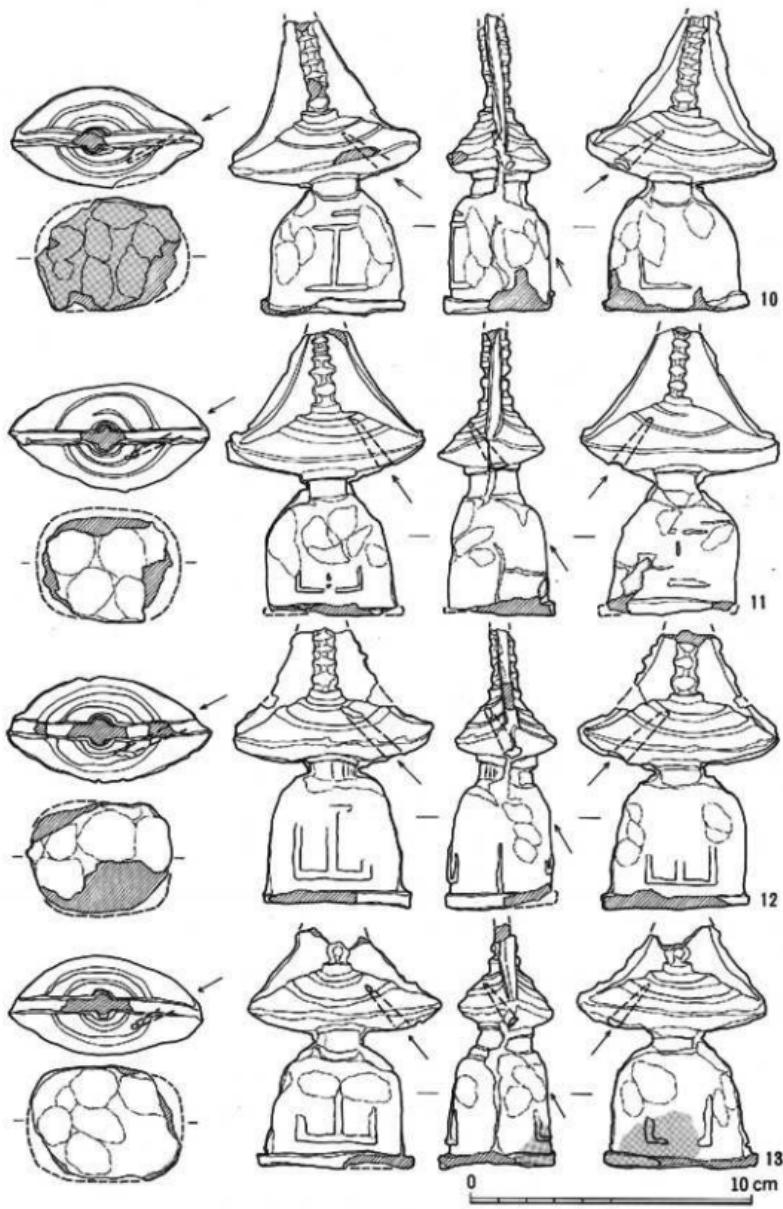


第11図 泥塔(1) 1類

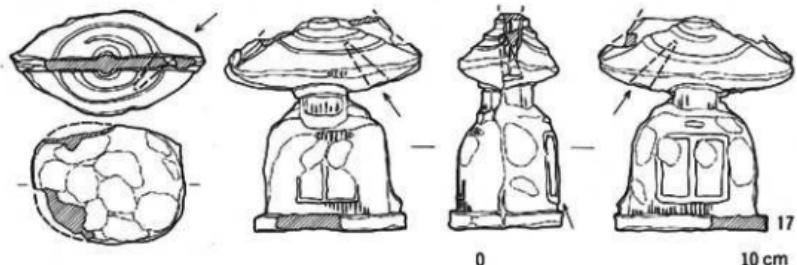
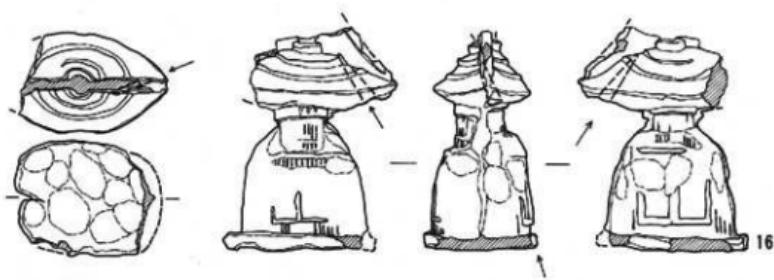
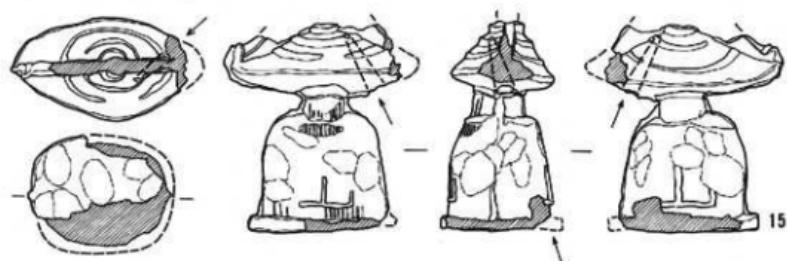
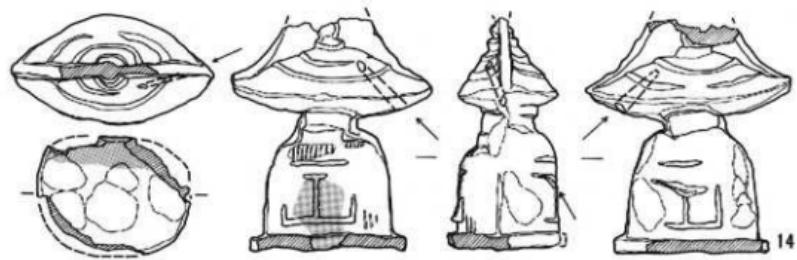


0 10cm

第12図 泥塔(2) II a類

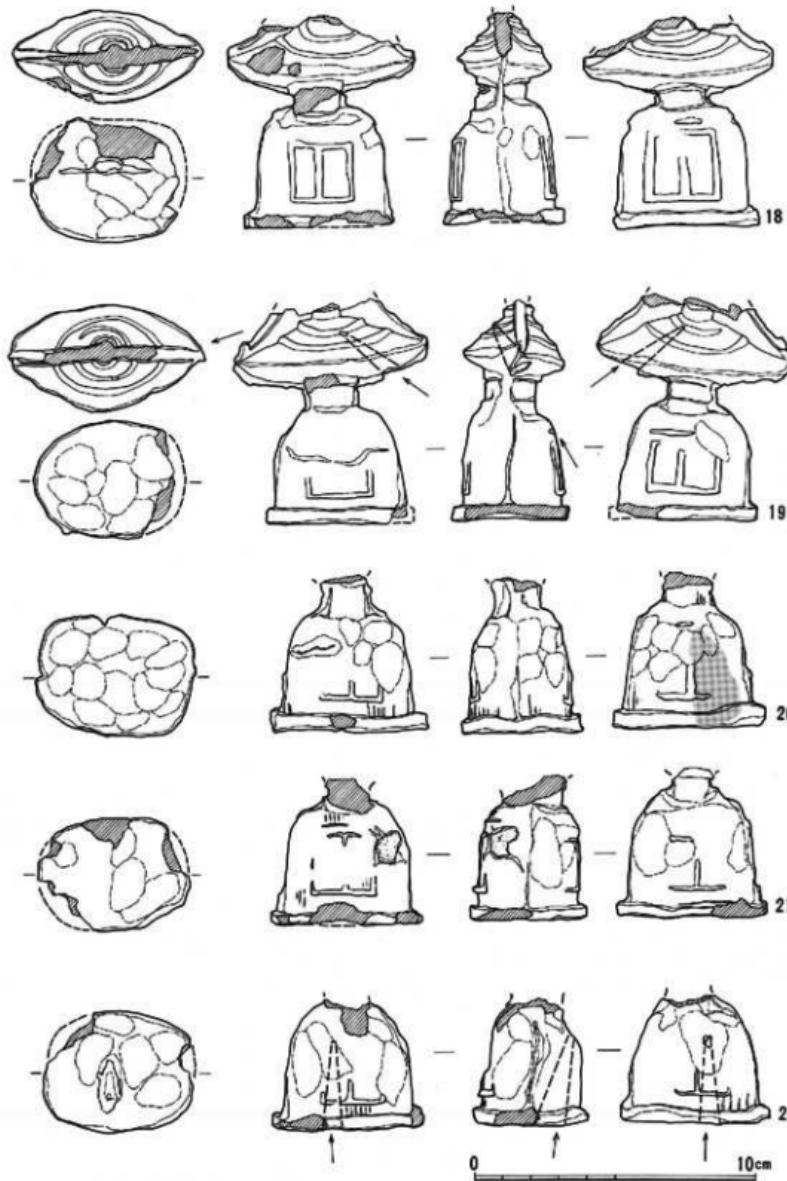


第13図 泥塔(3) II b類

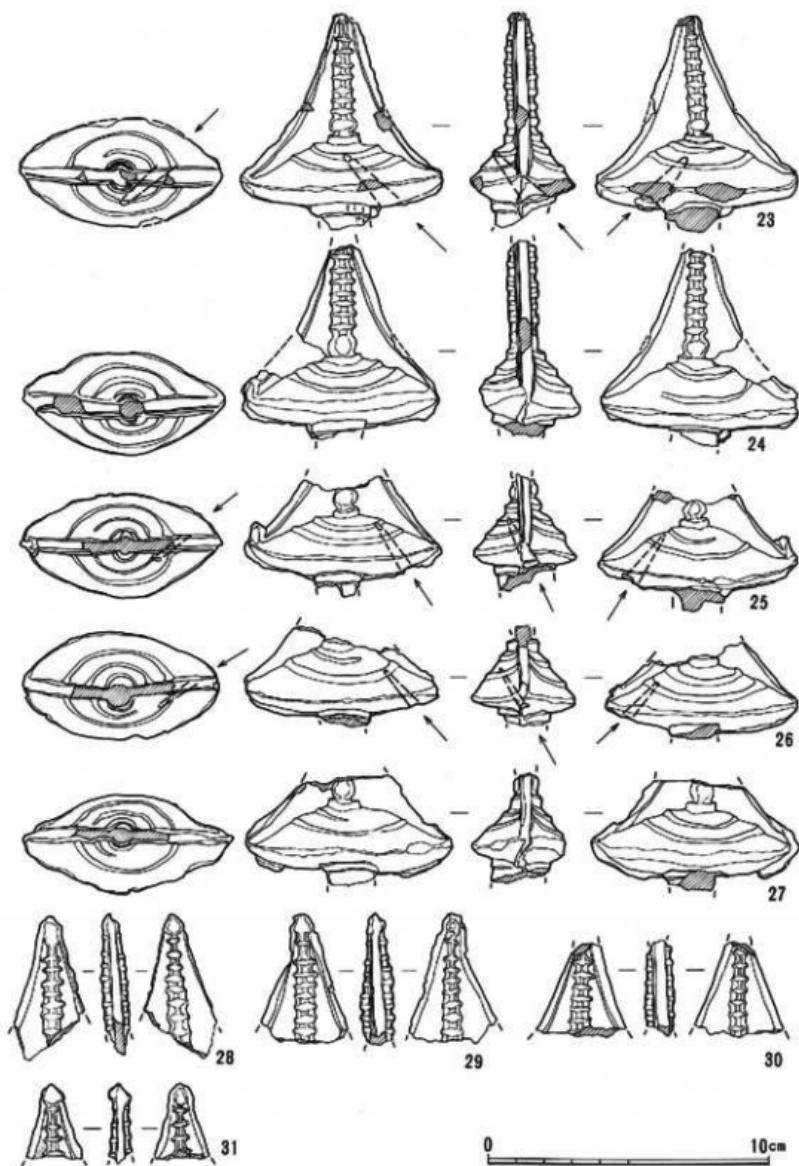


0 10 cm

第14図 泥塔(4) II b類



第15図 泥塔(5) II b類



第16図 泥塔(6)

軸部の下には、すべてのものに基壇部があるが、厚さ4~6 mmであるため大半のものは破損を受けている。この基壇部側面にも型合せの際のはみ出し部分が明瞭に残っているため、型に基壇部も掘り込まれていたものと判断できる。

軸部には、表裏に扉型が隆線で表現されているが、遺物を観察してみると、扉全体が明瞭に見えるものは稀である。これは指頭によって押され消えている場合もあるが、型づくりされた段階ですでに明瞭でなかったものも多いと思われる。また扉型の上部には水平にまっすぐ隆線がはいっているものがある(第11図3、第14図14ほか)。この隆線の上部、あるいは扉型の下部等に縦に細かな沈線が連続して見られるものがある(第11図3、第14図17ほか)。これは故意に型に刻まれたものと考えるより、型が木製でたび重なる使用により木目が現れたとみる方が妥当と思われる。軸部側面にも型合せ際のはみ出し部分があるものが多く、また反対に粘土がたりないため溝状になっているものも見られる。

軸部と笠部をつなぐ首部は、相輪部とならんで細い部分であるため、多くのものはここで折れている。首部の長さは個体差があり、1つの個体でも表裏で長さがかなり異なるものもある(後述のII a類)。首部上部には段があり径が増しているため、斗棋型を表しているものと考えられる。

笠部は表裏両面から見ることを想定して作られており、屋根にあたる部分は、表裏とも二重の弧状の隆線で表されている。

この笠部には、下端から中央上部に向けて孔が施されているものがある。棒状の工具で刺したもので、下から見ると下端の型の合せ目からはずれた所に孔口があり、そのはずれた反対側に向けて刺されている。大半のものは、1つの笠に1箇所あけられているのみであるが、第11図1のように1つの笠に2箇所あけられているものも合計3点ある。孔口の形は個体差があるが、円形に近い形をしたものが多く、孔口部の直徑は3~8 mm程度である。孔の径は奥にいくほど小さくなるのが一般的であり、また笠の上部面まで突き抜けているものも多い。

笠の部分の残りがよく、孔の有無が判断できる遺物は合計294点あり、そのうち孔を有するものは198点、孔を有しないものは96点であった。また孔を有するものの色調は赤色が強く、孔のないものは黄色が強い傾向がある。

相輪部には、下から露盤、伏鉢(球形に近い形を呈する)、九輪、宝珠が表現されている。相輪部の上端から笠部側面にかけて宝鏡のラインがゆるやかに表現され、相輪部側縁を形づくっている。この宝鏡のライン際は片面のみ段をもって表され、もう片面は段とせず斜めになっており、この泥塔の中で唯一表裏性をもつ部分である。

胎土と色調

泥塔の胎土はあまり精製されておらず、さまざまな大きさの礫を含む。中には直径が1 cmに近いものも見られるが、これらは故意に混入されたものとも思われる。

色調は黄褐色、赤褐色を中心として、暗褐色のものもあり、個体ごとにばらつきがある。また1個体の中でも部分により色調が異なっているものもあり、第11図2、第13図10のように塔身部側面あるいは底部に黒変部分をもつものも見られる。

分類

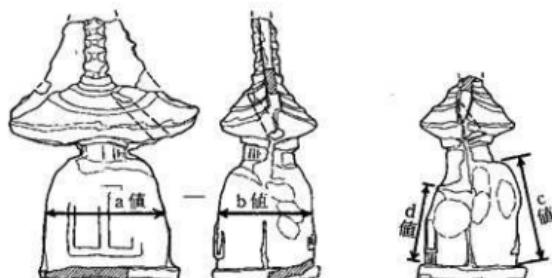
出土した泥塔は、一貫した意識のもとに作られているが、法量、形態において若干の差を有す

る。この差は型の違いに起因するものと考えられるが、型の磨耗、焼成時における縮み、成形後の指頭などによる変形等により明確に型による分類ができないのが実状である。

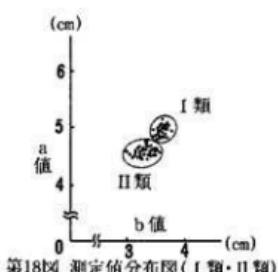
分類については、まず特徴を示す部分の法量により行ない、破損によりその部分の法量測定が困難なものは、法量により分類したものと形態的な傾向等に鑑み分類した。今回は法量差に富む塔身部破片（塔身部を有する破片）のみについて分類を行ない、法量的な分類が困難である相輪部・笠部のみの破片については分類を行なわなかった。

まず塔身部破片の中から破損の少ないものを選び出し、軸部の幅 $a \cdot b$ （第17図）を測定した。その2つの長さをX・Y軸にとりグラフに表すと、 a 値・ b 値ともに大きな値をもつ1群と、ともに小さな値をもつ1群とに分かれ（第18図）、前者をI類、後者をII類とした。このI類・II類の区別は、直接法量を測定しなくても、形態、視覚的な法量感である程度判断することができる。この測定・判断が可能な資料403点のうち、I類に属すものは126点、II類に属すものは277点であった。

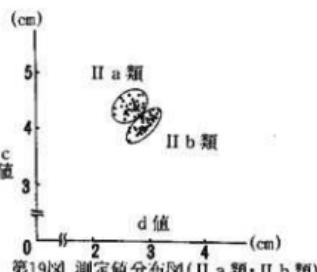
さらにII類については次の方法で細分を行なった。まず第17図に示すとおり、塔身部の正面・裏面ともに基壇の下部から首部の下端までの長さが測れるものを選び出し、測定した。そして長い方をc、短い方をdとし、図化すると（第19図）、c値とd値の差が大きい一群と小さい一群とに分れ、前者をII a類、後者をII b類とした。このII a類とII b類の形態的な特徴をふまえ、破



1 (I類・II類)
2 (II a類・II b類)
第17図 分類のための測定部位



第18図 測定値分布図 (I類・II類)



第19図 測定値分布図 (II a類・II b類)

損により測定できない個体についても分類をおこなうと II a 類91点、II b 類186点となった。

I 類（第11図）は a 値、b 値が大きいことでもわかるように、見た目も一回り大きめである。またII類に比べ輪部の脣型がはっきりしており（II類は輪部上半に指頭痕が残るものが多く、指頭で消されているものも多い）、さらに脣型上部の横線もはっきり残っているものが多い。II a 類（第12図）と II b 類（第13、14、15図）は、c 値と d 値の差により分けられたものであるが、見た目にはまず表裏の首部の長さの差が目に止まる。しかしそれ以外にはあまり顕著な差は見られない。

I 類と II 類に分けて色調を比較してみると、I 類は黄褐色を呈しているものが多く、II 類は赤褐色のものが多い。ちなみに、II a 類と II b 類の色調差は見られない。

笠部のみの破片は分類できないため、笠部と塔身部が接続しているものを対象とし、笠部に孔をもつ個体数について比較すると、I 類は12点中孔があるもの4点、孔がないもの8点、II a 類は19点中孔があるものは15点、孔がないもの4点、II b 類については62点中孔があるもの41点、孔がないもの21点となった。孔のある割合を比較すると I 類33%、II a 類77%、II b 類66%となり、I 類より II 類に孔を有するものが多く、またII b 類より II a 類に孔を有するものが多い。

3 その他

a. 鉄製品（第20図）

上段部上面焼成部及び灰原より鉄製品が6点出土した。このうち4点（1～4）は角釘、2点（5・6）は針金状鉄製品である。

1、灰原出土の角釘。頭部がU字状に曲がる。全長7.1cm。断面は先端部で5mm×3mm、中央部で6mm×3mmの長方形を呈し、先端ほど細くなる。2、上段部上面焼成部出土の角釘。1とはほぼ同様の形状をなす。全長7.6cm。断面は先端部で7mm×5mm、中央部で8mm×5mmの長方形を呈する。3、灰原出土の角釘。現存長4.4cm。最大断面は一辺5mmで正方形を呈す。4、上段部上面焼成部出土の角釘。現存長4.9cm。最大断面は4mm×5mmで長方形を呈す。5、灰原南東端出土の針金状鉄製品。現存長5.6cm。断面は一辺2.5mm程の正方形を呈す。6、上段部上面焼成部出土の針金状鉄製品。現存長7cm。断面は一辺3mm程の正方形を呈す。

b. 灰釉陶器（第21図）

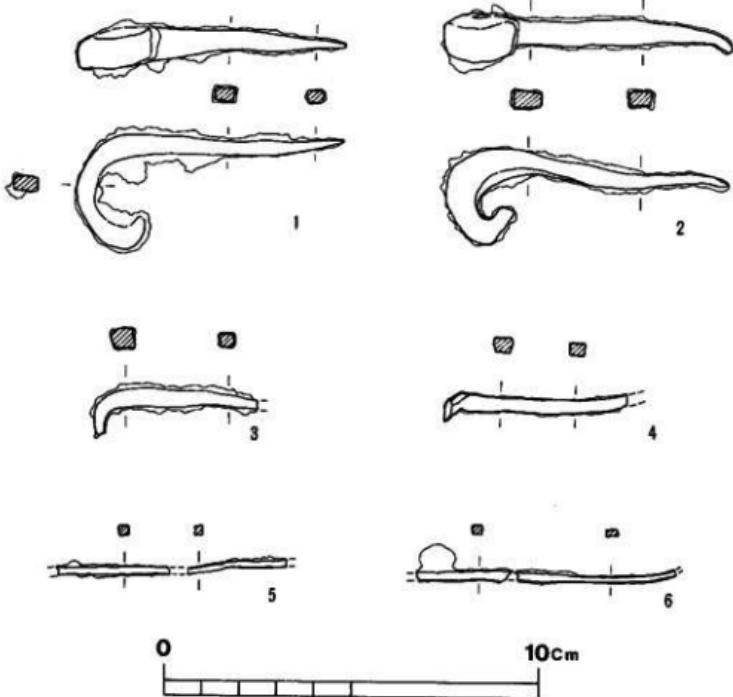
灰原出土。小破片のため時期は不明であるが、薄く湾曲し、内面に灰釉が認められる点から美濃産の塊の体部片かと思われる。

第6節 成果と課題

1 造構について

造構は、泥塔焼成造構（泥塔窯）2基と、その灰原と思われる泥塔集中部が検出されている。

泥塔焼成造構2基は、間層を挟んで上・下層として捉えられた。まず本遺跡で最初に構築された下層の焼成造構は、上層焼成造構の直下に間層をおいて検出されたもので、3.2m×1.6mの楕円形を呈し、深さ約20cmを測る土坑である。坑底は東西に緩やかな傾斜をもち、焼土、炭化材が多量に存在していた。上部構造については不明であるが、壁体片が伴わないとからすれば、傾斜面を利用して斜面下方に燃焼部を、斜面上方に焼成部を設けた土坑状の窯であったろうと思われ



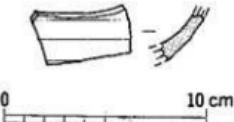
第20図 鉄製品

る。

その下層の焼成遺構が何らかの要因で破壊された後、土留のための石列を伴う整地作業により平坦面を設け、上層の焼成遺構が構築された。これは $5\text{m} \times 3\text{m}$ の不整梢円形状の焼土範囲を示し、土状の掘り込みは認められない。この上段部中央付近には $3\text{m} \times 2\text{m}$ の環状の範囲に泥塔が集中して検出されている。また焼成粘土塊が多数散布し、窯の壁体部分である可能性がある。したがって、平坦面上に構築された構造窯を想定することができる。

このように本遺跡の泥塔焼成遺構は2時期にわたる変遷があり、土坑状の窯から構造窯へという窯の構造の変化が認められた。ただ焼成された泥塔はほぼ同じ形態が踏襲されていること、焼成遺構および灰原もほぼ同一地点で重複していることにより、比較的短期間に一貫した意志のもとで泥塔供養が実施されたことが推測できる。

泥塔を焼成した遺跡の発掘は、本県はもとより全国的に類例は皆無であり、本遺跡が初例となる。ただ、検出された伴出土器の形態から遺構の時期を平安時代とした場合、同時期の窯業遺跡



第21図 灰釉陶器

との関連で比較検討することができる。いくつかの事例をあげてその関連に触れてみたい。

山梨県須玉町の大小久保遺跡では、8基の土師窯が報告されている。このうち第7号平窯は1.8m×1.7m、深さ45cmの不整円形の土坑状を呈す。壁面には全体に焼上がみられ、また窯底には10cm程の炭化物が多く含む焼上層がみとめられる。遺物は焼成中に破損したと考えられる杯類が出土し、9世紀後半に位置づけられている。なお第2号平窯は2.6m×2.2m、深さ75cmで最も大きい規模である。

また小瀬沢町前田遺跡では2基の土師窯が検出されている。1.4m×2.6m、深さ15cmのものと、1.5m×2.2m、深さ40cmの規模のものがあり、両者とも橢円形を呈する。内部に炭化材・焼土・灰が認められ、出土土器から10世紀に位置づけられている。

また山梨市荒神山遺跡では3基の土師窯が確認されている。このうち2号窯は調査区外へのびているので規模など不明であるが、傾斜面に構築された構造窯状の焼成造構で、焼成粘土塊を多く含んだ焼土層に覆われて炭化層が存在する。土器は権現堂遺跡例とほぼ同時期で、報告者は11世紀後半から12世紀前半に位置づけている。

以上のように県内の土師窯の事例をあげたが、本遺跡の泥塔焼成造構がこれらの各地の土師窯と規模・構造のほか、焼土や炭化物のあり方などきわめて類似していることを指摘できる。

泥塔は低温度で酸化炎焼成した焼き物であるから、本来露天でも十分焼成可能と思われる所以あるが、土師窯に類似した窯を伴って本遺跡から検出されたことには、おおいに注目しなければなるまい。

本遺跡では、どのような事情で窯構造の変化がもたらされたのか、あるいは土師窯に類似した窯が導入された契機はなにかなど、今後究明すべき問題が多く残されている。

2 土器について

泥塔に伴出した土器は、11世紀代と思われる皿形土器、碗形土器、杯形土器である。これらの類例を求めるならば、山梨県内では一宮町勝沼バイパス杭No274地点・319地点・338地点、同じく一宮町東新居遺跡・北堀遺跡・笠木地蔵遺跡、御坂町二の宮遺跡、昭和町義清神社内遺跡、山梨市荒神山遺跡、蘿崎市中田小学校遺跡・中道遺跡、小瀬沢町前田遺跡、武川村宮間田遺跡などがあげられる。このうち土器焼成造構と考えられる荒神山遺跡以外はいずれも住居に伴うものであるが、本遺跡の土器は形態的にそれらと大きく異なるものではないことが指摘できる。また本遺跡の土器は胎土中の雲母量によって2種に分類されたが、東新居遺跡・北堀遺跡・笠木地蔵遺跡出土土器と比較した結果、胎土・色調ともに多くの類例を見いだすことが可能であった。

すなわち、これらの土器群は一般集落においては日常的に使用された什器類と考えられ、その胎土が本遺跡周辺で採取された粘土を利用したと思われる泥塔の胎土とは全く異質な点からして、泥塔供養に関連して本遺跡内に収入されたものと考えられる。ただし甕、羽釜などの煮沸器類が1片の破片すら検出されていないという特徴からすれば、泥塔を焼成するためのきわめて特殊な場としての性格付けが、出土土器の器種構成からも窺うことができる。

ところで、これらの土器は泥塔供養とのかかわりの中で、どのように使用され、廃棄されるに至ったのであろうか。この点を明らかにすることは非常に難しいであろうが、ひとつだけ手がかりになるであろうと思われる文献がある。それは台密の諸作法・口伝を抄録した『阿婆縛抄(あさ

ばしょう』である。全228巻からなるこの仏書は、承暦僧正によって仁治年間(1240頃)から建治元年(1275)頃に成立したといわれるが、その中の「卷第七十七 造塔」は泥塔作法を伝えるものとして、『覺禪鈔』とともに知られている。その文中的「造立供養泥塔支度」に記載されている「小土器一万一千口 日別一百十口」が、本遺跡出土の土器の用途を探るうえで参考になろう。

この『阿婆縛抄』造塔の記事は、保元2年(1157)に十口の僧によって毎日百基ずつ百箇日間行なわれた造塔供養の作法について記されており、このとき五輪塔形の泥塔が計一万基つくられたとされている。一日に泥塔百基つくるために土器が百十ヶつ消費された、ということであるが、これによれば泥塔1基のためにほぼ1個の土器が使われている計算となる。とすれば泥塔と土器をひとつづつ組合せることによって、なんらかの供養が遂行されたと考えられよう。

『阿婆縛抄』には「小土器」の使用法についての記載がなく、泥塔作法のどのような場面で多量の土器が消費されたのか興味深い。本遺跡では泥塔の焼成遺構(泥塔窯)およびその灰原中から土器が検出されたことで、土器の使用と泥塔の焼成行為との密接な関連が推定されるが、出土した土器が個体数にして35点程度に対し、焼成中に破損したと考えられる泥塔が500基前後であり、泥塔窯周辺で『阿婆縛抄』のように泥塔とほぼ同数の土器が使用されたとは考え難い。ただ『阿婆縛抄』では、泥塔の焼成行為については触れられていないため泥塔を焼成した可能性は薄く、本遺跡例と単純に比較することはできないであろう。

ここであらためて本遺跡の土器を振り返ってみたい。総数35点中、主体をなす小皿・小壺・高台付杯がほぼ同数でそれぞれ8~11点のほか、杯と足高高台付杯が2点づつ計4点含まれる。したがって小皿・小壺・高台付杯は同じ頻度で使用され、破損・廃棄されたのであろう。またそれらの器種がセットをなして使用されていた可能性が高い。また杯と足高高台付杯は器種に比べて口径が大きく、出土量が少ないとからすれば、口径の小さな土器群とは異なった役割を担っていたのかもしれない。いずれにしても両者とも泥塔窯およびその周辺での泥塔供養に関わる使用法が想定でき、本遺跡の泥塔窯が瓦窯や須恵器窯のように単に製品を焼成することだけを目的とした生産遺跡とは異質であろうと思われる。

ところで泥塔作法では泥塔を型詰める前に、淨器に入れて水でこねまわしたり(『阿婆縛抄』)、土を大きく丸めて香を塗ったりする(『覺禪鈔』)。また支度事項の中にも蘇一壺・蜜少々・名香一裏 白檀株(『阿婆縛抄』)、蘇・蜜・名香 白檀(『覺禪鈔』)とある。また『醍醐雜事記』には「油一石 融明并 塗摸料」とあり、石村喜英氏はこの点について「塔形にはあらかじめ油を塗ったものであること」を推察している。したがって憶測にすぎないが、本遺跡ではそれらを入れる容器として種々の土器類が使用されたのではないかろうか。その場合型詰めと焼成場所が接近して位置していたと仮定しなければならない。ただしそれでも泥塔窯および灰原中に破損した土器が遺存したことについての説明には不十分な解釈である。

さまざまな密教作法のなかでも、とりわけ阿闍梨から弟子へと師資相承で伝承されるといわれる泥塔作法は、秘儀を重んじる性格上文献として残されることではなく、仔細な内容については不明な点が多い。しかも今後とも発見される可能性の少ない遺跡だけに、土器の使用法をはじめとしてさまざまな角度から十分論議する必要があろう。

3 泥塔について

泥塔の発見出土例は現在のところ約80例にのぼるが、発見出土状況の詳細が報告により把握できるものは六波羅蜜寺、多賀城廃寺跡ぐらいで極めて限られている。その意味でも椎現堂遺跡の事例は貴重といえるが、それだけではなく当該遺跡は遺構的にも、遺物的にも數々の特徴がみられ、泥塔研究に新たな資料を提示しているとみられる。この項ではこの遺跡の泥塔の特徴と、遺構との関わりについて考えてみたい。

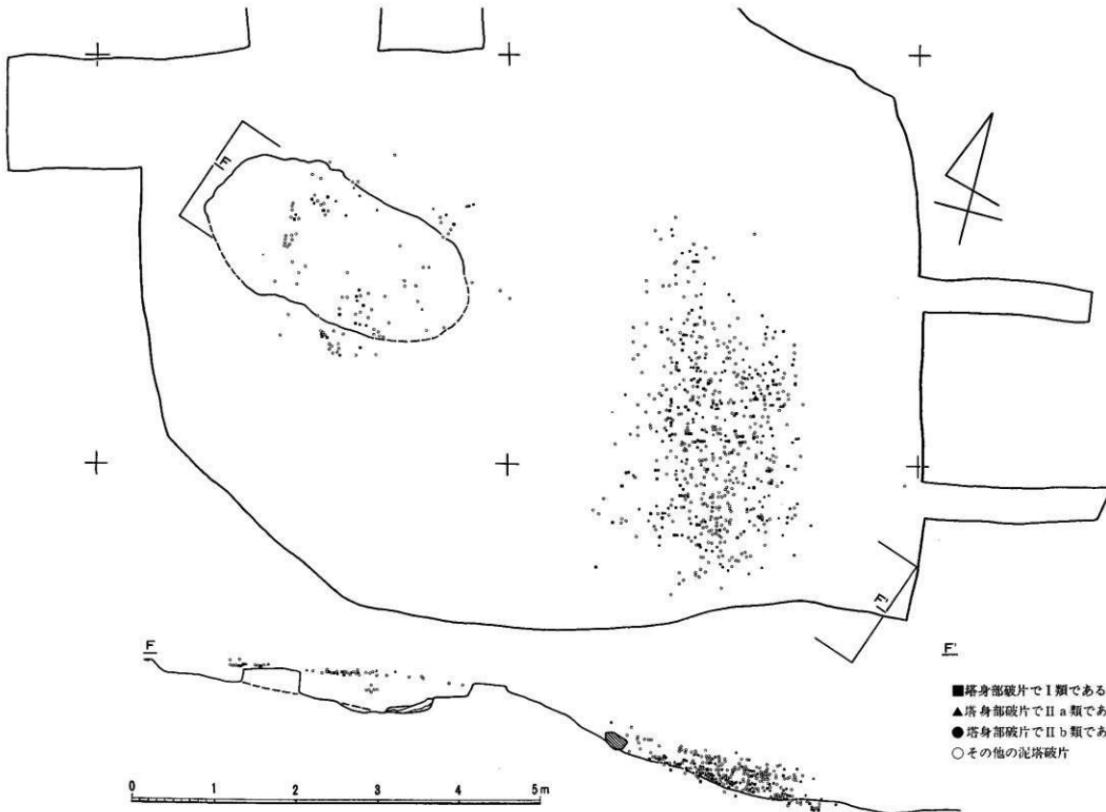
椎現堂遺跡の泥塔は宝塔形を呈するが、宝塔形は発見されている泥塔のうち最も多い塔形である。宝塔形は宮城県の多賀城廃寺跡から熊本県の法道寺跡に及ぶ各地から発見されているが、その中心的な形態は奈良県の宮古や東大福寺跡のような相輪部と首部が太いもので、全体的にすんぐりとした感じのものである。泥塔の場合は破損しやすいという性格からこのような形態のものが主流となっていると思われるが、椎現堂遺跡の泥塔はそれらとは異なり、全体的なフォームは金属製、あるいは木造の宝塔に近いものといえる。相輪上部から笠部端に連なる宝鏡のラインはそのことを印象付けるものである。このような形態を持つ泥塔はほかにはみあたらないが、いちばん近いのは東大寺西塔跡発見のものであろう¹¹⁾。

全國から発見される泥塔には、底部に孔をもつものが少なからず見られる。この孔は一般に陀羅尼經を納入するためのものと解釈されているが、当該遺跡の泥塔には、陀羅尼經が納められているものは確認されていない。

椎現堂遺跡の泥塔の2/3以上は笠部に孔があけられ、17点については軸部底部に孔がみられるが、笠部の孔については、成形時に型から外すために付けられたことは実験で証明されており(第III章第2節参照)、製作上の必要として施されたものである。この事例をもとに他地域の泥塔の孔を見直すと、陀羅尼經を納めるのに適さないものも見られ、孔イコール陀羅尼經納入といふかたは再検討が必要であろう。

最後に泥塔の形態分類による成果について検討してみたい。今回は塔身部破片についてI類、IIa類、IIb類に分類したが、この形態差は成形時における型に起因するものと考えられる。つまり、この遺跡の泥塔は少なくとも3組の型により成形されたことになり、さらに細かく分類を進めていくと型の数は増えていくであろう。この3分類別の各々の特徴はすでに述べたが、そのうちI類は黄色が強く、II類は赤色が強いという色調差がある。当然、胎土の違い、あるいは焼成段階の違いに原因を求めるなくてはならないであろうが、何に起因するかは現段階では判断できない。しかし、泥塔の製作段階においてI類とII類は少なくとも部分的には区別されて作業が進められたものといえよう。笠部の孔についても、I類は施されるケースが少なく、II類が多いといいう点においても、型による成形段階が両類では一律でないことを示すものといえよう。

さて、ここであらためて形態分類の成果を出土状況と合わせて考えてみたい。第22図は、泥塔の出土地点を類別に示したものである。まず、灰原の水平分布をみると類ごとの極端な偏りはみられず、混在していることがわかる。しかし灰原の垂直分布をみると、IIa類、IIb類は偏りなく分布しているが、I類は下層に集中していることが看取できる。一方上段部の水平分布をみると、泥塔破片はある程度かたまりとしてとらえることができ、類ごとの塔身部破片も同様にかたまりとしてとらえることができる。ここでは特にI類に注目してみたい。下段部の灰原は一度に



第22図 類別泥塔分布図及び断面図(第3図・第5図を参照)

堆積したものではなく、段階的に積み重なった可能性が高いことをすでに述べたが、I類は灰原において下層に集中しているため、早い段階で上段部で焼かれ、下段部に焼き落とされたものとみられる。一方、上段部の上面焼成部をみると早い段階で焼かれたと考えられるI類が残存していることより、焼いた後その都度破損品をすべて灰原に落としたものではなく、上面焼成部に残されたものがあったことがわかる。またこのことは、第5図の垂直分布の接続線が上面焼成部と灰原の下部でつながったものがあることでも裏付けられよう。

以上、形態分類によって得られた類を中心検討してきたが、泥塔の色調等、あるいは出土状況においてI類とII類では相違点がみられ、IIa類とIIb類では顕著な相違はみられないという結果となった。また、泥塔自身の特異性についてもふれてきたが、これらの所見が具体的にいかなる意味を持つかについて、今後十分検討されなければならない。権現堂遺跡は、今まで文献史料でしか知ることのできなかった泥塔供養作法のうちの製作段階を示す唯一の遺跡である。文献史料との対比をするなどより具体的に泥塔供養作法が解明されていくことが望まれる。

4まとめ

昭和60年より3ヶ年、計6次に及ぶ学術調査によって権現堂遺跡が泥塔焼成構造という泥塔供養に直接関わる仏教遺跡としては確認することができた。こんにちの我が国において、泥塔がなんらかの形で関わっている遺跡をすべて網羅しても、このような性格を有するものは皆無で、古代末に隆盛を誇った泥塔信仰の特質を探る研究に貴重な資料を提供することになった。

さて、本遺跡の調査研究をとおして多くの成果が得られた反面、今後に残された課題も決して少なくはない。ここで再度、成果と課題として箇条的にとりあげ、まとめとしたい。

1. 権現堂遺跡の営まれた年代は、伴出土器等によって11世紀代に位置づけられたが、さらに総合的な見地から厳密な時期決定を要しよう。しかし、なにゆえにこの時代に増穂の地に泥塔供養作法がとり入れられたのだろうか。すくなくとも、この地域において泥塔供養作法を理解し、受容する勢力者の存在を裏づけるのであるが、同時に、供養の造進が可能な地域として仏教意識が十分熟成していたことを認めてよいであろう。なお、具体的な造営主体者、願意をめぐる歴史背景の解明は、今後に託されている重要な検討課題である。
2. 権現堂遺跡は、泥塔を焼成した遺跡として現在のところ泥塔供養作法的一面を伝える唯一の資料である。従前より、泥塔供養の内容の分析は、文献史料のみに依存していたが、本遺跡をとおして泥塔供養のより具体的な諸様相の検討が可能となった。しかしこの遺跡で、具体的に泥塔供養のどこからどこまでの段階がおこなわれたかは不明であり、今後の課題としてのこされた。
3. 本遺跡は、通称権現堂山と呼ばれる山の中腹にあり、南面し、景観は良好である。この立地環境が、しかしながら泥塔製作の場に選ばれたのだろうか。古刹明王寺の寺域内として近くに権現堂が鎮座するなど宗教的環境に恵まれているためであろうか。あるいは、泥塔製作に必要な粘土や木材等の燃料の入手が容易なためか。泥塔製作にかかる遺跡の立地的あり方の究明は類例が乏しいだけにむずかしいが、宗教的行為の特殊性、泥塔製作上の技術的側面などを考慮に入れ、多方面からの分析を必要としよう。
4. 権現堂遺跡の泥塔焼成構造はおおよそ二段階の時間的推移があり、下部と上部に分けられ、

下面焼成部は土坑状の掘り込みによる焼成方法をとり、上面焼成部は上部構造をもつ構造窯の可能性が強い。こうした焼成方法の転換がなぜもたらされたのか。単なる焼成技術の変化、発展ととらえてよいのか検討を要しよう。ただし、両焼成部より得られた泥塔は、塔型、形態、製作上の特徴に根本的な相違は見い出せず、同一場所が時間的隔たりがなく継続使用されていることとあわせ、造塔に関わった人々や造塔意識に差異は少ないと判断される。

これに遺跡の層序的所見も加えると、權現堂遺跡における泥塔製作は、長期に及ぶものではないと考えられる。

5. 出土土器類は、すべて杯・皿等の小型土器で占められ、器種構成から遺跡の特殊的性格の一端がうかがわれる。胎土も蟹母を含み、泥塔と異なる点から、すべて外部からの搬入品と推定される。泥塔製作に必要な道具として持ち込まれ使用されたものと考えられ、今後使用方法などを分析することにより泥塔供養の具体的な内容の一端が浮き彫りにされよう。

注(1) 石田茂作『塔 塔婆・スツーパ』日本の美術 No. 77、1972、至文堂

(2) 奈良県箸尾、愛知県北野焼寺の泥塔（石村喜美「瓦塔と泥塔」『新版考古学講座』8、1971、雄山閣）

第II章 権現堂遺跡周辺の調査

第1節 調査に至る経過

既に第I章で述べたように、本遺跡では昭和60年3月以降、5次にわたる調査が積み重ねられた結果、泥塔を焼成したと考えられる焼土化した平坦面と、破損した多量の泥塔を発見したと考えられる灰原状を呈した泥塔堆積層を検出し、平安時代後期の泥塔供養に関わる窯址であることがほぼ確認された。

ただし5次までの調査では、窯がどのような構造をもっていたかを具体的に把握するまでには至らず、窯構造の解明は以後の課題として残された。また遺跡の性格上の問題についても、泥塔の窯址という見解が支配的となりつつある一方で、泥塔を使用した護摩壇的な宗教行為が行なわれた場所ではないかという考え方も完全に棄て去ることができず、性格解明を目指したより綿密な調査が待たれた。

またその一方で、発見された泥塔は全て破損品であったために、供養に用いられたと思われる膨大な量の泥塔の行方に対する興味が高まっていた。

ところで天正以前の明王寺周辺を描いたとされる古絵図の写し（『明王寺境内全図第1号』、第34図参照）によれば、遺跡の付近には「権現堂」が鎮座しているほか、「大日堂」などの諸堂も記載されている。この古絵図の製作時期が不明で、天正以前の姿を描いたとする伝承に疑問がないわけでもないが、いずれにしてもこの遺跡周辺は、真言宗の古刹、明王寺の寺域内にあたり、かつて明王寺に関わるかなりの堂宇が山中に存在していたことを知ることができる。この「権現堂」関連の資料に、明王寺所蔵の貞応3年（1224年）銘をもつ有名な中尾権現鰐口があり、その銘文中に「甲斐国西郡高林内中尾権現宮」の一文がある。この「権現宮」は権現堂山に存在する「熊野権現」であろう、との考え方が『甲斐国志』以来支持されているが、仮にこの説が正しいものであるとするならば、時期的に、また位置的に近接した権現堂遺跡との関連性は強いと考えられる。

そこでこれらのことからを明らかにするために、第6次調査においては焼成主体部に重点をおいた調査を行なうとともに、権現堂遺跡と明王寺関係の周辺施設との関連性を探るために、また焼成された多量の泥塔の行方を知る手がかりを求めて、古絵図を参考にしながら「熊野権現」を中心とした権現堂遺跡周辺の試掘調査を行なうことになった。

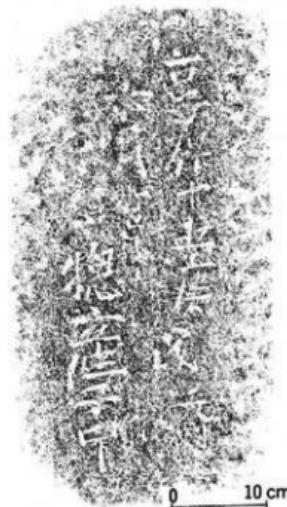
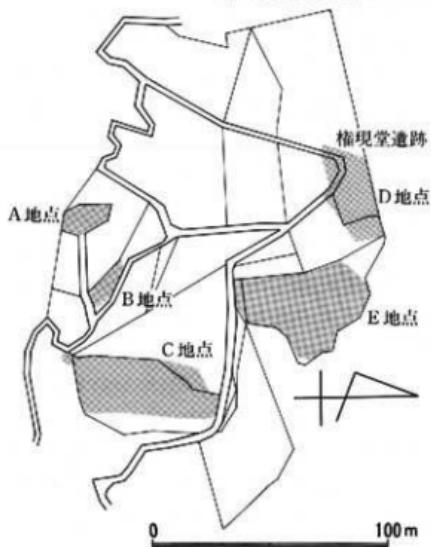
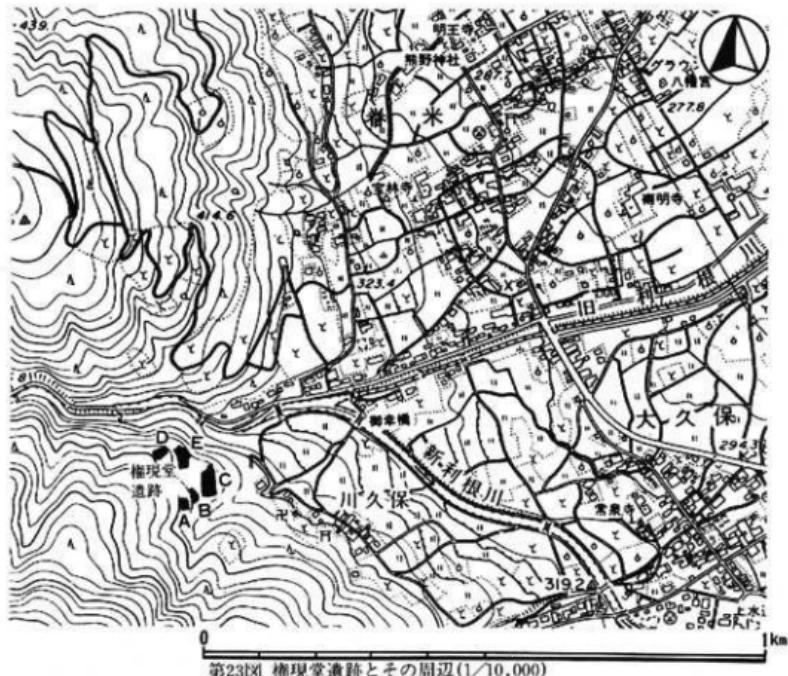
第2節 調査経過

第6次調査は権現堂遺跡の最終調査として遺構の調査を終了すること、権現堂遺跡周辺における関連遺跡の有無を調査することを目的として実施した。調査は昭和63年3月4日から5月8日までの25日に及んだ。

3月4日 上段部の保護シートを剥ぎ、清掃を行ない、全景写真を撮影した。また、全体図の作成を開始した。

3月5日 拡張トレンチを掘り下げ、断面を観察した。また平面図を完成した。

- 3月6日 A地点(熊野神社)のヤブ刈り後、写真撮影、杭打ちを行ない、ベルトを設定して掘り下げを開始した。礎石2個を確認。平面図の作成を開始した。
- 3月7日 級石を新たに2個検出した。セクション図を作成した後ベルトを撤去した。
- 3月8日 A地点の清掃、写真撮影を行ない、平面図、エレベーション図を作成して調査を終了した。また、大日堂跡ではないかと考えられるB地点のヤブ刈りを行ない、杭打ちの後ベルトを設定して掘り下げた。
- 3月9日 ほぼ全面的に地表面まで掘り下げた後、サブトレーナーを入れて土層を観察したが、B地点では堂址と判断する痕跡は認められなかった。
- 3月10日 B地点の平面図作成を開始した。また、E地点のヤブ刈りを開始した。
- 3月11日 ヤブ刈りを続行。B地点の平面図作成は終了した。
- 3月13日 ヤブ刈りを終了した。
- 3月14日 E地点に杭を打ち、写真撮影後トレーナー(1・2号トレーナー)を設定して掘り下げを開始した。2号トレーナーにおいて土師質土器片や炭化物・灰等が検出されたため、東側を拡張した。
- 3月15日 拡張部分を掘り下げたところ、暗渠排水の石列を検出した。そのため更に南側を拡張し、水溜め状の配石を検出した。
- 3月16日 D地点を清掃・写真撮影後トレーナー(1～4号トレーナー)を設定し、掘り下げを開始した。
- 3月18日 D地点は遺物が全く出土しないため、完掘後写真撮影を行ない、調査を終了した。
- 3月19日 C地点に1～4号トレーナーを設定し、掘り下げた。そのうち1号トレーナーからは高台付近の底部が発見された。掘り下げ終了後、A地点とB地点の埋め戻しを行なった。
- 3月20日 権現堂遺跡の上段部の遺物を一部取り上げ、トレーナーを設定し掘り下げたところ、泥塔の広がる層の下面から間層を挟んで多量の炭化物と共に泥塔・土器・焼土が検出され、上段部下面における焼成遺構の存在が想定された。
- 3月21日 トレーナーを拡張したところ上段部下面の遺構は焼成遺構であることが確実となった。
- 3月23日 E地点の暗渠排水の石列を清掃した。
- 3月24日 E地点の1号トレーナーの平面図・エレベーション図を作成した。
- 3月25日 D地点の平面図を作成した。
- 3月27日 権現堂遺跡及び周辺地区の平面図を作成し、等高線を入れた。
- 5月4日 権現堂遺跡上段部のサブトレーナーを掘り下げ、セクション図を作成した。
- 5月5日 下面焼成遺構のプランを確認し、遺物を取り上げたうえで炭化層上面まで掘り下げ、精査した。
- 5月6日 主要な炭化物を残しながら、下面焼成遺構の炭化層を除去し壁面を確認した。また平面図、石列側面図などを作成した。
- 5月7日 下面焼成遺構内の掘り下げを完了し、平面図・エレベーション図を作成した。
- 5月8日 平面図に等高線をいれ、セクション図を作成し、全景写真を撮影後、焼成遺構内の泥塔を取り上げ調査を終了した。なお出土状況を保存するために、一部の泥塔を残し、埋め戻し



た。

この間、3月5日には午後1時から増穂町民会館において「権現堂遺跡とその歴史性」というテーマでシンポジウムが開催され、莊司存良氏の「権現堂遺跡周辺の歴史的環境」、畠大介氏の「権現堂遺跡の発掘成果」、木下密運氏の「泥塔作法について」、千々和到氏の「中世史と考古学」と題する講演があり、町内外からの200名以上の参加者のもとで活発な質疑応答が行なわれた。また、6月5日の午前10時からは、権現堂遺跡の調査現場において遺跡見学会が行なわれ、40名近くの見学者が第6次調査の成果について調査員から説明を受けた。

第3節 調査結果

本節では権現堂遺跡の周辺地区の調査結果を述べ、泥塔焼成部(権現堂遺跡)の第6次調査での成果については第1章に含めることとする。

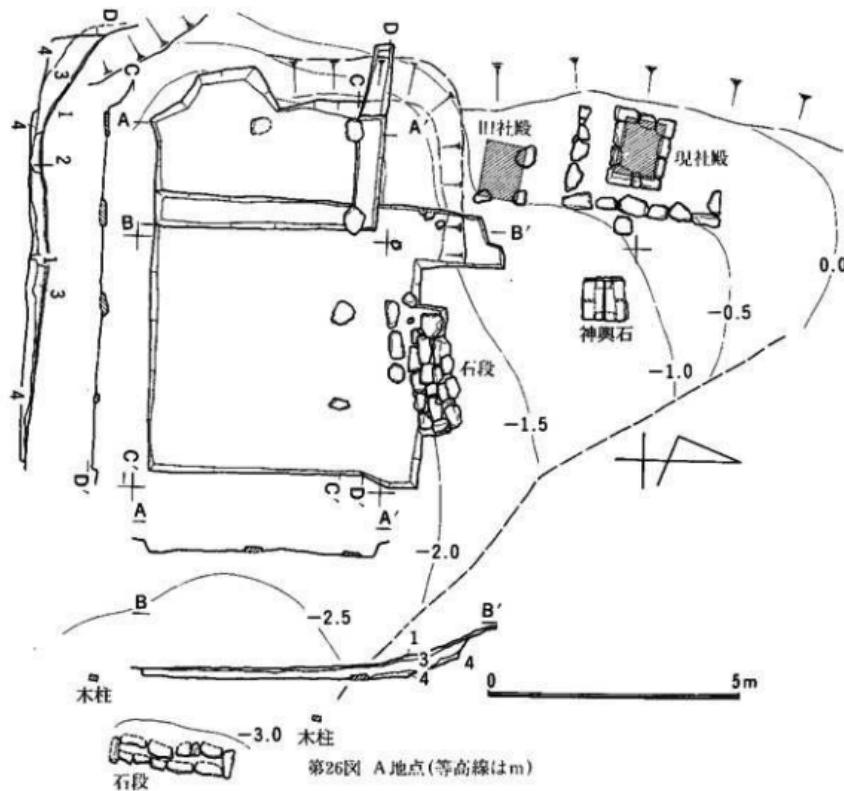
1 A地點

(1) 位置と現状

増穂町大字春米字南山2464番地の熊野神社地内に所在する。通称「オモテ道」の石段を昇りつめたところに10m×15mほどの平坦地があり、南側は急崖、西側は急斜面となっている。標高は約390m。西端には現在熊野神社の社殿が二箇所あり、札板6枚・鏡1枚等を納めた現社殿が北側に、やや朽ち始めた旧社殿が南側に位置する。現社殿は、基壇部分に方形の石列と、区画の石列を伴うもので、中に納められた札板から昭和56年2月11日に、春米の氏子一同によって再建されたことを知ることができる。また、旧社殿については、現社殿建立以前には現社殿の位置に存在していたのであるが、老朽化のために現位置に移されたものである。現社殿中には(表)「聖主天中大迦陵顕御聲」「奉修復熊野本宮社一字右為」等、(裏)「慶応元年六月大吉祥日世話人中」「供養導師明王寺二十九世法印 隆雅和尚鑑誌 大工仲蔵」等とあり、慶応元年(1865年)に旧社殿は修復されたことがわかる。このほかの札板には、昭和4年11月11日に「祭主中山四行大僧都横内日正」が小深家の家運隆昌を祈念した札板や、嘉永元年(1848年)8月の「奉修加行護摩供山内安全口祈修」の札板、「嘉永元十一月廿五日遷宮法印隆諱六十三才…」の札板がある。鏡は昭和13年に奉納されたガラス製品である。

現社殿の正面には8枚の石板を組合せて作られた神輿台がある。高さ約1m、幅約80cmの長方体を呈し、南面には「享保十五庚戌天」「六月十三日」「懶産子中」とあり、享保15年(1715年)に作られたものである。これは、熊野神社の11月3日の例祭の際、明王寺内にある熊野権現から小休場を経て、「オモテ道」を上ってこの熊野神社まで運ばれた神輿を置く台である。なお、帰りには神社北側から戻る道があり、これを「ウラ道」と呼んでいる。

この熊野神社は、縁起によれば宝龜元年に義丹行円上人によって明王寺が開創された後建立されたとされる熊野権現堂に比定される神社で、このほかに明王寺の寺域内には方丈坊・上ノ坊・宗仙坊・大日坊があったといわれる。その熊野権現堂以西を「権現堂山」と称すといわれ、今日熊野神社付近の山々をそのように呼称している。また明王寺に所蔵される国指定重要文化財の貞応3年(1224年)銘をもつ鰐口の銘文中の「中尾権現宮」はこの熊野神社であるとする説が強い。また『明王寺境内全図』によると「権現堂山」の中腹に「権現堂」があり、正面の石段を挟んで



南側に「鐘楼堂」、北側に「大日堂」が描かれている。その図によれば権現堂は正面が3間の寄棟造風の廻縁をもつ建物である。なお現在は明王寺にある熊野神社が里宮、南山の熊野権現が本社とされている。

(2) 調査の方法

南側の急崖と旧社殿の間が平坦地となっており、西側には山の斜面を削平したような痕跡が認められたため、その部分を調査区と定め、礎北に合わせて5m間隔の杭を打った。そして杭の間にトレンチを設定して掘り下げたところ、礎石の一部が検出されたため8m×5.5mの範囲をほぼ全面的に掘り下げた。南側は急崖と盛り土の関係で完全に調査を終了するには至っていない。また北側と西側はトレンチを延長して斜面の削平状況を観察した。

(3) 土層

1層—黒褐色土層(植物質の腐植土層)、2層—褐色土層(一升瓶・湯のみ茶碗等を含んだ現代の土坑)、3層—明黄褐色土層(小砾が多く含み堅くしまっており)、4層の黄褐色土層が小ブロック状に混入している)、4層—黄褐色土層(粒子は細かく、砾を含み、粘性は弱い。地山かと思われる)。

4層上面に礎石が据えられている。)

(4) 遺構

礎石は4個検出された。30cm~60cmの自然石の平石を利用したもので、加工痕はない。また根石、掘り方等の構築を伴っておらず、4層上面に置かれただけの状況を示している。地表下僅か15cm余りのごく浅い位置に遺存しており、調査区内でそれ以上の礎石を確認することはできなかった。礎石から推定される建物址は東側を正面と考えた場合、磁北にはほぼ直行するように主軸が定められており、桁行1間(1.8m)以上、梁行2間(1.8m、1.8m)である。古絵図を参考にするならば桁行3間、梁行2間と考えることもできる。建物址北側には4段からなる石段があり、その南側に3個の礎石状の石が、また旧社殿の仮の礎石として3個の礎石状の石が、また現社殿の正面に1個の礎石状の石が使われているが、これらは後世に建物址から移動されたと考えることも可能である。

斜面の削平状況は建物址のプランに合わせるように削り込んでいる。また4段の石段はちょうど建物址北側の削平による段状部に設けられていることも確認された。従って、4段の石段は削平後の構築であることは確定であるが、位置的に建物址との有機的な関連性が認められよう。

(5) 遺物

表採で鉄銭1枚があるが、文字の判読は不能である。また時期不明の土師質土器の小破片が2点ある。そのほか近・現代の陶器、ガラス製品が出土している。

(6) 小括

A地点からは礎石が4個出土し、1間以上×2間以上の建物址の存在が推定される。斜面の削平を伴う比較的大がかりな工事をしており、「権現堂」跡の可能性は強い。時期を決定するような遺物は皆無であり、この建物址の消長については不明であるといわざるをえない。従って泥塔を出土した権現堂遺跡との関連性、13世紀前半代の紀年銘をもつ鰐口との関連性について明らかにすることはできなかった。

2 B地点

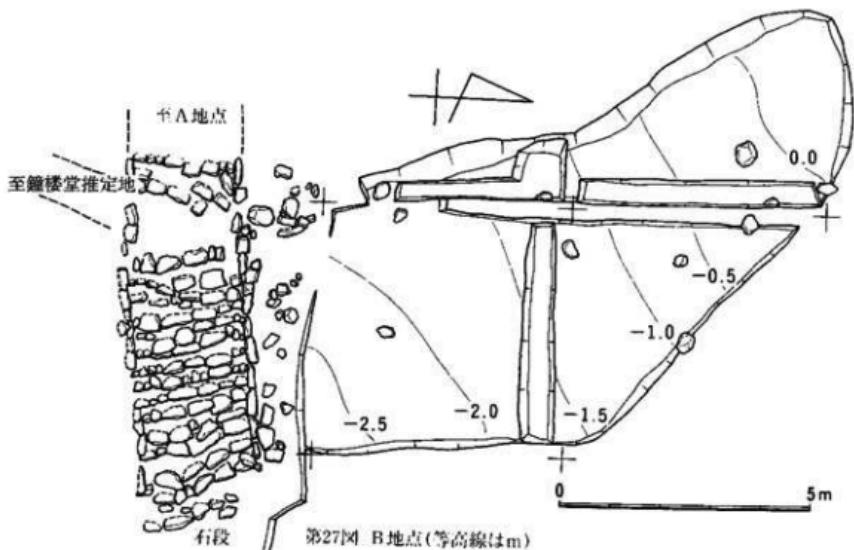
(1) 位置と現状

熊野神社の東側正面の石段の北側にあり、石段と「ウラ道」に通ずる道の間の約5m×約10mの狭い荒地である。標高は約380m。「明王寺境内全図第1号」に描かれた「大日堂」、縁起にみられる「大日坊」ではないかと考えられる地点で、同図によれば「大日堂」は石段と平林に通ずる道の間に位置し、石段を挟んで両側には「鐘樓堂」が描かれている。

熊野神社に達する石段には下から15段目のところにテラスがあり、その南側の狭い道の先には沢に臨む平地が認められる。また礎石状の石が1個露出している。従って、その平地が「鐘樓堂」である可能性が強い。一方、石段のテラス北側脇には30cm~50cmの石が多數散乱しており、一部に面取りがしてあるもの、人為的に配列されたようなものがあるほか、テラスに隣接したB地点にも礎石状の石が散在していることから「大日堂」の可能性があると考え、調査地区として選定した。

(2) 調査の方法

磁北に合わせて5m間隔の杭を打ち、杭に沿ったトレンチを設定し掘り下げた。その後調査区



第27図 B地点(等高線はm)

を全面的に調査した。

(3) 土層

1層—表土層(植物質の腐植土層)、2層—褐色土層(粘性が強くしまりがあり、礫を多数混入する。炭化物を少量混入する。)

(4) 遺構

地形的には北端と南端が約3mの比高を測る自然傾斜となっている。またトレンチを約50cm掘り下げたが、平坦に整地した様子は全く認められず、ピット等も確認されなかった。礎石状の石は6個ほど散在しているが、平坦部を上にして正しく据えられた状況のものはない。またその配置や高さは不規則で、自然面に沿って流されているかのような状況を示している。従って遺構は不明である。

(5) 遺物

「治平元宝」(北宋錢・1064年初鋤)1点が出土したほか、近・現代の染付碗が1点出土している。

(6) 小括

中世以降に属すると考えられる北宋錢が1点出土したものの、積極的に「大日堂」跡を想定し得る証拠は得られなかった。むしろ地形的な状況からこのB地点には堂址等の存在の可能性は弱いと考えたい。

3 C地点

(1) 位置と現状

「オモテ道」と「ウラ道」の間にある東西20m、南北50m以上の平坦なヒノキ林である。標高は約380m。この地点は山の西側斜面を大きく削平して東側に盛り土しており、同じように造成し

た平坦地が斜面の上方・下方にも見られる。ヒノキは現在、東西1.4m、南北1.8m間隔で約200本程植林されており、10数年前に植えられたものである。それ以前は昭和初期から始められた桑園だったといわれるが、その時点で既に現在のような平坦な土地であったという。この地区的北端、「ウラ道」に面して、石垣で区画された2m×4mほどの平坦面がある。何らかの施設があったかと思われるが詳らかではない。

(2) 調査の方法

この地区は中ほどから東側にかけて厚く盛り土されていると考えられるため、盛り土部分を避けて2m四方程度のトレンチを4箇所設定した。それぞれ地山と考えられる面まで下げて、遺構・遺物の有無を確認した。

(3) 土層

1層—表土層、2層—褐色土層、3層—明黄褐色～黃白粘土層(白色風化礫を含む。地山である。)

(4) 遺構

遺構は検出されなかった。但し、2号トレンチ3層上面に炭化物・灰の広がりが見られた。

(5) 遺物

1号トレンチの地表下約35cm、2層中から11世紀代に位置づけられる高台付皿の高台部分と思われる土器片が出土した。底部のみが完存した資料で、体部を細かい打ち欠きによって整形している。胎土には極めて多量の雲母を含むほか、角閃石、スコリアが認められる。底径は7.6cmである。その他に、4号トレンチから出土した近世以降の染付茶碗がある。

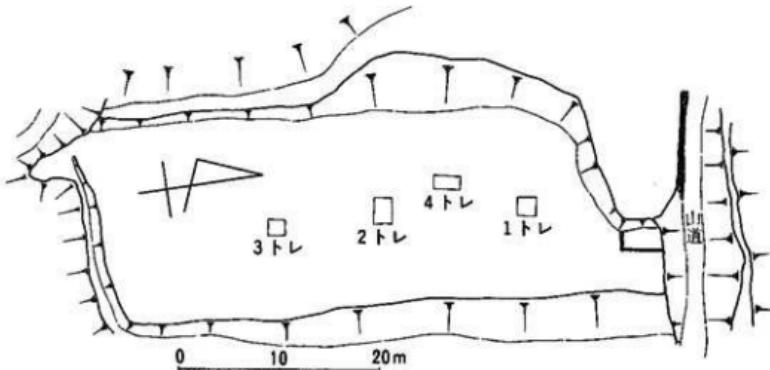
(6) 小括

1号トレンチから出土した高台部分が泥塔に関連した唯一の資料である。この発見によって権現堂遺跡周辺の山中には、同時期の遺構が存在する可能性が濃厚となった。

4 D地点

(1) 位置と現状

泥塔が出土した権現堂遺跡の東側斜面に位置する。標高は約390m。権現堂遺跡の東側にはやや



第28図 C地点

急な傾斜地を削平して5枚の平坦面が作られているが、そのうち上部の2枚は石垣を築いた幅4m程度の細長い区画となっている。昭和初期における桑園の開墾によるものとの説明であるが、その石垣の一部には互い違いの通路状の箇所や、2列に重複した箇所があり、単なる畠の跡にしては不自然ではないかと思われる点があった。

調査区北側は急崖となっており、その下は利根川である。崖の縁に湧水地点が2箇所あり、円形の窪みが4箇所設けられ、そのうちの1箇所には常に水が溜っている。東側はE地点である。

(2) 調査方法

平坦面にそれぞれ1箇所ずつ幅2m、長さ4~5m程度のトレンチを4本(1~4号トレンチ)設定し、地山面まで掘り下げて遺構・遺物の有無を確認した。

(3) 土層

1~3号トレンチでは1層—表土層(腐植土及び耕作土層)、2層—黄褐色土層(2~6cm大の礫を多く含み、粘性が強い)、3層—黄褐色粘土層(風化礫を含み、きわめて粘性が強い)である。3号トレンチでは、1~3層がそれぞれ10cm、35cm、35cmの厚さをもっていた。

4号トレンチでは2層が欠如し、3層直下に青色粘土層が存在する。質的には3層と同質であるが、湧水地点の直下に位置するため青色を呈すのであろう。

(4) 遺構

全く認められない。2号トレンチでは風倒木痕が3箇所認められた。

(5) 遺物

なし。

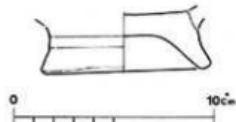
(6) 小括

権現堂遺跡の隣接地であるにもかかわらず、遺構・遺物とともに検出されなかったが、土層の観察の結果、権現堂遺跡周辺における粘土層を層位的に確認することができた。

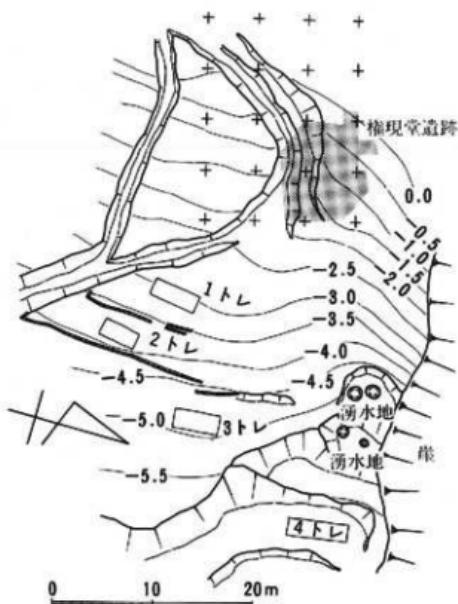
5 E 地点

(1) 位置と現状

平林に通じる道(熊野神社の「ウラ道」)の北側に隣接する、東西15~35m、南北55mの緩やかな東向きの傾斜地で、東北側には崖が発達する。標高は約380m。昭和初期に桑園として開墾され



第29図 土器



第30図 権現堂遺跡及びD地点(等高線はm)

たが、現在は荒地となり、成長した桑・クルミ・桐を熊笹のヤブの中に数本見ることができる。地表面には、礎石状の石や、人為的な段切り等を認めることができたため、何らかの遺構が存在するのではないかろうかと思われた。

(2) 調査方法

磁北に従って5m間隔の杭を打ち、比較的平坦なグリッドを2箇所選んで(1・2号トレンチ)調査をした。2号トレンチでは、トレンチ内を斜めに横切る暗渠排水が検出されたため、トレンチを拡張して、時間の許すかぎり暗渠を追ったのであるが、暗渠の南端部を確認した時点で調査を打ち切らざるを得なかつた。1号トレンチでも人為的な石積みが確認されたが、性格をつかむことができないまま調査は終了した。

(3) 土層

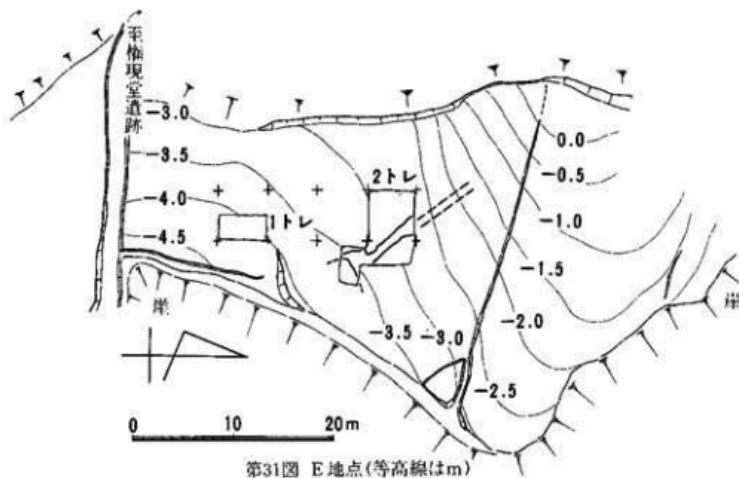
1号トレンチの土層は次のとおりである。1層—表土層(腐植土層)、2層—暗褐色土層(搅乱)、3層—褐色土層(小礫・炭化物が多くしまりは悪い。盛り土であろうか。石積みが構築されている。)、4層—黄褐色土層(5~20cm大の礫を多く含み粘性が強い。)、5層—暗褐色土層(炭化物が多い。)、6層—褐色土層(しまり、粘性が強い。)

2号トレンチの土層は次のとおりである。1層—表土層、2層—褐色土層(礫を少量含む。)、3層—褐色粘土層(非常に堅い。暗渠排水が構築される。)

(4) 遺構

1号トレンチでは、トレンチ東側の壁の3層中に構築された石積みが検出された。またその付近には配石状の石も認められた。落ち込みの形状については明らかにすることはできなかつたが、人工的な遺構である可能性がある。

2号トレンチでは、3層に掘り込んで構築された暗渠排水の配石が検出された。石列はほぼ直線的にN-40°-Wの主軸方向をとり、4°の勾配をもって北西から南東方向に傾斜する。この方向を北西側に延長するならば、権現堂遺跡下の湧水地点付近に達する。従って、水路的な性格をもつ



第31図 E地点(等高線はm)

た暗渠ではなかろうか。暗渠排水の構築状況は、3層を掘り込んだ溝中に2本の石列を並べ、その上に40~60cm、厚さ10cm程度の平石を蓋石として短軸方向に並べてかぶせ、溝底部と蓋石の間に9~12cmほどの空間部を設けたものである。その後、配石脇の掘り込み部分に礫を詰めている。蓋石は凝灰角礫岩(グリーンタフ)等を中心としたもので、利根川の河床から運ばれたものであろうと考えられる。暗渠排水の末端部にはハの字形に広がる乱雑に積み重ねた配石があり、その内側には鉄分堆積が顕著に認められ赤褐色を呈していた。配石は、全面的に調査することができなかつたため、その平面形については不明である。ただ、配石の構築状況が方形石組造構にみられるような整然とした石積みではないことは明確である。

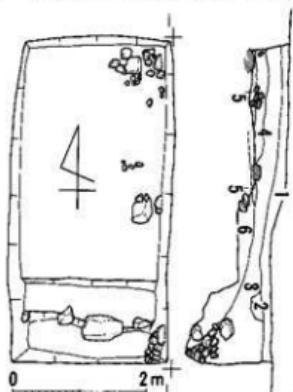
(5) 遺物

1号トレンチからは、3層付近から天目茶碗片1点、土師質土器片2点、近世以降の染付片2点が出土した。

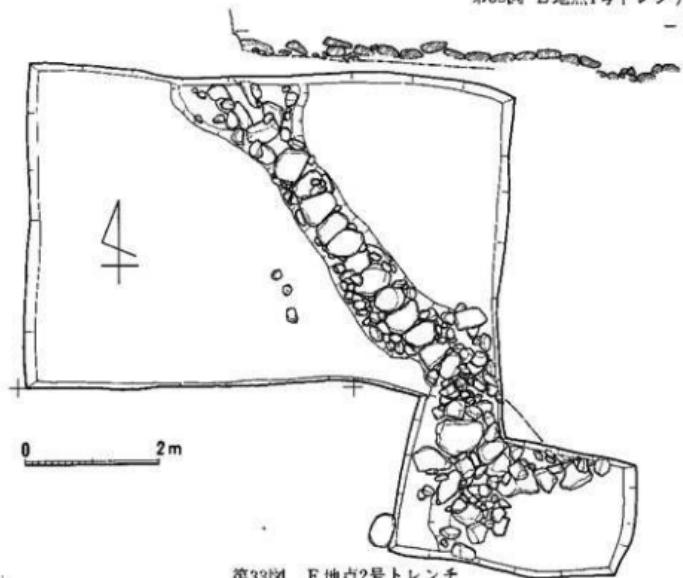
2号トレンチからは、暗渠排水の石組・鉄分堆積中から土師質土器片5点、内耳土器底部片2点、暗渠排水部以外から土師質土器片16点、鉄舟擂鉢片1点、近世以降の染付片2点が出土した。暗渠排水中から内耳土器片が出土したことから、15・6世紀頃、中世を中心とした時期の所産と考えられる。

(6) 小括

E地点からは、中世以降の暗渠排水遺構と石積みが検出



第32図 E地点1号トレンチ



第33図 E地点2号トレンチ

された。これらは、泥塔とは直接的には無関係であるが、近世以前に明王寺の寺域内に存在したといわれる多くの僧坊等の施設に関する遺構のひとつとして考えることも可能で、明王寺関連の遺構が存在したことを示すものとして捉えることができよう。

暗渠の機能については、一部分の調査からえた知見によれば、直線的に湧水地点に延びていること、南端部に長期にわたり水が溜っていた痕跡があることから、湧水から水を引いて溜めるための施設ではなかろうかと思われる。とすれば、水溜め部の周辺に何らかの建物址が存在するのではないかろうか。

第4節 まとめ

権現堂遺跡周辺の5地点において、計12箇所を試掘した結果、以下の知見を得た。

1. 「権現堂」跡では、礎石を使用した建物址1棟を検出することができた。しかし建物の規模、その時期については明確にすることはできなかった。
 2. 「大日堂」については場所を特定することができなかった。
 3. 泥塔供養に関連した遺構、および泥塔そのものの発見には至らなかった。しかしC地点において出土した土師質土器高台部は、泥塔焼成部及び灰原遺構から出土した土器群と時期的には一致するものと考えられ、平安後期の泥塔供養に関する何らかの施設が泥塔焼成遺構周辺のみならず、権現堂山に広く分布した可能性を窺うことができた。
 4. E地点において、泥塔焼成遺構に近接した湧水から水を引いたと思われる中世以降の暗渠水路が検出された。明王寺関連の遺構の存在が想定される。
- なお今回の調査では、権現堂遺跡周辺部の山中で泥塔そのものを発見することができなかった。もっとも泥塔供養の手順を考えると、供養に用いられたと考えられる膨大な量の泥塔が、権現堂山中に埋納された可能性は少ないとえよう。むしろ山中から運搬されて、寺院の堂内に納置・供養された後、不要物としてその周辺に一括廃棄されたか、分散したのではないかろうか。権現堂遺跡の泥塔の場合は、権現堂山を寺域として多くの堂宇を有していた明王寺周辺を調査する必要があろう。

第Ⅰ章・第Ⅱ章参考文献

- ・『増穂町誌』 1977 増穂町役場
- ・『甲斐国志』 1982 雄山閣
- ・『甲斐國社記・寺記』 1968 山梨県立図書館
- ・柴田 実ほか『六波羅蜜寺民俗資料緊急調査報告書』第1分冊、第2分冊、1971、元興寺仏教民俗資料研究所
- ・伊東信雄ほか『多賀城跡調査報告』I 多賀城廃寺跡、1970、宮城県教育委員会ほか
- ・石村喜英「瓦塔と泥塔」『新版考古学講座』8、1971 雄山閣
- ・木下衛連「小塔」『新版仏教考古学講座』第3巻、1984、雄山閣
- ・坂本美夫「甲斐国における古代末期の土器様相」「古代末期～中世における在地系土器の諸問題」神奈川考古21、1986、神奈川考古同人会
- ・山路恭之助「大小久保遺跡」1983、須玉町教育委員会
- ・佐野勝広「前田遺跡」1985、小瀬沢町教育委員会
- ・平野修ほか「荒神山」1987、山梨市教育委員会

第三章 付 論

第1節 泥塔研究の流れ

萩原三雄

本節では、仏教的營為の所産である泥塔の調査研究が、今までどのような過程を経てきたのか、その一端を把握し、権現堂遺跡の泥塔研究の参考に資することを目的とする。

泥塔は、比較的古い段階から注目を集め、さまざまな方法で調査研究がなされてきた。しかし詳細に追うと、研究の流れはおよそ三期にわけることができそうである。第一期は、明治33年の江藤正澄氏の発表以後、石田茂作氏による「土塔に就いて」の論稿を経て、昭和1桁代の時期である。この時期の研究は、泥塔の初期の論稿らしく、出土地の紹介に重きがおかれているものの、泥塔の性格や歴史的意義についても積極的に論究が加えられていることに特徴がある。

明治33年の江藤正澄氏の「土製の小塔⁽¹⁾」はその最も初期の報告で、小論ながらも、奈良県東大福寺や和歌山県大同寺のはか各地域から出土する泥塔を紹介し、「土中に埋め、又は地上に建て供養をなす時は、無量の功德を積み冥福を得る」となし、泥塔の性格について的確な見解を述べている。これよりしばらく時をおいた大正13年には、島田貞彦氏によって「近江國栗太郡石居発見の土塔⁽²⁾」が発表される。滋賀県大津市田上石居町にある在原寺跡から出土した泥塔を紹介し、泥塔が「二枚型から製作」されており、泥塔の底面にみられる小孔は、陀羅尼經を納入するためと示唆するなど細かい観察をおこなっている。また、奈良県を中心としてその段階で知られている泥塔出土地をあげ、泥塔は「供獻物」であり、「功德と冥福とを得るものであった」とし、江藤正澄氏の論にならい、さらに「当時の特権階級の人々の弘願の対象とした立体的小記念物に外ならぬ」と泥塔供養をおこなった階層についても論じているのは興味深い。翌大正14年にも大西源一氏によって「伊勢立野発見の土塔及經塚遺物⁽³⁾」が発表されるが、これらをうけて昭和2年には石田茂作氏の「土塔に就いて⁽⁴⁾」という本格的な泥塔にかかる論文が世にでる。石田茂作氏は、中國・朝鮮・日本各地の泥塔を紹介しながら、特に考古学的手法による形式的分類をおこない、円塔・宝塔・宝篋印塔・五輪塔など多岐にわたる形状をもつ泥塔の考察を進めている。また、「宝塔型は平安中期以後、五輪及宝篋印塔は藤末乃至鎌倉初期以後に於いて創められた」として、さらに「勝善業に對しての量的考へ方の最も盛んであったのは藤原時代から鎌倉初期にかけてでありますから、かゝる土塔の造立も亦その頃では無いかと考へらるゝ」と述べ、平安時代の末ごろから鎌倉時代にかけて盛行した仏教的營為であったことを推察している。氏はさらに、形状、特に底部の小孔の有無や、塔身の種子の有無についても論究し、存在するのが正形で、存在しない例はその略形と位置づけている。これに連して簡略化された形状の泥塔についても、略形としている。なお、泥塔と宗派との関係について、塔とのかかわりの強いこと、宝塔形といふ形状の泥塔が多いこと、さらに泥塔が瓦経分布地と一致する例が多い点などをあげ、泥塔と真言宗との結びつきの強さを指摘している。このように、石田論文は、泥塔の形状など特に考古学的な手法に立脚して論究し、いくつかの重要な指摘をおこない、泥塔研究を飛躍的に進展させたことに大き

な意義を見いだすことができる。

つづいて、昭和6年には大脇正一氏の「泥塔考」、昭和7年には中村直勝氏の「湯川山法光寺」、さらに同年の矢追隆家氏による「宮古及東大福寺より出土せる泥塔に就て」が順次発表され、このころ泥塔が多くの研究者に注目されていることがわかる。また、大脇正一氏の論稿に見られるように、土塔という名称が泥塔と呼びかえられており、以後この名称がながく定着していくことになるのである。大脇正一氏はさらに、泥塔には、「甕に入れて焼上げたものと、天日にて乾固めた泥そのまゝ塔形にしたものとの二種があつて、胡粉を塗れるものと塗らないものとある。」と述べ、焼成を加えない泥塔が存在することを類例を示しながら指摘した。この指摘について、のちにはほとんど論議の対象とならないが、焼成されない泥塔についての検討は今後の研究の重要な課題のひとつとなろう。

明治の末年から大正、昭和初年に至るこの時期の泥塔研究は、以上のように、初期の論稿らしく、泥塔出土地の紹介に力点がおかかれているものが多いが、泥塔の性格論議にかかわったものもあり、さらに石田論文はこの集大成のかたちで、泥塔を多方面から分析し、その諸様相の解明に意欲的である。以後、石田論文に追随する論稿も多いが、それだけこの時期の泥塔研究は、石田茂作氏の影響のもとにあったと言っても過言でない。

昭和11年、「土版塔婆に就て」が太田陸郎氏によって発表される。この土版塔婆、すなわち、偏平な泥塔に関しては、すでに前掲の中村直勝氏の報文中でもその存在を指摘されていたが、1. 平面板であること、2. 五輪或は宝塔、宝蓋印形であること、3. 表裏側面何れかに梵字種を置くこと、4. 素焼であること、5. 出土品であつて多數一個所に存在すること、という定義を付し、泥塔との関わりのなかで意義を述べている。偏平なるがゆえに、当然のように製作や運搬が容易であり、経済性も良く、したがつて、泥塔の普及がこうした偏平の泥塔を生みだしていったと考え、「経塚にあって瓦経から又一字一石経に転化した事実と併せ考へる時、土塔と土版塔の觀念も同種の移推と類推すべきであらう。」と述べた。経塚が後世、一字一石経を生みだしていく過程をたどるように、偏平な泥塔も、泥塔中で時期的に後出しとし、形式化の所産ととられたのである。太田氏のこの論稿は、泥塔のなかでも特異な存在である偏平な泥塔を真正面から論じたもので、石田論文を始めとしてそれ以前の論稿ではあまり注目されなかつたもので、泥塔の多様性や、さらに経塚との比較の中から泥塔の変質の過程をながめようとしたことに大きな意義が見いだせる。

昭和13年になると、後世、泥塔研究に大きな影響を与えつけ、研究の基礎を築いた論稿が相次いで発表される。前述の太田論文に加えて、これを泥塔研究の第二期としたい。まず、4月に公表された肥後和男氏の「日本発見の泥塔について」では、全国の泥塔出土地32個所を一覧表で提示しながら、泥塔は広く全国に分布しており、全国的におこなわれた供養であること、さらに分布上からは奈良、文獻上からは京都を最多とする述べ、多くの文献を駆使しながら泥塔の出現や歴史的意義について論述している。また、泥塔の記述が見える文獻上の記録37点を示して平安時代の末期に盛行をみる仏教思想と位置づけ、院政時代での泥塔供養の第一の目的は延命であった可能性も指摘している。「阿婆縛抄」や「醍醐雜事記」の記載にある造塔の次第から、造塔にあたって用意すべき中味を詳しく分析するなど、文獻上に見える泥塔をさまざまな角度から検

討しているのである。このような泥塔供養の盛行を、氏は「信仰を数量的に外顕化するといふ藤原時代の一般文化形態の中に之を位置づけ」ながら、「貴族精神の表現」と歴史的な意義づけを試みたのである。5月に発表された日野一郎氏の「我が國に於ける小塔供養の推移」も、文献上から泥塔研究をおこなった意欲的な論稿である。氏は、泥塔供養の実態を平安後半期と鎌倉時代以後にわけてながめ、「多數の人々の手によりこれ等の小塔が造進せられて來た」ことを指摘し、さらに『兵範記』の記録から「當時毎月その始めに泥塔供養があった」ことを引きだし、泥塔供養の盛行の様子を示した。鎌倉時代以降も引き続き泥塔供養がおこなわれている事実から、「宮中或は貴族のみならずこの時代に於いては武家の有力者により盛んなる造塔業が行はれて來たのであった」とし、供養の内容も、追善や病氣快癒・安産など現実的祈願に加えて、「政治的意義」をもつものもあらわしていることを指摘している。「貴族に准すべき社会的地位を持つ僧侶」や地域の有力者を泥塔の造進者に位置づけ、畿内以外の各地域に泥塔が広く分布する背景とした。氏は、泥塔供養を記録する多数の文献を詳細に分析することによって、興味ある事実を引きだしており、肥後論文とともに文献上からみた泥塔研究をほぼまとめあげ、今日の研究にも多くの示唆を与えているのである。この時期は、以上のように、石田論文とは異なった視点と方法から泥塔研究をおこない、新たな展開をこころみたことに大きな学問的意義をみることができる。

これ以後、泥塔研究はしばらく中断され、戦後の昭和20年代、30年代に入っても特にみるべき論文、報告もない。

泥塔研究における第三期は、昭和40年代以降今日までであり、この時期の特徴は、発掘調査事例の増加と、これにもとづく考古学からの積極的なアプローチがなされる点にある。まず、40年代には、泥塔にかかる重要な発掘調査報告書が相次いで刊行されている。45年3月の『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城跡寺跡』と、翌3月の『六波羅蜜寺民俗資料緊急調査報告書』で、两者とも寺院からの多数出土の泥塔の実際例として大変貴重であり、考古学的な学術例が稀少な泥塔研究にとって遺跡とのかかわりを具体的に示す好例として、こんにちでも多くの示唆が与えられている。昭和46年には、これらの資料をふまえ、石村喜英氏は「瓦塔と泥塔」を発表した。この論稿では、泥塔の発見地45例をあげながら、分布上の多寡の問題、泥塔の形態、供養の目的等多方面から泥塔研究をおしすめている。氏は、泥塔供養は、「すべて中流あるいはそれ以上の貴族の関与によるもので、庶民の関わりを示すものを一として存しないのは注意される」と述べ、造立主体者についての從来の見解を追認し、また供養目的を終えた泥塔がどのように処理されたのか疑問を提示しており、単独で、しかも泥塔供養の本来的な場とみられない出土状況を示す遺跡が多い点から、それらの再検討をうながした。泥塔供養後の二次的利用の状況は、泥塔研究にあたっておそらく避けて通れない課題であろう。そのほか、偏平状の泥塔は、鎌倉時代以降室町時代に盛行することなど、多くの興味深い見解を述べており、泥塔研究を総括した論稿と評価されよう。

この論稿以後、全国的に増加する発掘調査と相まって泥塔出土地もしだいに増加するが、泥塔供養のありようを示す遺跡の発見は依然少なく、逆に少數で出土したり、あるいは中世の町屋等の遺跡群からの出土など、むしろ多様な方さえ示していく。

昭和59年には、木下密運氏の「小塔」が発表されている。この論稿は、泥塔供養作法等を具体的に論じたもので「造塔延命功德経」や「覚禅鉢」「阿婆縛抄」などをもとに、造塔の手順や行事

作法を詳しく説いており、新たな泥塔研究となっている。この内容は従来の研究内容からはあまり触れられていない視点であり、泥塔研究にさらに深みを加えたといえよう。

昭和61年及び平成元年には、泥塔研究を精力的におこなっている畠大介氏によって、「泥塔の用途をめぐる一、二の視点について」、「偏平形泥塔について」が発表された。前者は遺跡から少数出土する泥塔に焦点をあてて、泥塔供養を終えたのちに、本来の造立趣旨とは異なった二次的な用途が泥塔には生じる事を指摘し、その視点から泥塔の分散というあり方をみようとしたもので、後者は、偏平形を呈した泥塔に関して、その分布、性格を追究したものである。また、泥塔供養にかかわる信仰形態の変化の時期が室町期以降にあり、造立主体者に、より下層の人々が加わる可能性も見いだしている。

以上のように、明治期より今日まで、泥塔研究には多くの研究者がかかわって、多方面から分析・検討が加えられてきたが、三期に大きくわけた泥塔研究に共通した特徴として指摘しうる点は、遺跡より多数の泥塔が出土した例が少ないと、文献上知られる泥塔供養のあり方を端的に示す遺跡に乏しいこと等から、遺跡の詳細な分析をふまえて、泥塔供養の本質に触れた論稿が少ないことをあげることができる。同時にそれは、泥塔を遺跡から切り離して仏教的所産としての「物」としての観点からの考察がつよく、泥塔を通して遺跡そのものの性格などを論じる傾向が薄いことにもつながっている。

今日、泥塔出土遺跡が徐々に増加しているにもかかわらず、泥塔研究を志す研究者は少なく、他分野に比べて大きく研究が遅れているのが実情である。日本仏教史の解明にとどまらず、日本の古代・中世社会にとって泥塔供養がどのような役割を果たしてきたのか、その背景はどうか、泥塔が内包するこれらの諸課題に多くの研究者が取りくまれることを願うものである。

注

- (1)江藤正澄「土製の小塔」「考古」第1編第6号、32~35頁、1900
- (2)島田貞彦「近江國東太郡石居発見の土塔」「歴史と地理」第14巻第3号、59~67頁、1924
- (3)人西源一「伊勢立野発見の土塔及経塚遺物」「考古学雑誌」第15巻第3号、72~74頁、1925
- (4)石山茂作「十塔に就いて」「考古学雑誌」第17巻第6号、41~62頁、1927
- (5)大庭正一「泥塔考」「東洋美術」12号、91~101頁、1931
- (6)中村直勝「湯川山法光寺」「兵庫県史蹟名勝天然記念物調査報告」第9冊、1~39頁、1932
- (7)矢追謙家「宮古及東大福寺より出土せる泥塔に就て」「銅鏡」創刊号、6~11頁、1932
- (8)太田隆郎「土版塔婆に就て」「史跡と美術」第7輯ノハ、9~19頁、1936
- (9)肥後和男「日本発見の泥塔について」「考古学」第9巻第4号、200~219頁、1938
- (10)日野一郎「我が國に於ける小塔供養の推移」「史觀」第17冊、69~95頁、1938
- (11)伊東信雄ほか「多賀城跡調査報告」I・多賀城廃寺跡、1970
- (12)柴田実ほか「六波羅宝寺民俗資料緊急調査報告書」第1・第2分冊、1971
- (13)石村喜美「瓦塔と泥塔」「新版考古学講座」第8巻、188~198頁、1971
- (14)木下密連「小塔」「新版仏教考古学講座」第3巻、268~276頁、1984
- (15)畠大介「泥塔の用途をめぐる一、二の視点について」「山梨考古学論集」I、357~371頁、1986
- (16)畠大介「偏平形泥塔について」「山梨考古学論集」II、423~454頁、1989

第2節 泥塔製作技法の復元

櫛 原 功一

本論では、権現堂遺跡出土の泥塔の観察によって得られた知見を基に泥塔の木型を復元し、焼成実験を試みた結果を参考にしながら、技術面を中心に泥塔製作技法に関する復元的な考察を試みたいと思う（図版15参照）。なお製作行為に間接的に関わる宗教行為との関連については、本稿ではとくに触れないこととする。

1 型について

(1) 型の形態および材質

本遺跡の泥塔は既に述べてきたように、宝塔形を陰刻した2枚の型をあわせて製作されていることが、塔身部側面・笠部下面にはみ出し粘土（いわゆるバリ）や、塔身部底面の粘土の合わせ目によって推定されている。また型の材質は木材と考えられるが、塔身部の扉型周辺に縦に細かく連続した木目痕が観察されており、柾目材を使用している可能性が高い。

(2) 型の大きさ

焼成実験の結果、焼成後約1割収縮することが確認されている。したがって、木型は全長約12cmの陰刻部を有した縦13~14cm、横9~10cm、厚さ3cm程度の板状を呈した型であろうと思われる。

2 粘土について

(1) 粘土の採取地と種類

調査地域に普遍的な地山の黄褐色土（権現堂遺跡の層序における13層）は粘性が非常に強く、かつ泥塔の胎土中にも認められる0.5~1cm程の風化礫を多く含んでおり、この一次的な粘土を用いた可能性が最も高い。このほか、周辺には湧水付近に堆積した青灰色の二次粘土があるが、これには風化礫がほとんど含まれていないうえ、量が少ない点に難がある。泥塔製作に供された莫大な粘土の使用量と、この遺跡の立地環境を勘案するならば、粘土は搬入されたものと考えるよりも、遺跡周辺の地山から供給されたものであると考えたほうが自然ではなかろうか。いずれにせよ、今後胎土分析（とくに岩石学的方法）によって明らかにしたい。

(2) 練り等について

13層（地山）の土を練り・寝かせの過程を経ずに使用したところ、焼成後は色調・重量感ともに出土資料とは異質な仕上がりを示した。おそらく事前に大量の粘土を準備し、練り・寝かせの過程を踏んだうえで、泥塔作法に臨んだのである。なお胎土中に小礫が多く混入しているので、水簸等の精選作業は行なわれていないと思われる。また土器に認められるような、意図的な混和材の混入はないようである。

3 詰め込み方等について

(1) 詰め込み方

型を合わせた時にぴったりと接合するように、それぞれの型に適量の粘土を詰め込み、接合面を平坦にする。その時、一度にすべての粘土を詰め込むことは不可能であり、各部位ごとに小分割した粘土を順次押し込んでゆくことになる。多くの塔身部表面に認められる「しわ」状の痕跡は、

粘土が型に充分に密着せずにわずかな隙間が生じたものである。検出された泥塔に、笠部と塔身部間で破損例が多く認められるのは、細く括れた形態的な要因のほかに、このような型に制約された粘土の詰め込み方が一因となっていたのであろう。

(2) 剥離剤について

木型が乾燥している段階では、泥塔の場合は比較的容易であるが、大量の泥塔を連続的に製作し木型が湿ってくると型離れが困難となり、剥離剤が要求される。実験的に石膏粉を使用したところ型離れが容易になったけれども、焼成後も泥塔に白く残存した。泥塔の表面には黒色物がほぼ全面に付着するものがあり、剥離剤の塗布を示す痕跡とも考えられる。この点について、『醍醐雜事記』の「澄明井塗摸料」に充てられた油の存在が想起される。油の塗布によって型離れが容易になるのか、また黒色物が付着するのか、検討する必要があろう。なお離れ砂は確認できない。

(3) 型合わせ及び基壇部の整形

2枚の型に粘土を詰め込んだ後型を合わせ、平坦な接合面どうしが十分に密着するように手・膝・足等で押さえて固定し、全体重を型に集中させて押圧する。すると塔身部底面(基壇部)には隙間ができたり、粘土があふれたりしやすいので、粘土の補充・削除をおこない、指先で整形する。多くの泥塔にはこうした際にいたと思われる指頭痕や指紋を認めることができる。

4 取り出し方について

(1) 笠部及び塔身部の取り出し方

型合わせの後、直ちに泥塔を取り出すのであるが、合わせた型を開こうとすると、必ず粘着度の強いほうの型に泥塔が残る。この状態で、型が外れて泥塔の一面が見えている側を「表側」、隠れているほうを「裏側」と便宜的に呼ぶこととする。

さて、泥塔を破損することなく取り出すには、相輪部・笠部・塔身部をほぼ同時に型から外す必要があるが、まず相輪部・笠部については指先で摘むのが困難である。そこで多くの笠部下面に刺突痕が見られる点に着目する。すなわち、これを型から取り出す際に串状工具を刺突して泥塔を持ち上げた痕跡と考え、実験的復元を試みてみた。その結果、表側笠部面から裏側中央付近に斜めに刺して持ち上げるようにすると相輪部・笠部は一体となって外しうることが判明した。

また塔身部については、多くの泥塔の扉型の脇に親指・人差し指で摘んだ痕跡があり、実際そのようにして外しうることを確認した。

このように泥塔を取り出したのであらうと仮定できるのであるが、串状工具の刺突側と、塔身部の指頭痕が認められる側が一致するものが多く、それらの痕跡が認められる側を「表側」と認定することができよう。

なお串状工具は泥塔に向って左側から差し込まれたものが圧倒的であるが、通常右利きの者は困難なやり方である。したがって取り出し作業については、左利きの特定人物によって専業的に行なわれた可能性があり、製作従事者数を考えるうえで大変興味深い問題といえよう。

(2) 調整について

型から取り出された泥塔には、周囲にはみ出し粘土がついており、これを除去する必要がある。ただ笠部下面に型ずれがあり段差がついたものや塔身部の両脇にはみ出し粘土が残るものが多く、それらを完全に調整した例がないので、念入りに行なわれたとはいがたい。なお表面のナ

デ・磨きは一切認められない。

5 乾燥について

(1) 乾燥期間

型から取り出した泥塔をいつ焼成したのかについては明らかではないが、試みに取り出した日のうちに焼成したところ、当然のことではあるが多くが破損した。やはり土器と同じように3日～1週間程度の乾燥期間は最低必要であろう。

(2) 乾燥場所

『覚憲鈔』等によれば、1日に百個作る規定がある。実際にはどの程度まで遵守されたのかは興味深い点であるが、いずれにしても大量の泥塔が製作され、焼成されたであろうことは出土した破損例の膨大さからも想像できる。焼成まで一定の乾燥期間が必要であるから、焼成待ちの泥塔を乾燥・保管するための場所が、おそらく遺跡周辺のごく近接した場所に存在した可能性が高い。

6 焼成について

(1) 焼成方法について

調査の結果、下面焼成遺構では土坑状のピットで、上面焼成遺構では壁体を用いた構造窯で泥塔を焼成したのではないかと推定した。どちらも泥塔の底面を下にして、立て並べてまとめて焼成したのであろうと思われるが、多くの底面に残る黒斑はそうした焼成時の並べ方を推定する手がかりとなろう。また塔身部や笠部に残る黒斑もこのような視点から改めて見直す必要があろう。

(2) 薪材

上下面焼成部ともに多量の炭化材・炭化物が覆土中に遺存した。それらは燃料としての木材が炭化したものと考えられるが、おそらく遺跡周辺で伐採された雜木類であろう。当時の環境復元のためにも、今後同定分析を試みる必要がある。

7 製作從事者数について

串状工具の刺突位置により、型外しに関与した者は左利きであろうと前述した。泥塔製作の作業分担がどの程度発達していたのか十分に考慮する必要があるが、型外し作業については、特定の人物によって取り行なわれていた可能性が窺われる。塔身部に残された指紋の分析によって今後明らかにされるかもしれない。

注

- (1) 柳原功一「泥塔製作技術の復元」『帝京大学山梨文化財研究所報』第4号、帝京大学山梨文化財研究所、6・7頁、1988

第3節 権現堂周辺の寺院

清 雲 俊 元

1 増穂町の古刹

奈良時代から平安時代にかけての仏教の発達は国家仏教であって国府を中心に官人達の手によって教化されていった。甲斐国にあっても、春日居町の寺本庵寺、一宮町の国分寺・国分尼寺を中心に平地に発達した。そうした奈良仏教の地方への伝来にともない、当町の最勝寺、明王寺、鷹尾寺も当時をしのぶ寺院として開創された。

平安時代に最澄・空海によって天台、真言の両宗を伝え、畿内を中心に南都六宗の奈良仏教にかわって活発な教化運動がなされた。

この両宗の甲斐国への流布は不明確であったが、「弘法大師行状」によると弘仁3(812)年正月藤原真川が甲斐國守として赴任するとき、これに依頼し甲斐への弘通に弟子を遣わしたことが見えていることから本県への真言宗流布の最初と考えられる。こうしてみると当町の最勝寺、小室山、明王寺等は少なくとも弘仁期ごろ真言宗に転宗したと考えられるが、この時代の風潮として新興宗教である真言・天台が流布することによって旧仏教が新仏教として改宗された寺院、また既成仏教である奈良仏教に新興の真言・天台が結びついて二宗兼学、三宗兼学の方途もとられ急激に宗教界の発展をみた。

最勝山最勝寺について『寺記』『甲斐國志』は 聖武天皇の勅願により、南都西大寺の忍性が開いたと記している。これは天平20(748)年のことで、はじめは三論宗であった。その後、弘仁10(819)年に真言宗に改宗したと伝える。また天平の頃、この地を訪れたと伝える行基が、四岳八峰に囲まれたこの地の景観をみて、仏法興隆の聖地と感じ、観音像を彫刻してこの寺に安置したという。その功德が最も勝れていることから、寺名も最勝寺と名付けたとも伝う。もう一説には、聖武天皇の天平9(737)年疫癒が流行し、天変地妖が続出したので国ごとに釈迦像を造り大般若經を書写し、また天下太平のため宮中で大般若經、最勝王經を転写した。また天平13年には諸国に七重塔を造り「最勝王經」「法華経」各10部を写し、別に天皇自筆金字「最勝王經」を塔ごとに置き、国分寺建立の詔を見るにいたった。當時甲斐においても国分寺の建立はあったが、この「最勝王經」と関連のある寺院としてこの最勝寺があげられる。最勝寺は加賀美の法善寺末であって、真言宗に転宗した時期は定かでないが、当寺に伝わる古鐘は有名である。銘に「甲斐國大井庄最勝寺之洪鐘弘安六年癸未八月日時正当寺住持長老比丘空円大工沙弥十念」とある。現在ある甲斐國最古の梵鐘である。今身延山久遠寺に所蔵されている。

最勝寺の寺記に見える忍性について見ると、忍性は建保5(1217)年に生れ、嘉元元年(1303)に没した鎌倉時代の律僧であるので寺記とは異なる。伝説に見えるように最勝寺の開基は行基をあてているように奈良時代であるので、忍性は中興開山とみるのがよい。そして忍性的住山は、北条重時の招きにより、鎌倉に極楽寺を開いた正元元年(1259)から最勝寺梵鐘鋸造までの弘安6(1283)年までの間と推定され、また当時は三論宗でなく律宗であったと考えられる。

小室の妙法寺も古刹である。現在は徳栄山妙法寺といって日蓮宗である。古くは仁王山護国院金胎寺といい寺記によると「当山ハ人皇四十一代持統天皇御宇即位七年役氏小角ノ開闢ニシテ小

室ト号ス則チ役氏小角ヲ勅諸シテ草分稻荷ト称シ山内鎮守トス(中略)真言宗ノ祖空海帰朝シテ基宗ヲ弘ム年歴不詳ト雖モ吉山真言宗ニ帰シ仁王山護國院金胎寺ト称シ山伏修験ノ棟梁トナル降テ五百八十武年龟山天皇御宇文永十一甲戌五月廿八日蓮宗ニ転シ徳崇山妙法寺ト更称シテ日伝ヲ開山トス」と伝えてのことから草創は奈良平安期と考えられ、肥前上人は東三十二国山伏の司であり、聖護院修験に属していた。この小室山が当時修験の拠点であったが、日蓮宗に転宗したことで、小室山の末寺、塔頭をはじめ近郷の真言、天台寺院が日蓮宗に改宗していった。こうした日蓮宗の教義拡張の中にあって、増徳の明王寺と中富町の大聖寺が真言宗としてゆるがぬ権力をもった。

中富町八日市場の大聖寺は『甲斐国志』に「真言宗醍醐報恩院ノ末開山ハ円入法印、開基ハ新羅三郎義光云々」があるが、この地方きっての古刹で、長治2年(1105)新羅三郎義光によって開創され、開山は円入法印と伝える。後に加賀美達光が中興している。承安元年(1171)に達光が大番役を命ぜられ上京しており、禁裏守護についたとき、禁中清涼殿に安置されていた不動明王を高倉天皇より賜わった。この不動等(重要文化財)を帰途大聖寺に安置して三守皇山長光王院不動明王寺と称した。これは河内一帯が甲斐源氏の中の加賀美一族が支配していた証左であろう。後の波木井実長が日蓮上人を身延に招いたことはあまりにも有名であるが、平安末期から鎌倉初頭の河内一帯の支配関係は甲斐源氏を除いては考えられない。

2 明王寺

大井郷は平安期に見える『和名抄』巨摩郡九郷の一つに見える郷名で、のちの大井庄である。現在の中巨摩郡櫛形町、甲西町から南巨摩郡増穂町、鰐沢町にわたる地域とするのが通説である。

前述した久遠寺所蔵の鎌銘に「甲斐國大井庄最勝寺之洪鑑弘安六年癸未八月日」とあり、また大月市花井寺所蔵の大般若経の徳治2年正月27日付奥書には「甲斐國大井庄南条黒沢村久治名」とあり、また永祿八年仲秋三日の龜源寺宗椿等連署には「甲州大井庄補陀山南明之事」とあって明王寺のある増穂町春米の一帯は大井庄であったことが考えられる。

ところが、明王寺に所蔵されている「不動明王版木(県指定文化財)」には「甲州胡摩郡鷹津野郷大勝金剛山明王寺文明九年丁酉十月十六日阿明尊」とあり、明王寺は鷹津名郷にあったことを示している。

また鷹津名庄とも呼んでいた。明王寺の別院平林の鷹尾寺の嘉吉3年(1443)8月22日遷宮の棟札に「胡摩郡鷹津名庄平林」と見えている。

平林村は、櫛形山・丸山・源氏山連峰の東面の断層崖下の凹地帯で、『増穂町誌』には、これら山間盆地に鷹津名と名づけた莊園が經營されたとしている。鷹津名庄の由来に「日本地名大辞典」によると、タカの生息地という説、高所にあったとする説がある。明王寺文明9年版木「鷹津野」とあるは、鷹津名庄と同じ地域を指し、江戸期の平林村、高下村、春米村に比定されている。

明王寺は大聖金剛山息障院明王寺という。現在熊野神社と並びたつ堂宇は小規模であるが、その創立は天平神護年間(765~767)と伝え、往古にあっては三論宗、ついで華嚴宗東大寺末に転じ、かつ広大な寺域を有し、七堂伽藍を有する巨刹であった。のちに真言宗に改宗し、甲斐真言七談林の一つにも數えられ、後小松天皇から勅額を賜われ、武田信玄の祈願寺でもあった。その後たびたびの火災により規模は縮小され今日に至った。

『甲斐国志』によると

真言宗新義醍醐報恩寺ノ末常法檀新義七寺之一也本堂三間四面東向キ本尊ハ不動明王并ビニ四大明王、大聖金剛山息障院明王寺ト称ス開山ハ儀丹行円上人、御朱印寺領二十石四斗余寺内二千六十九坪山林縦十二町半横九町不動堂ノ前三町（但一町ハ小林村分）祭祀碑地中ニ奥塚・角力場・只塚等アリ客殿三間九間、本尊ハ如意輪觀音・鐘樓・玄闕・庫裡三間十一間、表門等備ハル、塔頭正光院・長福寺・光明院・宗寿院・成就院・宝積院今皆廃ス六供房數除地六段七畝四歩、鎮守熊野權現除地四畝十四歩白山權現・見目明神ハ開山上人ノ勸請ト云フ（中略）末寺三箇、鷺尾寺・金剛寺・信州佐久郡秋山村ノ宝藏院ナリ

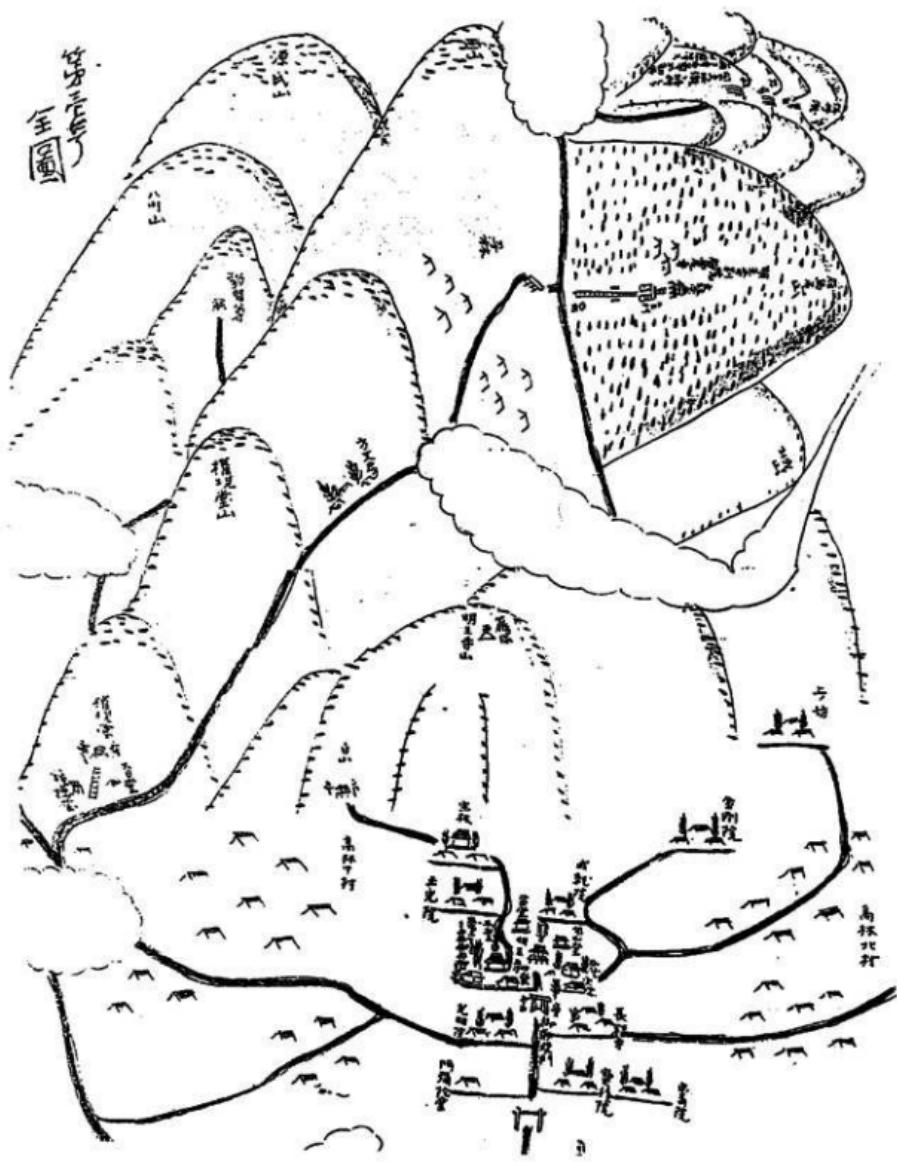
と記されており、明王寺の開創は寺記によると天平座護年間（765～767）としており、開山は儀丹行円上人である。儀丹は藤原不比等縁故の人とか、中国渡来の僧とも伝えられている。儀丹が仏教の奥義を極めるがために帰朝して伊豆国に一寺を建立してのちに当國に来て当寺を開創した。増穂町の平林の奥利根川の上流に儀丹が修行した場所「儀丹の滝」がある。巨摩郡は田畠早魃が多く困惑していたところ上人がしばしば雨乞いをした。

西山の頂に拘留尊を勧請して明王寺の鎮護とした。以来西郡の人々はこの山に登り雨乞いをし、そのときに「アメヲタマヘ、ギワンノウギタンノタキノ、ヲシヤウニン」と高らかに題目を唱えると必ず雨が降ると伝える。それでも雨が降らないときには儀丹の滝の中に「雨龍剣」を投げこむとたまち雨が降ると伝えている。往古から儀丹上人忌の6月28日にはここに登山するを例としている。

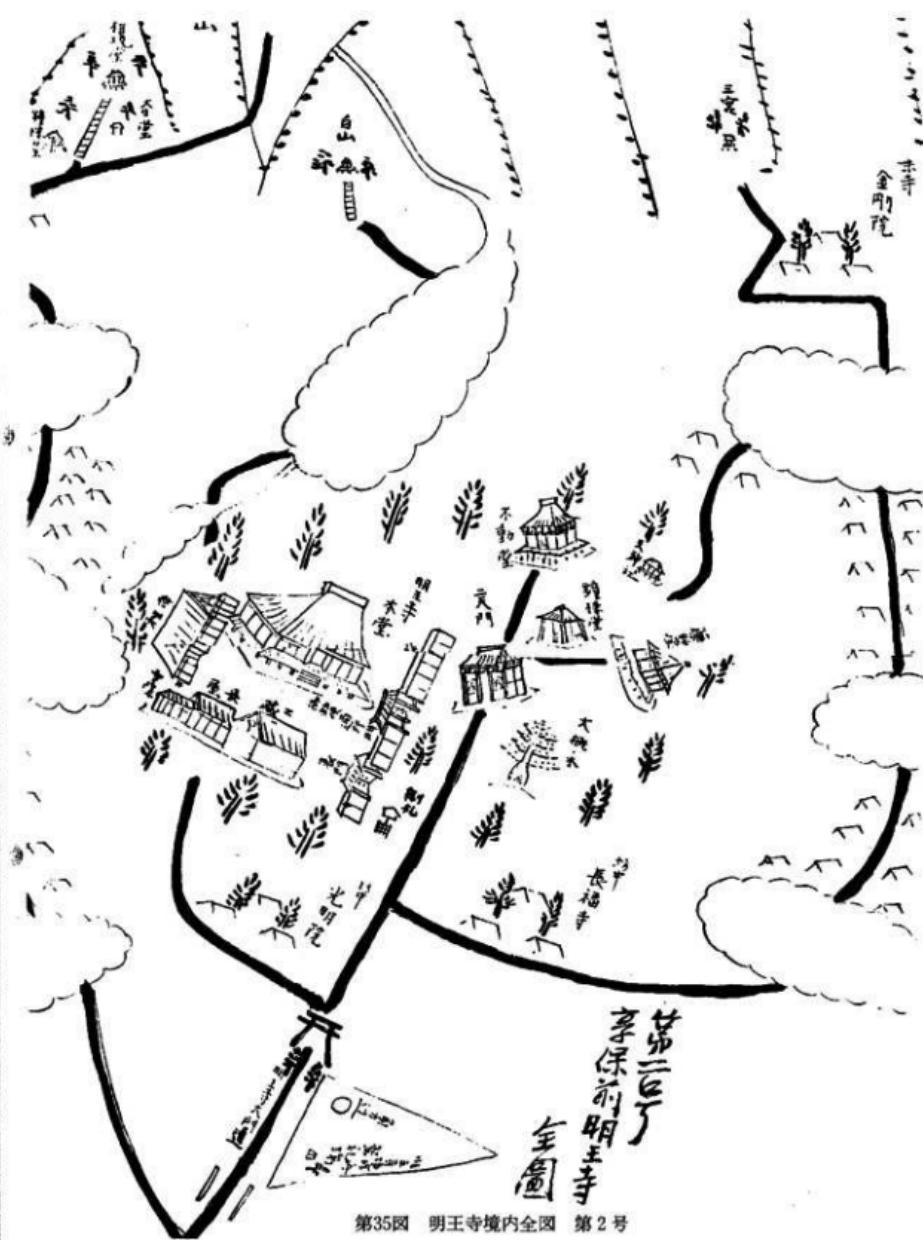
明王寺の本尊は不動明王である。今日伝わっている文明9年の「不動明王版木」（県指定文化財）からも、当山の全盛時代がしのばれる。版木は縦55.0センチ、最大幅44.0センチ、厚さ3.0センチの桜材で、その上に不動明王が彫り出されて、像の座高は24.5センチである。不動明王は大日如來の化身といわれ、この像は瑟々座に坐して、頭光をもった火焰光を背に、右手に利劍、左手に羅索の通形の姿である。版木の裏面には前述した銘文が記されている。

現在明王寺に隣接している熊野神社は江戸末期までは不動堂として明王寺の中心道場であったことは『國志』にあるとおりである。当寺にかつて伝わった『明王寺境内全図』第1号、第2号、第3号によれば現在の熊野神社は不動堂であり、前には二天門がありその前にカブキ門、一ノ鳥居、二ノ鳥居、三ノ鳥居のあったことが見える。現状にあって熊野神社は、明らかに江戸期の建造物で不動堂である。その前の鳥居も当時の遺構である。

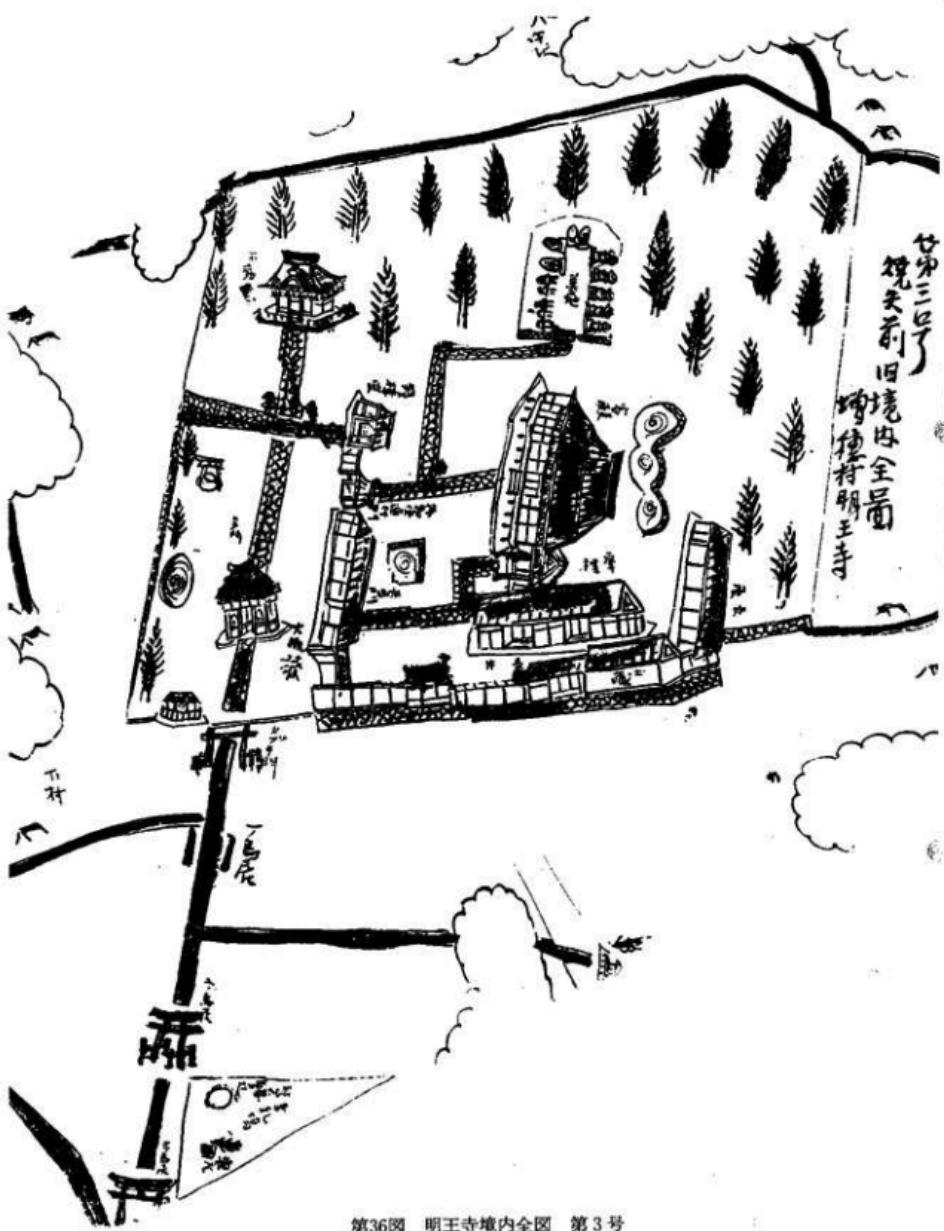
明治初年におこなわれた排仏毀釈も明王寺が、天保年間焼失したこともあり衰退する中でおこなわれたものと思われる。それは明王寺本堂として当然伝わるべく不動堂が、熊野神社となり、明王寺の中心にあたる参道が明治以降熊野神社参道となってしまったことである。ここでもう一つ考証しなければならない問題に、神仏習合時代にあって紀州の郡智の熊野社のように、甲州にあっては八代町の熊野社と千手院、塩山の熊野社と神宮寺のように、むしろ熊野社をより中心にした神仏習合形体がとられ『明王寺境内全図第1号』に見られるように鎮守が中心で周囲に別当寺が配置されているとなれば、明治初年の排仏毀釈で不動堂が熊野社になることは当然のことかも知れない。



第34図 明王寺境内全圖 第1号



第35図 明王寺境内全図 第2号



第36図 明王寺境内全図 第3号

3 権現堂

明王寺の北西に権現堂があり、その西奥に権現堂山がある。権現堂には熊野社奥院の社殿があり、現在その前に御輿を安置する石組が現存されている。往古より、熊野社の祭礼には権現堂より現在の熊野神社まで御幸をおこなっている。山宮、里宮の性格をも有した神社であったと思われる。権現堂について『国志』には

熊野権現 春米村 黒印神領五斗八升社地百五坪貞応三年ノ鰐口ノ銘ニ三所権現（五軒童子三所明神）弟子等云云甲斐ノ国西郡高林ノ内中尾権現云云願主阿闍梨長慶ト刻セリ中尾権現ハ即チ熊野三所ナルベシ南麓尾ノ中腹ニ在ル故如ク是ノ称セシカ真言新義明王寺兼帶ス
とある。また『増穂町誌』第十一編熊野神社の項に

明治五年以前ハ明王寺ノ不動堂ヘ神体ヲ合祀セシヲ以テ該寺住職神田隆諱再建ニ係ル其後招津隆海住職中文久二年落成シ遷宮シ奉ルナリ

と現在の不動堂の再建を伝えている。なお熊野神社創建の由緒についても、明治28年の熊野神社由緒に次のように伝えている。

當社ノ建主ハ始メ明王寺開山儀丹上人或日高林中村ヨリ平林村ヘ迴教ノ途路此處（本宮）ニ其魂形堅横五六尋八角ノ五光ノ真玉石アリ上人親倚ニ見奉ラント欲スルニ即其真玉石血ヲ吐テ熱惣ス尊ハ實ニ高カ神ナリ問ヒ奉ルニ答テ曰ク熊野大湯原ノ峯ニ鎮守アル所ノ三所ノ権現ナリト汝茲ニ吾カ神ヲ祭ラハ守護スペシト云イアリテ忽然トシテ消ス依テ権現堂ヲ建立シテ三柱ノ神ヲ祭リ奉ル靈津ノ庄ニ鎮守トス又今ニ其玉石ノ在リシ辺ニ夜中光輝ヲ發スルト里人ハ唱ヘ伝タリ
また社号についても「往古ヨリ熊野権現ト称セシモ維新後ハ熊野社ト改ム」とあり、熊野神社由緒からもみても明王寺開創と熊野権現の勅請は同時期に儀丹上人によるものとしており、本尊不動明王と熊野権現をこの寺の信仰の中心にして明治維新まで続いていたことである。

明王寺に現在所蔵されている重要文化財の『鰐口』は権現堂に奉納されていたもので明王寺と熊野権現との間を如実に物語っている資料である。この鰐口の銘に

「貞応三年大才甲申二月十五日、甲斐国西郡高林内、中尾権現宮之全願主阿闍梨長慶（花押）仰願三所権現五軒童子四所明神、弟子等願所生死之果報、心期所臨終正念往生極楽、乃至法界衆生平等利益為也」

とある。『増穂町誌』はこの銘文を次のように解説している。

貞応3(1224)年は元治元年でこの年の9月19日大井庄の領主、加賀美信濃守達光が82歳を以て卒去している。

甲斐国西郡高林之内は、巨摩郡の高林村の内ということ。中尾権現宮、いま明王寺境内に接している熊野神社がかつては（里宮に対する山宮と考えられる）南麓尾山の中腹、すなわち中尾根にあるので「中尾権現」と言い、つまり熊野三所（本宮、新宮、那智）であると説明している。

三所権現は熊野三社の主祭神として祀られる本宮の家都御子神、新宮の熊野速玉神、那智の夫須美神の三所。五軒童子四所明神については内容が明らかでないが、加賀美村法善寺の鎮守が「五社権現、四所明神」といって九神ともに熊野の祭神であるので同意に用いているのではないか。

明王寺記、熊野神社記は熊野権現の勅請を儀丹上人としているが、『増穂町誌』ではこの当時の大井庄の実力者、加賀美達光系の人であるとしている。さらに、西郡筋の熊野権現についてみる

に、秋山村の熊野権現は秋山光朝の草創で、また塙原村の熊野権現は『岡志』に「秋山氏ノ祠ル所ナリ」とあり共に秋山氏と熊野権現の関連がみられる。

甲西町に「秋山旧事記」と言われる記録が秋山文四郎家および同隆家に伝わっている。古記録で、甲斐源氏の一派加賀美遼光から秋山光朝の最期までを興味深く記されている。作者、著作年代は全く不明であり、秋山家に代々伝わったものとしている。内容は数回に亘って写し替えられており、資料としての真偽のほどははかりかねるが、秋山家に伝承として語りつがれたものを近世になってから記録としたものではないかとも考えられる。従って傍証資料として次に記す。

この『秋山旧事記下』の「明王寺権現祭石投相撲」の文中、例年6月15日は脊米村明王寺権現祭りで世俗祇園会をおこない14日の晩方貴賤が集まり角力をおこなった。ときに梶原景時の郎等と秋山光朝の家来が角力をとり梶原の郎等が勝った。これを見ていた秋山氏の家来達が腹を立て石を投げ、最後にはその郎等を切り伏せたことから石投相撲と言われ近郷では有名な話となつた。内容として逸話の類と考えられるが、熊野権現と秋山氏との関連を知る資料として参考になる。

秋山氏は、加賀美遼光の長男で太郎光朝と云い、弟に次郎長清、三郎光行、四郎光経、五郎経行があった。

秋山光朝は小笠原長清と共に平家全盛時代にあって平清盛に仕え、とくに清盛の子知盛側に属していた。平家一族は京都六波羅蜜寺の周辺に屋敷を構え「六波羅政権」と言われた時代である。光朝は平家の公達と交わり、平清盛の長男重盛、俗にいう小松内府の女婿であったため、甲斐源氏中将来栄進が約束されていた。ところが、源平合戦を通して平家が滅亡したことから光朝は文治元年(1185)の秋、鎌倉勢に攻められて、雨鳴城において自害したと伝えている。

権現堂近くを通る旧平林道(脊米一平林一奈良田)の路傍が「泥塔」が出土した「権現堂遺跡」である。

ここで注目したいのは、『明王寺境内全図第1号』をみると「権現堂」の一段下の位置と思われるところに「大日堂」があったことである。この大日堂については往古において既に失なわれているので位置の確認ができないが、大日堂のあったと思われる位置が泥塔が出土した権現堂遺跡とも考えられる。今後の研究を待ちたい。

泥塔と大日堂の関連について、文化学園史跡めぐり郷土史講座第13号資料(植松又次氏)によると、次の内容が見られる。

密教の説では、この塔は大日如来の三昧耶形といわれ、その塔を作ることは大日如来を造顯するのと同じ功徳があると説かれている。もちろん銭弘徽の八万四千塔や法隆寺百万塔造顯などの影響を受け、小塔供養が流行するが、その際盛んに作られたのが泥塔である。

『統本朝文粹』(第十二)の「白河法皇八幡一切經供養願文」に(上略)造七宝塔數十基毎年泥塔十萬基-及-十余年(中略)大治三年十月廿二日(1128)

また、「吾妻鏡」の「建仁三年八月廿九日(1203)甲子、將軍家御不例、追日増々氣、仍於鶴岳宝前、被^レ供^レ養八万四千基泥塔-、導師安樂房重慶云々」

また「二品道助法親王願文、建保四年五月廿八日(1216)敬口、造立泥塔八万四千基云々」その他の例がある。

造顯された泥塔は、如法による供養が散修されるのであるが、その作法は真言宗法善寺の現蔵なる700余点にも達する膨大な資料中、冊子の第九四号「泥塔供養作法」(文明6年)及び第578号、第611号の「泥塔供作法」に詳記されている。

4 鷹尾寺と水室神社

權現堂近くの旧平林道を北西に進む、甲府盆地の南西端、富士川の支流利根川上流に位置する集落が平林である。集落の尖頂部に鷹尾寺(現在の水室神社)がある。『明王寺境内全図』にも記されており、また明王寺の別院とも伝えている。

鷹尾寺は鷹尾権現ともいい、櫛形町の祐見神社を北鷹尾といったのに対し南鷹尾という。

本尊は文殊菩薩、不動明王、降三世明王の三軀(鎌倉末期の作)で、別当寺は明王寺であった。開創は宝亀年間に儀丹行円と伝え、創建後の展開は未詳であるが、建仁3年(1203)に僧弁尊が願主となり、降三世明王の彫刻を施した青銅の懸鏡を鋳造している。また寺の近くからこの時代の三鉢杵が発見されている。

室町期には寺は荒廃していたが、勧進僧金資宗憲、神主源朝臣高林小太郎勤吉、常葉丹後守光泰らの努力で再興され、文安6(1449)年に春米の明王寺住持の金剛薬弘尊を導師に請じて落慶供養が行われた。その後天文12年4月、武田家両職の独り甘利備前守虎泰から禁制が下された。その後幾多の変遷を重ね、明治維新の神仏分離令によって、寺号は廢され、本尊の文殊堂は移され水室神社となった。境内にはいまも無縫塔・宝鑑印塔・六地蔵壇などの当時の像石仏の残りが散見される。

第4節 文献にみえる泥塔供養

原 正人

1はじめに

平安時代以降の諸文献(日記・伝記・經典・編纂史書など)に散見する「泥塔」(時に「小塔」の名で呼ばれることがある)について、その事例を列挙すれば、相当多數にのぼる。従前の泥塔研究史の中で、文献史的立場からこの泥塔供養のもつ歴史的意義—造立者および享受者、造立目的、文化史的背景など—や、その変遷について考察を加えた論考として、以下のようなものがあげられる。

- ①肥後和男「日本発見の泥塔」「考古学」9-4、1938年
- ②日野一郎「我が国に於ける小塔供養の推移」「史觀」17、1938年
- ③木下密運「小塔」「新版佛教考古学講座」第3卷、1984年

〈なお、これらの諸論考の学史的位置づけについては、第III章・第1節泥塔研究の流れ参照〉

とくに前二者は、今から半世紀前の戦前の業績でありながら、広く史料を蒐集し、泥塔供養の実態を文献に即して究明した労作であり、今日に至ってもその研究水準を大きく上回るといえるものはなく、高い意義を有する。また③は、泥塔に関する経説の分析を通じて、泥塔供養作法のより具体的な実相に迫まろうとした好論であり、示唆を受ける点が多い。本稿も、これら諸先学の業績を基礎にふまえ、文献にみえる泥塔供養について、平安末期(院政期)の時期を中心に、概略的の考察を行うものである。

2 泥塔供養の変遷

(1) 摂關政治期(11世紀前半)まで

奈良時代の末、宝亀元年(770)に称徳天皇の勅願によって造立された木製の百万塔^{〔1〕}は、その現物の一部が法隆寺などに残存しており、有名である。ただし、平安時代に盛行をみる泥塔とは、系統的な関連は薄いので、ここでは除外する。わが国において泥塔は、平安時代の密教の隆盛とともに登場する。木下密運氏によれば、貞觀八一十三年(866-71)の年紀のある『安祥寺伽藍緣起資財帳』の中に「泥鈔印子并換四具」という記載がみえ、元慶七年(883)の『河内國勸心寺緣起資財帳』にも「銅泥塔様三具-口」^{〔2〕}とあって、真言密教(東密)の両寺院に早くから密教法具の一として銅製の塔型が備わっていることから、そのための念誦法も伝えられていたのではないか、とされる。さらに氏は、空海によって請來された多数の密教法典名を書き上げた弘仁十四年(823)の『空海經論目錄注進状』^{〔3〕}の中に、「造塔延命功德經一卷」が含まれていることから、それ以後この經説をもとに「泥塔作法」なるものが流布せられ、平安時代の泥塔供養流行の基となつたと推論する。従うべき見解であろう。ところで、天台宗の側でも、承和十四年(847)の『僧円仁請來目錄』に「白銅印泥塔-合」とあり、東密の系統とは別に、ほぼ同時期に台密にも泥塔の銅型が伝わっていたことにも注目しておきたい。

さて、文献上、泥塔供養らしきものを示す最初の例は、『尊意贈僧正伝』天慶元年(938)八月七日条にみえる、次のような記事である。すなわち、延長五年(927)、延暦寺の僧尊意僧正は、宝祚の長久を祈願して十種御願の誓いを立て、その内の一つとして、一万仏像および一万塔婆の修補を

発願し、朝廷に奏したが、「若塔數不足^レ萬者、依^レ無垢淨光教説^レ、清淨泥土、造^レ相輪塔^レ、満^レ一萬數^レ、成^レ就御願^レ」とあって、一部に泥塔(相輪塔)のつくられた可能性のあることを示唆している。つづいて、はっきりと泥塔供養が単独で行われたことを示す初見は、「小右記」永延二年(988)八月七日条の、「於^レ慈德寺^レ、可^レ被^レ供^レ養八萬四千泥塔^レ、其事以^レ誰可^レ令^レ奉^レ修^レ乎^レ、□遺座主許者、泥塔奉^レ造已了」である。この記事には、(1)十世紀末の、平安貴族社会の中に泥塔供養がある程度浸透していたこと、(2)前略部分の内容とのつながりからみて、その供養は台密の阿闍梨によって修せられたとみられ、密教による泥塔供養作法の初見であること、(3)造塔數八万四千基という数の信仰についても、わが国の文献史料上の初見である(八万四千塔信仰については後述する)点など、すこぶる興味深い内容が含まれている。

この『小右記』の作者、藤原実資自らも、願主となって泥塔供養を行っている。同書、万寿二年(1025)三月二十九日条に、「大威儀師安^レ身隨身平恒聖來向、件聖住^レ田原^レ、為^レ余毎月造^レ泥塔百基^レ、明朝可^レ帰^レ寺者、施^レ與^レ帰報^レ、居受範師奉令釋^レ品」とあって、平恒なる聖に毎月百基の泥塔をつくらせ、その報酬として報を与えたことを記している。毎月百基で、何ヵ月間、総計で何基造立したか定かではないが、泥塔供養の作法を修得した聖が一定期間、寺院とは別の場所、ここでは田原の地(現在の京都府綾瀬郡宇治田原町か)に住し泥塔をつくり続けたことが想像される。

(2) 院政期前半—白河・鳥羽院政期—

白河上皇による院政開始以降、とくに十二世紀代に入ると、院およびその周辺の宮中では、泥塔供養が頻繁に行われるようになる。長治二年(1105)三月、堀河天皇の病気回癒を祈って、三尺二寸の七宝塔および泥塔十万基の造立が、白河上皇によって発願された。その造進者に備前守国教、僧正増善ら八人が割当られ、「已上各千基、毎日造進、限^レ十ヶ日」のごとく、造塔數および期限も明確に命じている。^④さらに、保安三年(1122)年四月には白河上皇が法勝寺において、五寸塔三十万基の供養を行っている。このことは『本朝文粹』十二に認められている大治三年(1128)十月二十二日付の「白河法皇八幡一切經供養願文」に「保安三年建^レ小塔院^レ安^レ小塔二十六萬三千基^レ、今年更加^レ圓塔十八萬三千六百卅七基^レ、(中略)每年泥塔十萬基及^レ十餘年^レ」とあるものに該当すると思われ、より細かな実数を知ることができる。五寸塔三十万基というのは、実際に小塔院に安置された塔数からすれば概数を示すものであり、また願文には毎年十万基の泥塔を十余年にわたって造進したことが別記されているから、ここで言う「小塔」とはいわゆる「内塔」(堂内に安置する小塔の意か)を指すものと考えられる。つづいて、保安四年(1123)三月、法勝寺で鳥羽天皇の中宮侍賢門院璋子の祈願による二万基小塔の供養。翌天治元年(1124)には中宮聖子発願^⑤になる小塔十万基の供養が行われた。さらに翌天治二年(1125)正月に攝政藤原忠通が造進者となって小塔千基、五月にも白河法皇が小塔一万基を、いずれも中宮璋子の安産祈願のために供養している。大治二年(1127)には法勝寺御堂の新造と愛染王三百三体の安置に際し、「七宝御塔并小塔一万基供養」が行われ、翌三年(1128)九月には、同じく法勝寺で十万基小塔供養とあわせ、小塔十八万余基の供養が行われている。先にもふれた、同年十月二十二日付の願文の内容に照らすならば、前者は十余年にわたって毎年十万基ずつ造進されてきたとされる泥塔であり、後者はこ

の年に新たに小塔院に追加安置された18万3,637基の円塔を指すと理解してよいであろう。

以上、白河院政期に限ってみても、まことに膨大な数の小塔(泥塔の他、内塔、円塔など木製小塔も含む)が造進・供養されており、院政期における造寺造仏の異常なもの盛行という一般的現象と軌を一にしていることは言うまでもない。

「古代末期の政治的危機の所産としてのディスパティズムの一形態」である院政権力は、末法思想の深化とその危機克服の形態として生み出された王法仏法相依論に立脚して、古代仏教史上空前の仏事盛行、寺社勢力の興隆を現出させた。造寺造仏などの目に見える作善によって善根は積まれ、その量が多ければ多いほど教われるという、数量の信仰が支配的となったのが、この期の仏教とその文化の特色でもあった。白河法皇一代による作善は、「絵像五千四百七十余体、生丈六仏五体、丈六百二十七体、半丈六六体、等身三千百五十体、三尺以下三千九百三十余体、塔二十一基、小塔四十四万六千六百三十余基」と伝えられるが、このうち小塔造立はかかる数量信仰を満たすには恰好の作善とみなされたのではないかろうか。

大治四年(1129)白河法皇が没した後の鳥羽院政期以降になっても、泥塔供養は相次いで行われ、むしろ、つづく後白河院政期とあわせ十二世紀代半ば前後は、その頻度の密なる点からいって泥塔供養の最盛期を迎えたかの観を呈している。今その逐一を列挙することは紙幅の都合上さし控えたいが、特徴的ないくつかの例を取り上げたい。

『醍醐雜事記』によれば、保延五年(1139)六月、鳥羽法皇は自らの息災祈願のため、醍醐寺に泥塔二万基を造立・供養させている。同記には、その時の支度(作法に用いる道具・材料など)のはか、供米・油・紙などの配分の仔細が記録されていて興味深い。泥塔二万基のうち、上醍醐(人数十八人)に二千六百基、釈迦堂に三千基、下醍醐(人数二十二人)に三千六百基を割り当て、百基につき供米一石・油三合・紙一帖という基準からそれぞれの配分を算定し、「百箇日間毎日相寛二百基造立供養之」と命じている。なお、釈迦堂分三十石の使途について、さらに細かな指示も与えている。また、「高野山文書」四に載る久安五年(1149)四月二十九日、鳥羽法皇発願による十万基泥塔供養の場合、「自_今日_以_二十口僧_、限_百箇日_毎日千基泥塔令_奉_造立_、於_三大御堂_供_養之_、十口僧、次第十箇日勤_之、(中略)口別二石、總數井石也」とみえる。一人の僧が一日百基ずつで百日間、つごう十人で十万基の泥塔をつくるというものであるが、単純な計算からいえば僧一人当り一日百基分の見返りとして米二升が給されたことになる。これらの例から、泥塔供養はかなり綿密周到な計算と準備のもとに行われ、またそのために多人数の手間と莫大な経費がかかった点など、その舞台裏の事情を窺い知ることができる。

鳥羽法皇は、諸寺院のはかに院中、より限定するならば院の御所である鳥羽院において泥塔供養を営むことが多かった。この点、白河法皇が自らの御願寺・法勝寺において執り行うのがほとんどであったことは対照的である。長承三年(1134)十一月に、鳥羽院で尊勝陀羅尼小塔供養を行ったのを先例に、仁平二年(1152)五月一日、同四年(1154)十月一日、久寿二年(1155)三月一日、翌三年(1156)三月一日と、いずれも鳥羽殿においては毎年泥塔供養が行われている。しかも意識的に月始めが選ばれていることから、ある一定の目的のために恒例行事化したものでなかったかと推察される。仁平二年の場合、「世間觸_穢不レ可_穢山被_議定_云々」ということが問題になってしまい、いずれも除穢がその主目的であったかもしれない。さらに想像を逞しくするなら、鳥羽

殿における泥塔供養は、その造塔数の記載などがとくに見えないことから、新規造立を前提としない、すでに殿中に安置されていた泥塔を対象とした数度にわたる供養のみが行われた例、とみなしうるのではないだろうか。先の久安五年の高野山における十万基泥塔供養の場合も、十人の僧が一万基ずつ造立した泥塔を、すべて大御堂に集めて供養させたことが記されている。これは、造立と供養が、場所の上からもはっきり区別されていたことを示す例である。

(3) 院政期後半—後白河院政期一

後白河院政期は、泥塔供養の目的、もしくは理念に大きな変化が生じ、また造塔数の固定化(八万四千基造立が主流となる)が始まる時期という点で、注目すべきものがある。後白河上皇は、保元元年(1156)鳥羽法皇没の直後に起こった政争、いわゆる保元の乱を経て、この乱の勝利者として実権を掌握するが、翌保元二年(1157)三月に、十人の僧で百箇日間百基、計一万基の泥塔の造立供養を発願した。^四その目的は明確ではないが、乱後の処理にも一応の決着をみた時点で、亂にかかわって戦場に散った人々や非業の死をとげた者たちへ亡幽供養と、乱後の天下泰平を祈願してのものであったかもしれない。暫くおいて仁安四年(1169)年二月、仁和寺および紫金台寺で小塔八万四千基供養が行われているが、これ以降若干の例外を除いては、泥塔は八万四千基という数量にこだわって造立・供養される場合が圧倒的に多數を占めるようになる。八万四千基泥塔の造立は、前述の永延二年(988)一条天皇の時のそれを初見とし、その後、久安六年(1150)五月、鳥羽法皇が最勝寺において「八万基小塔」供養を行ったというのがその例に數えうるのみで、後白河院政期以前には、いまだ八万四千基造塔の信仰が支配的であるというわけではなかった。むしろ百基を基本単位として、千・一万・十万というような数が尊重されていたことが、今までにあげた諸例からも知られる。はたして、この変化は何に起因するものであろうか。

八万四千塔信仰が、インドの阿育王(アショカ王)の故事一王が八万四千の后を殺した罪を償うために、八万四千の塔を造立したといふに倣うものであり、平安時代末の日本にこの伝説がかなり流布していたことは、十二世紀初め成立の『今昔物語集』の中に阿育王関係の説話が六話(うち八万四千塔に関するもの四話)収載されていることからもうかがえる。それにしても、この八万四千塔信仰がどのような契機で泥塔供養と結合するに至ったのか、さらに考究すべき問題点も多いが、ここではこれ以上立入らないこととする。

後白河院政期において、院周辺の人々によって修せられた泥塔供養に、依然従来と同じく、息災祈願や安産平癒といった現世利益的功徳を求めるものが多かったであろうことは、承安四年(1174)四月の関白藤原基房がその妻の平産のために自邸で行った一万基泥塔供養の例や、治承二年(1178)十月、高倉天皇中宮(建礼門院徳子)の出産に際して中宮寝殿で一万五千基泥塔供養が修せられている例などからも明らかである。しかし一方で、後白河院自身が願主となって発願された造塔業(必ずしも泥塔とは明示されていない)が、源平争乱を背景とする政治的動向と深く関わって執り行われる場合もあって、ある種の国家的行事の色彩を帯びるに至った点にも注視する必要があろう。

すなわち、養和元年(1181)十一月、蓮華王院において、後白河上皇はじめ公卿ら多数の参列を得て壮大に催された八万四千基小塔供養の場合などには、その背後に同年閏二月に没した平清盛の亡きあと、東国に挙兵した源頼朝ら源氏勢力に対する警戒も一段と強まる中で、自己の立場を

優位に保たんとする平氏一門の苦惱とその政治的演出の意図が秘められていた、との見方がある。同年(治承五年)九月の頃より、大神宮臨時大祭をなすべきか、阿育王の故事に倣って八万四千基造塔をなすべきかの論議が朝廷内で種々巡らされており、十月に入ると後者の線で造塔準備が進行してゆき、九条兼実が五百基、建礼門院がさらに五百基というように、具体的割当てにもとづく小塔(寸法五寸で、各々に寶篋印陀羅一反を籠める)の造進が相次いだ様子が窺える。平氏一門にとってみれば、この八万四千塔供養を主内容とする法要を後白河上皇の後楯のもとに執り行うことは、亡き宗主清盛への追善であり、同時に人心を集め彼らの政権維持を図るための大デモンストレーションではなかったか。しかしその甲斐もなく、元暦二年(1185)三月平氏一門は滅亡に帰し、直後の六月、再び後白河上皇発願になる八万四千基の五輪塔供養が朝廷内で行われた。五輪塔の一般的性格からいって、この時の供養は壇ノ浦に沈んだ幼帝安徳(後白河孫)への追慕の念と、非業の死を遂げた平氏の悲将たちへの亡靈追善を主たる動機としたと想像される。年時は定かではないが、この前後にも九寸五輪塔八万四千基の造立供養が後白河法皇によって企てられ、保元以後の政争の犠牲となって散った、叛亡者の靈を慰めると同時に、天下泰平を祈願してのものであることや、遠近親疎の別や道俗男女の貴賤を問わず、広く勧進して天下普く人別一基ずつ造進することが最大の功德になることを、その発願の趣旨の中で述べている。

このような信仰精神は、新しい武家政権の長として鎌倉幕府を開創した源頼朝の仏事作善の中にも引き継がれている。頼朝は、その晩年も近い建久八年(1197)十月、諸国叛亡者の成仏得道のために五寸五輪塔八万四千基の供養を行った。その時の仔細の一端を伝える「進美寺文書」によれば、頼朝発願の八万四千塔のうち、源親長がこの仰せを受けて勧進した五百基のはか、進美寺の所在する但馬國の割当て分として三百基を造進するが、その内訳として六十三基を当寺の住僧らが造立し、残りを国内の大名(有力武士)らに割当て造らせたとある。小塔を分納して造進させる場合の、具体例が知られて興味深いが、おおむねその他の国でも、大顕主頼朝の縁者につらなる小顕主武将が中心となり、その人物に関わりの深い寺院(氏寺)が祈福所に選ばれたと思われ、さらに国内の配下土豪層たちの協力もあって、最終的に具体的割当て数の造進を果たしたのではないかとみられる。ただし、その国ごとにまとめた一定数の小塔をさらに一所(たとえば鎌倉)に運び入れたのかどうかは詳らかではない。いずれにせよ、全国のかなり広い範囲、広い階層の人々の結縁によって、はじめて八万四千基という数の造塔が成就したのであり、またそのような信仰事業を共同して行うことによって、頼朝を核とする鎌倉武士たちの精神的紐帯を強めるという、文化的であると同時に政治的な効果を狙ったのかもしれない。とすれば、これも先に想定した八万四千基造塔を人心収攬のために利用する国家的なデモンストレーションの一手段とみなせるのではないだろうか。

3 おわりに

以上、文献に見える泥塔供養、もしくは小塔供養の実態とその変遷について、平安時代とくに院政期を中心に考察を加えてみた。最後に、もう一度主な論点を要約するとともに、なおも不明な点や疑問点を整理して、結びに代えたい。

1. 平安時代初期の天台・真言両宗において、密教修法の一として泥塔供養が取り入れられてい

たと考えられ、少なくとも法具として唐より招来された銅製塔型が伝世した事実が知られる。

2. 平安時代中頃の摄關政治期に入ると、泥塔供養が阿闍梨らによって修せられた例もあり、泥塔信仰が貴族社会の一部には確実に浸透していた明証がある。

3. 白河上皇に始まる院政期に入ると、造寺造仏の盛行と軌を一にして泥塔を含む小塔供養の実例が格段に増加する。その目的は、息災祈願や安産平癡といった個人的現世利益を求めるもの为主であり、十万基規模の大量の泥塔が毎年のように造造され、まさしく数を競うことが功德の多寡を決定するといった、仏事作善における数量信仰が支配的な時代の所産であった。また、寺院以外の場所、たとえば院の御所や朝廷内殿中においても除蠟や個人的利益を目的にした泥塔供養が行われる場合があり、院を頂点とする貴族社会の恒例行事として定着してゆく側面もあった。

4. 泥塔供養の行法の次第や支度の道具、さらにはそれに関わる人員や支給すべき料の配分などを書き上げた若干の史料によれば、この供養には莫大な労力と経費が投入されたことが窺われ、きわめて奢侈的な貴族信仰の様相を帯びていた。

5. 後白河院政期は、泥塔供養の信仰内容、もしくは供養目的に大きな変容の起こった画期である。おおむねこの期を境に、造塔数を八万四千基に固定化する傾向が強まり、供養の性格(目的)自体も、追善を主とするものに移り変わってゆく。この変化に対応する形で、五輪塔形の小塔が出現し、その後も盛行をみた。

6. 源平争乱期から鎌倉幕府開創期に至る十二世紀末頃の泥塔供養には、院とそれに結びつく支配層や頼朝らの発願によって、いちだんと広い地域・広い階層にわたる人々が、共同して造塔や供養に参加する形態が現れ、ある種の国家的宗教事業の一つとして利用される場合もあったと思われる。

断片的な史料からは、以上のような諸点を明らかにし、あるいは憶測したにとどまるが、泥塔供養の実体を固定的なものとしてではなく、平安時代に限ってみてもいくつかの変節と多様性を含むものとして理解してみると必要であろう。それに加え、本稿ではまったく考察する余裕の持てなかつた側面も多い。すなわち、泥塔供養の核心である小塔の造立に直接携わった主体が、上記2の阿闍梨という特殊な密教修法を会得した、いわば特殊技能者から、どのようなプロセスを通じて5にみられるような民間も含む各層へと広がっていったのか。さらに、前述の八万四千基造塔の固定化と相俟って、供養目的が現世利益から菩提・追善を主とするものに変化したとシェーマづけることの可否等々、今後の泥塔研究の中で検討を重ねるべき課題は、なおも残されている。

注

(1) 『続日本紀』宝龜元年四月庚午条。

(2) 『平安遺文』164号。

(3) 同書、174号。

(4) 同書、補遺一、4427号。

(5) 同書、補遺一、4455号。

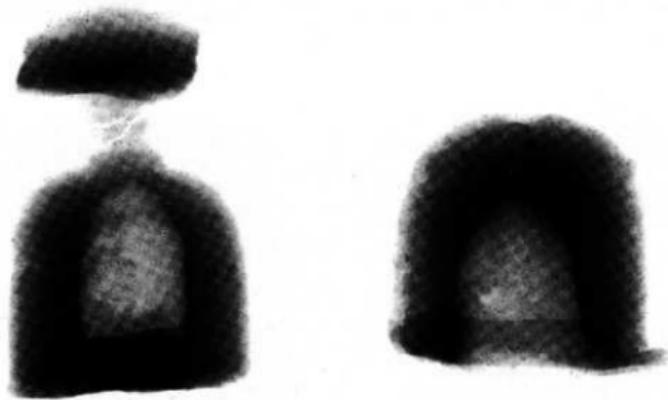
(6) 『中右記』長治二年三月三十日条。

(7) 『西鏡抄』保安三年四月二十三日条。

- (8) 「御室相承記」保安四年二月十三日条。
- (9) 「中右記目録」大治元年三月二十日条。
- (10) 同書、天治二年正月二十二日条。
- (11) 同書、天治二年五月二十三日条。
- (12) 「中右記」大治二年三月十二日条。
- (13) 「本朝文粹」大治二年九月二十八日条。
- (14) 同書、人治三年十月二十二日条。
- (15) 石母山正『古代末期政治史序説』、未來社、1956年。
- (16) 「中右記」大治四年七月十五日条。
- (17) 「醍醐雜事記」保延五年六月二十日条。
- (18) 「長秋記」長承三年十一月十五日条。
- (19) 「兵範記」仁平二年五月一日条。
- (20) 同書、仁平四年十月一日条。
- (21) 同書、久海二年三月一日条。
- (22) 同書、久寿三年二月一日条。
- (23) 「阿彌経抄」巻第七十七、造塔。
- (24) 「御室相承記」仁安四年二月二十日条。
- (25) 「台記」久安六年五月二十九日条。
- (26) 追憶千尋「中世日本における阿育王伝説の意義」(『仏教史学研究』24-2、1982年)に、わが国における八万四千塔信仰の変遷と意義について考察がなされている。
- (27) 「玉葉」承安四年四月二十四日条。
- (28) 「山機記」治承二年十月十日条。
- (29) 「吉記」養和元年十一月二十日条。
- (30) 日野一郎「我が国における小塔供養の推移」(『史報』17、1938年)。
- (31) 「玉葉」治承五年九月三十日条。
- (32) 同書、養和元年十月十四日条。
- (33) 同書、元祐二年六月二十四日条。
- (34) 「覚辨記」巻第五十四、造塔下。
- (35) 「鍾倉遺文」9375号。

〈付記〉本稿をなすにあたって、木下密道氏・萩原三雄氏・畠大介氏から多大な御教示をいただいた。とくに木下氏からは、氏自らが苦心され作成された「泥塔關係史料」のレジュメを頂戴し、その利用を快くお勧めいただいた。ここに記して、厚く感謝の意を表する次第である。

図版



泥塔I類126点の中には、塔身部内に空洞をもつものが7点、底部孔をもつものが3点ある。前者は底部から指頭をさし込んで空洞部分を形成したのち閉塞したものであることが、X線透過撮影によって判明した。なお納入物を認めることはできなかった。

(撮影 鈴木稔、条件：2 mA、90 KV、距離1 m、フジIXFRフィルム)



1 遺跡遠景（東方より）

2 作業風景（第5次調査）





3 調査区全景（南より）

4 調査区全景（東より）



図版 3



5 上段部北壁セクション



6 上面焼成部の上に
堆積した器の出土状況

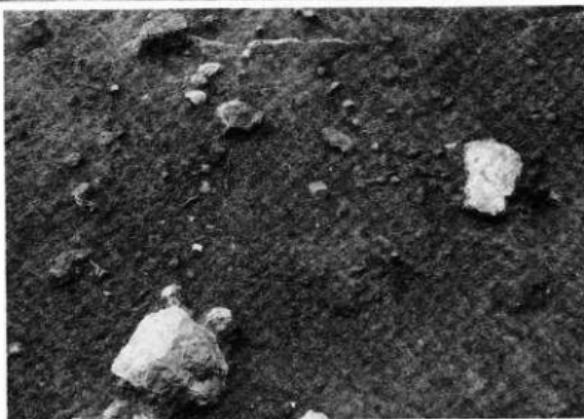


7 上段部及び
上面焼成部全景
(東より)



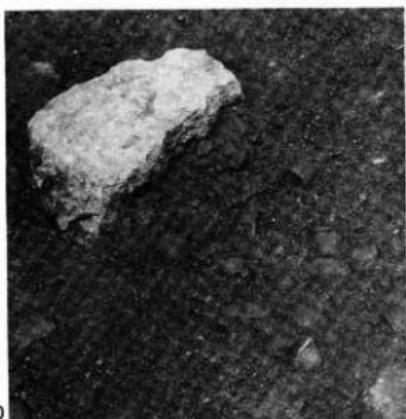
8 石列（東より）

8



9～11 上面焼成部
遺物出土状況

9



10



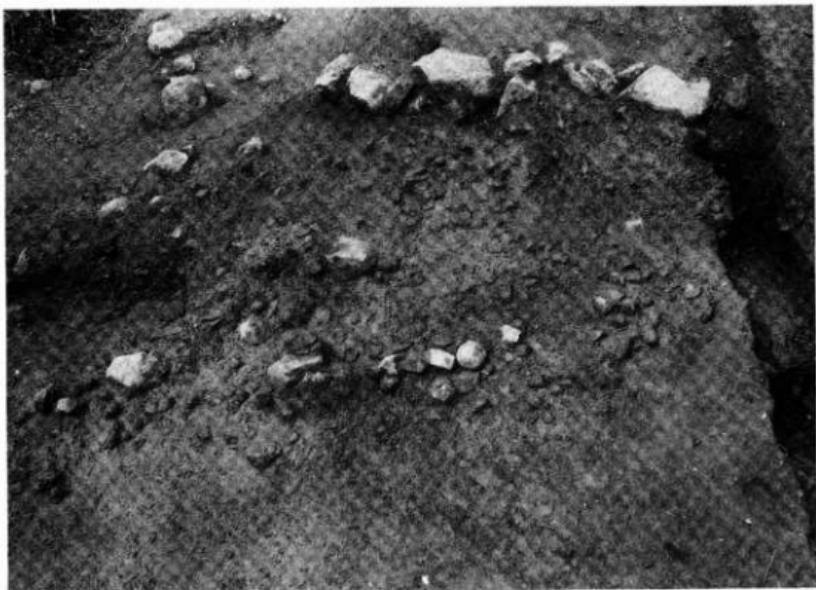
11

図版 5



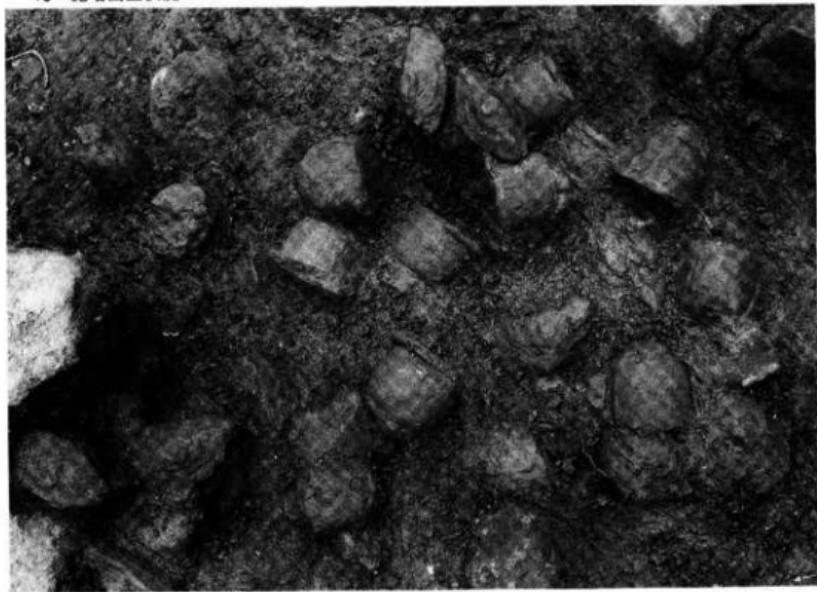
13 下面焼成部
(西より)





14 灰原 遺物出土状況（東より）

15 泥塔出土状況





16



17



18



19



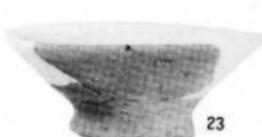
20



21



22



23



24



25

- 16 小皿 a 類 (第 6 図 1)
- 17 小皿 b 類 (第 6 図 5)
- 18 小塊 a 類 (第 6 図 15)
- 19 小塊 b 類 (第 6 図 16)
- 20 小塊 b 類 (第 6 図 17)
- 21 小塊 C 類 (第 6 図 18)
- 22 高台付小塊 (第 6 図 20)
- 23 高台付坏 (第 7 図 25)
- 24 高台付坏 (第 7 図 28)
- 25 坏 b 類 (第 7 図 38)
- 26 足高高台付坏 a 類 (第 7 図 39)
- 27 足高高台付坏 b 類 (第 7 図 40)



26



27



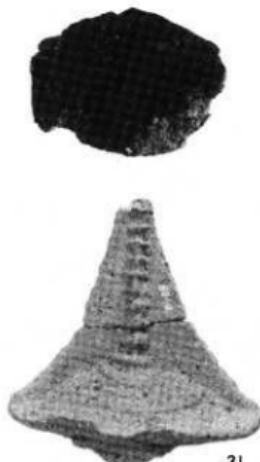
28 泥塔I類 (第II図2)



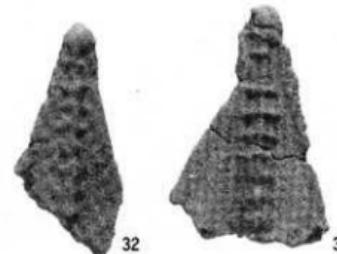
29 泥塔II a類 (第II図7)



30 泥塔II b類 (第13図10)



31



32

33

34

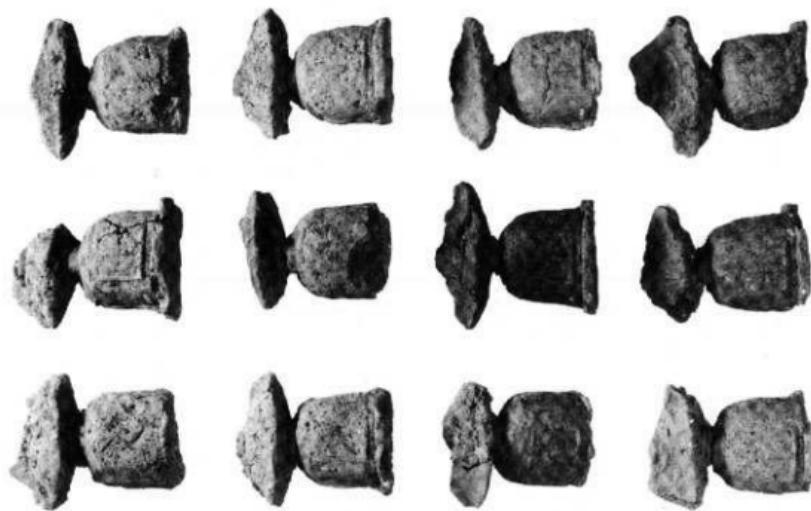
31～34 笠部～相輪部
35 扉型と型の木目跡
36 扉型脇に残る指頭痕



35

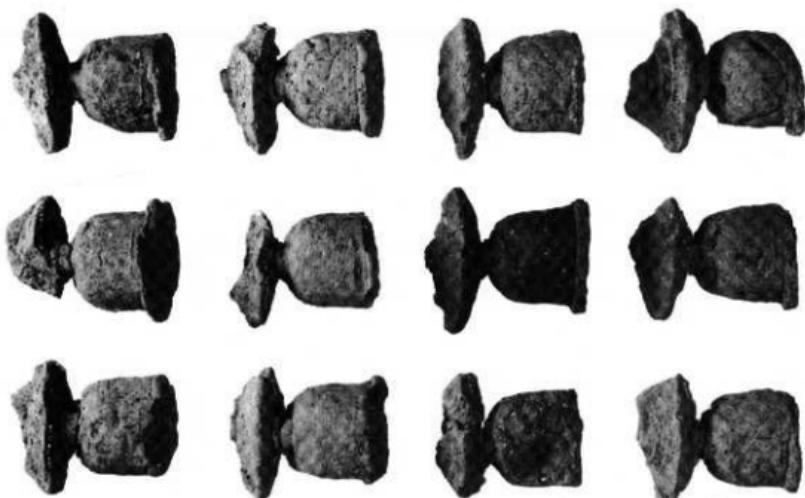


36



38 同 董

37 泥塔 I 類（未圖化資料）





39 泥塔II a類 (未化資料)

40 同 葵



42 同 葉

41 泥塔II b類 (未図化資料)



図版 13



43~48 泥塔底部 (43 底部孔① 44~46 底部孔② 47 底部孔③ 48 指頭痕)



49 焼成粘土塊



50 拡大 (スサ状压痕)



51 鉄製品



52



53



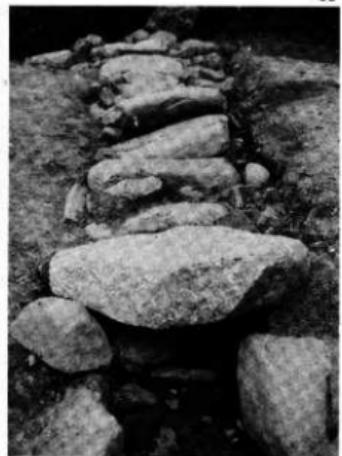
54



55



56



58



57

52・53 A 地点

54 神興台

55 B 地点

56 E 地点

57・58 E 地点 第2トレンチ暗渠



59



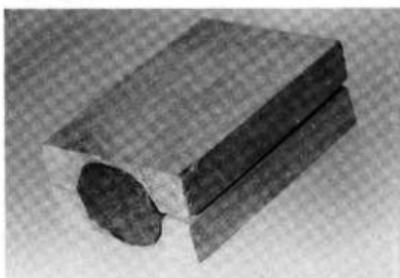
60



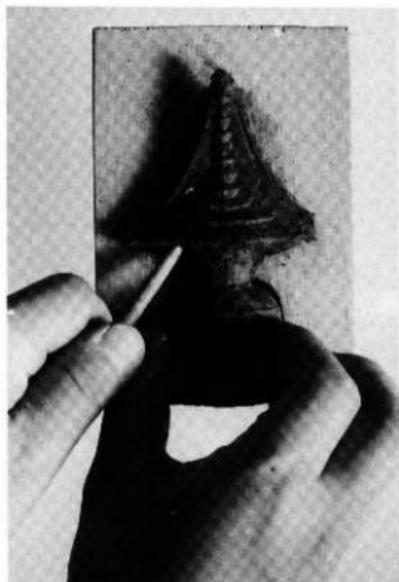
61



62



63



64

泥塔製作技法の復元（第III章 第2節参照）

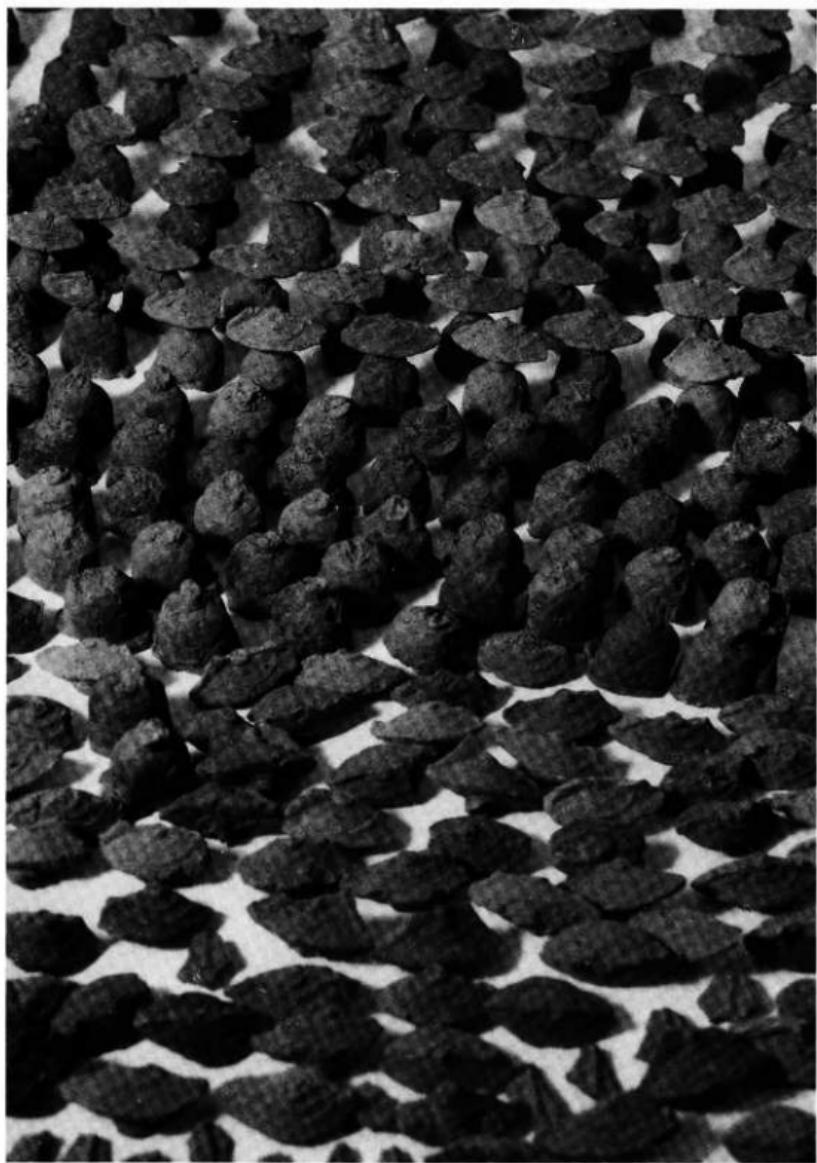
- 59 木型
- 60 粘土の詰め込み
- 61 型合せ
- 62 型はずし
- 63 串を用いてはずす



64 調査風景（第6次調査）

65 調査風景（第6次調査）





66 泥 塔

山梨県南巨摩郡増穂町

権現堂遺跡

平成元年11月30日 発行

編集 権現堂遺跡学術発掘調査会

発行 増穂町教育委員会

〒400-05 山梨県南巨摩郡増穂町天神中条1134

☎0556-22-3111

印刷 デザインオフィス WITH

〒400 山梨県甲府市大里町3727

